

292.211

S:471t

天津誌

KE 7A-44

天津誌

清國駐屯軍司令部編

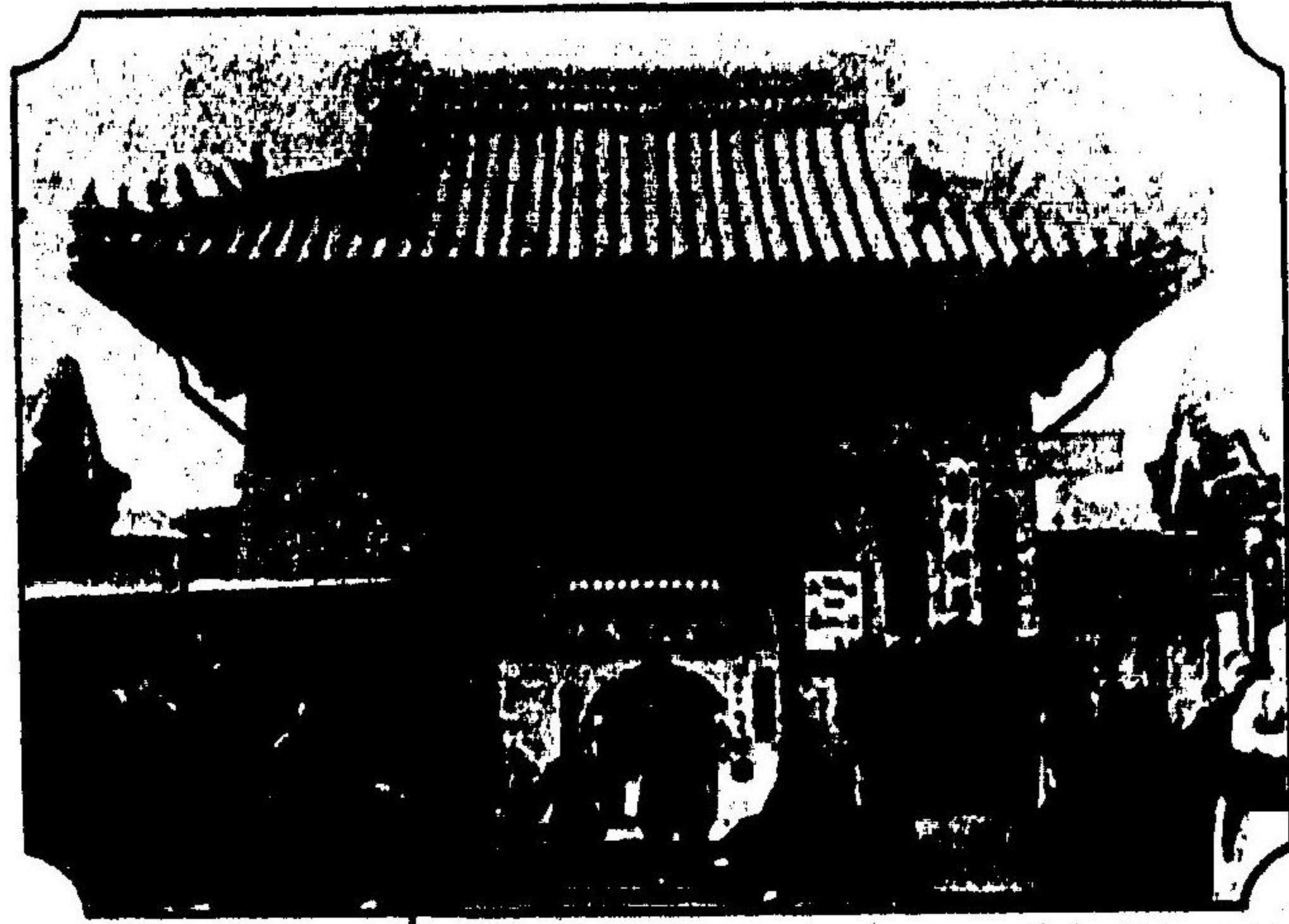
292.211 S2 471x

集

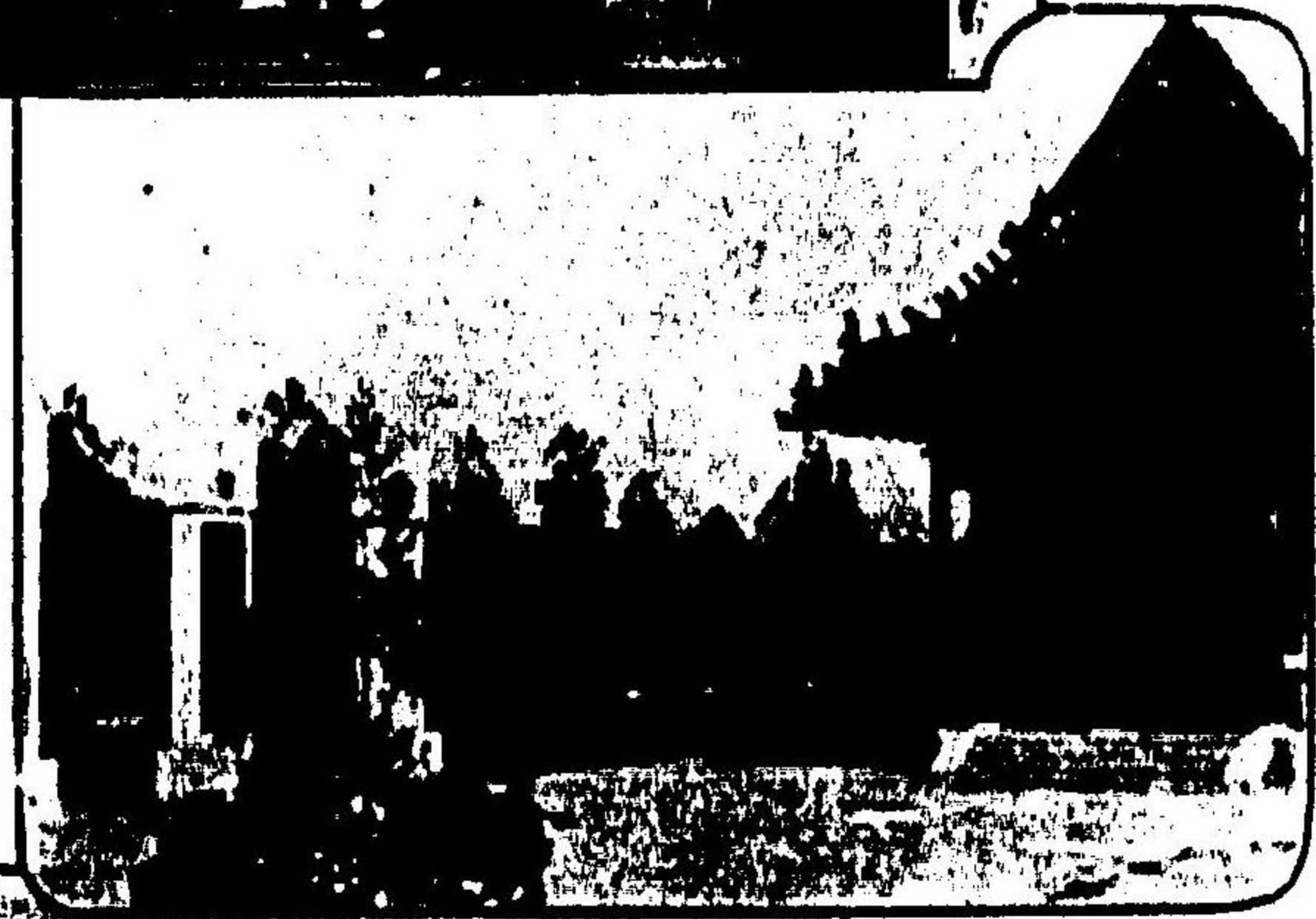
而



30588



天
前
宮



中
公
館



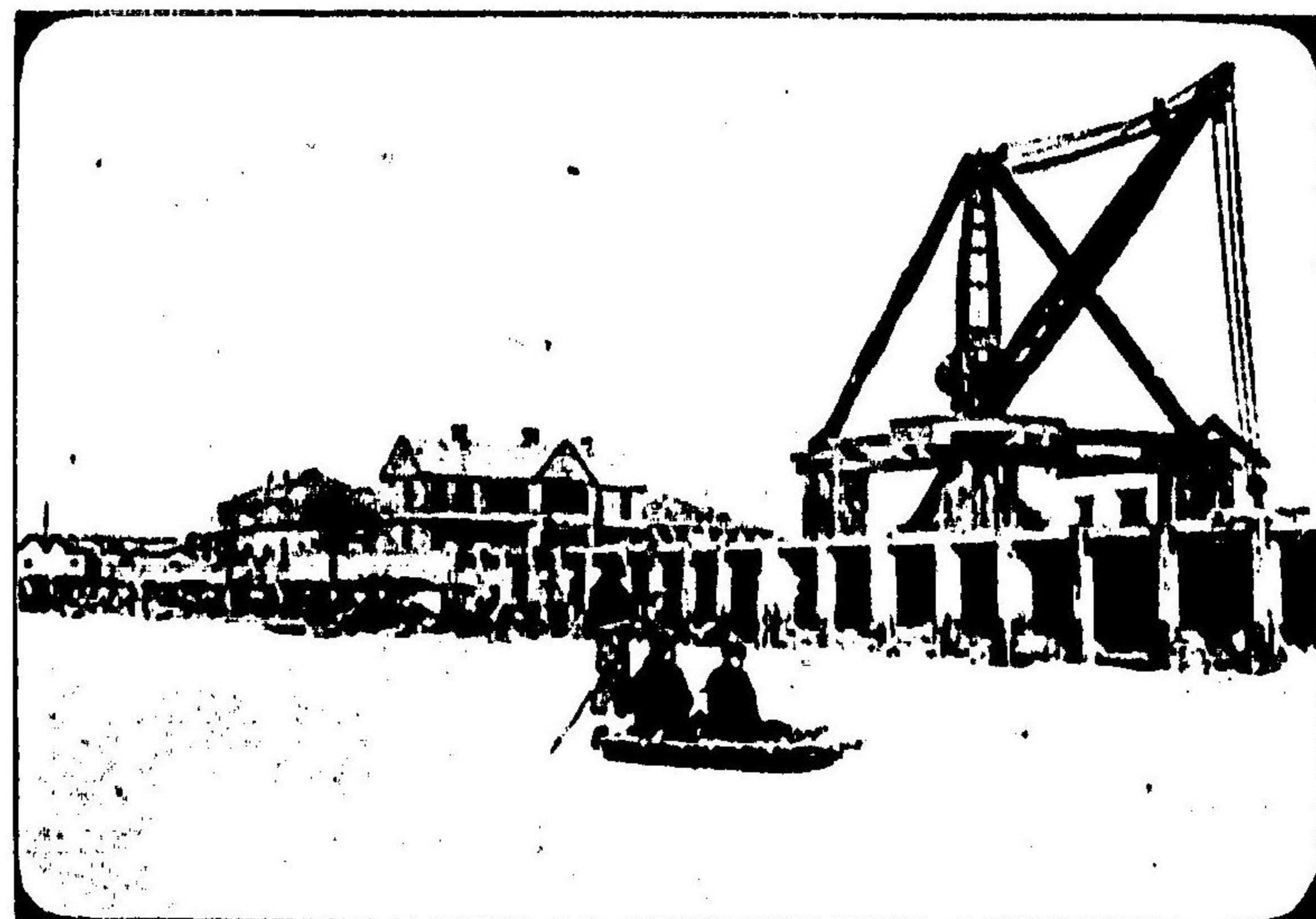
上
園

仙波太郎殿

大
家



船一の頭埠估嶼



機原七

序

今ヤ世界ノ風潮ハ益々清國ノ開發ヲ促シ清國ニ關スル調査研究ノ必要ヲシテ更ニ一層ノ緊切ヲ加ヘシムルニ至レリ願ミテ本邦人士一般ノ清國ニ關スル智識ト經驗トヲ察スルニ頗ル幼稚ニシテ其著述ノ如キ眞ニ時代ノ要求ニ應スルニ足ルモノ極メテ少ク、地理上及歴史上深厚ノ關係ヲ有シ同文同種ノ親密ヲ保テル隣邦ノ事情多クハ雲水萬里ヲ隔ツル異文異種ノ泰西人士ニヨリテ闡明セラル、ノ觀アルハ豈恨事ニ非ラスヤ

前駐屯軍司令官仙波少將深ク之ヲ慨シ清國ニ關スル調査研究ノ一端トシテ京津地方誌ノ編纂ヲ企圖シ多年該地方ニ在留シテ中外ノ事情ニ精通セル本邦學者、官員、實業家及其他ノ篤志家ニ依

囑シ各其長スル所ニ從ツテ廣ク實情ヲ查覈シ深ク現況ヲ探究シ
 逐次得ル所ノ材料ヲ分類輯合シテ編纂ニ從事セシメシカ其業未
 竣ハルニ至ラスシテ任ヲ去リ神尾中村兩司令官相次イテ前任者
 ノ志ヲ繼承シ遂ニ北京誌ヲ脱稿シテ既ニ昨年之ヲ世ニ公ニセリ
 爾後予著任シテ未タ幾クモナラス天津誌今亦成リ數年以來駐屯
 軍ノ著手シタル事業ハ茲ニ漸ク完結ヲ告クルヲ得タリ夫レ北京
 ハ清國ノ首都ニシテ全國首腦機關ノ聚萃スル所、天津ハ首都ニ
 近邇スル有數ノ大商埠ニシテ古來幾多對外案件ノ胚胎セシ地タ
 リ本書北京誌ト共ニ此ニ二樞區ノ事情ヲ明ニシテ以テ清國ニ關スル
 調査研究ニ資スル所アラシクコトヲ期セリト雖素是レ一小局地誌
 タルニ過キス未タ以テ清國全體ノ指鍼タル能ハサルヤ論ナシ若
 シ夫レ體裁ノ不備、章句ノ拙劣等ニ至リテハ平素文事ニ慣レサ

ル一介ノ武辨之カ編纂ノ主任ニ當レルカ爲メノミ本書ヲ繕クノ
 士幸ニ之ヲ咎ムルコトナカレ唯世ノ清國事情ヲ調査研究スル人
 本書ニ依リテ多少ノ裨益スル所アルヲ得ハ駐屯軍ノ望トスル所
 則チ足レリ

清國駐屯軍司令官陸軍少將 阿部貞次郎識

天津誌編纂始末

一、本誌は明治三十六年時の天津駐屯軍司令官仙波少將閣下が北清研究に資するの目的を以て其編纂を企圖せられたるものにして在天津の本邦官民より得たる材料を以て骨子となし當司令部に於て編纂したるものなり

一、材料蒐集の容易ならざること、斯業將きに精に就かんとするの際開始せられたる日露戦争とは本書編纂上に多大の阻礙を興へ加ふるに司令官閣下交迭の爲め一時事業の頓挫を見るの悲運に遭遇せしが神尾少將閣下の上任と共に再び之を興し轉て現司令官中村少將閣下亦之を繼續して獎勵督促に厲心せられ本年二月始めて稿を脱するを得たり

一、本書編纂は時日を費すこと實に五年有半の久しきに涉り事業の進捗決して迅速なりと云ふを得ず怠慢の贖固より甘受せざるべからず然りと雖も前陳の事情と材料分擔者中異動頗る多く豫定の時期に蒐集を結了すること能はざりしとは編纂事業の續

慢を餘儀なくせる一大理由たるの價値あるものと信す

一、本書の文章は務めて一律を期したるも材料分擔者の數多かりし爲め信例不易交錯して統一を缺き修飾意の如くならず恰かも寄木細工の感あり編者刑棘を負ふて其罪を謝するもまた之を償ふ能はざるなり

一、本書編輯の體裁亦甚だ備はらざるは免かる可からざる所偏に請賢の斧正を待たざるべからず

一、本書が萬障を排して上梓の運命を得たるものに材料分擔者の苦心と努力との賜と云はざるべからず而かも其功の徒に没せられんことを恐る故に特に茲に其姓名を列記し以て隱勳を表彰するの一端となす

輿地學上及北清に於ける天津の位置 步兵大尉 板谷清寛

地勢地質河川森林湖池 同

氣候氣溫 天津測候所技手 神原鉦松

建設沿革 步兵大尉 板谷清寛

天津市の廣表及市の區劃

步兵大尉 龜井甲子藏

白河 同

白河改修並河口浚渫 同

市外道路 同

各國駐屯軍 同

戶數人口 同

巡警總局 原田俊三郎

市内の道路橋梁及埋立工事 同

車馬 同

運河 同

船舶 同

宣講所及閱報處 同

郵政 同

天津日本郵便局員 青木一郎

同 中村小一郎

天津

電信及電話	工兵大尉	染川安憲
鐵道	鐵道技師	曲尾辰二郎
運輸業	外務通譯生	潮上恕治
宗教附屬壇寺觀	外務書記生	北條大洋
教育	直隸教育顧問	渡邊龍壽
軍術軍隊及學校	步兵少佐	谷谷榮輔
行政司法機關並監獄	直隸警察顧問	三浦崧傳
	元同上	村田宜寬
		原田俊三郎
貨幣及度量衡	元直隸財政顧問	佃一豫
鹽業		同
金融の狀態	天津正金銀行員	松本茂
商業	元天津總領事館領事官補	奥田竹松

天津

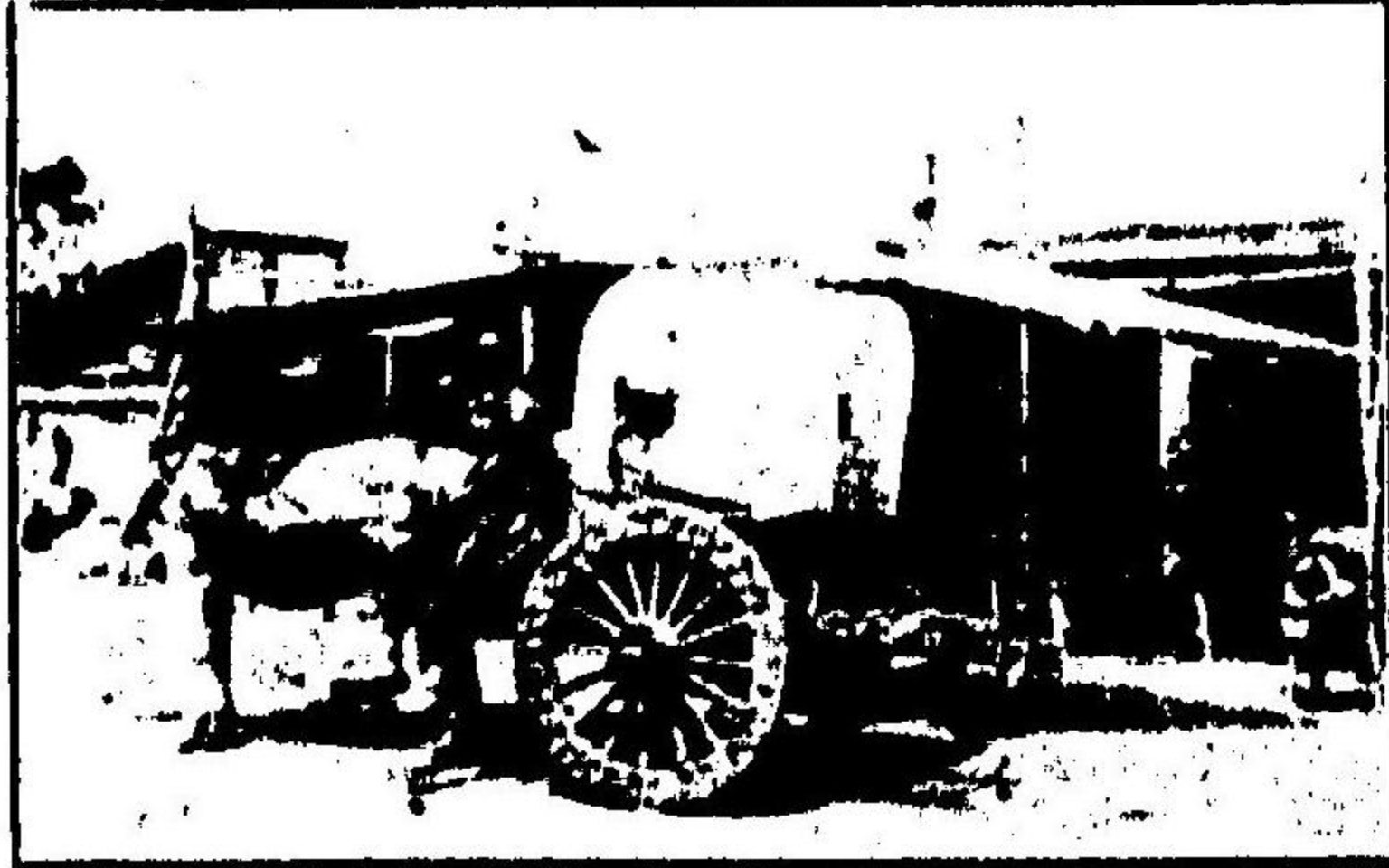
工業	直隸工務顧問	藤井恒久
輸出入	天津鈔關	鈴木藤藏
	天津海關	石田榮
稅關	牧師	鈴木藤藏
慈善事業	防疫院長	瀨川淺
醫藥衛生	齒科醫	古城梅溪
官報及漢字新聞	天津日々新聞社	田添豊造
外字新聞		津村宜光
家屬	外務省技師	潮川淺
燃料	一等主計	眞水英夫
家畜家畜	一等獸醫	林延治
開平礦務	天津新昌松洋行主	工藤儀助
		山本嶺三郎

棉糸綿布
天津紡附組
山海關泰興島
深州昌黎塘沽

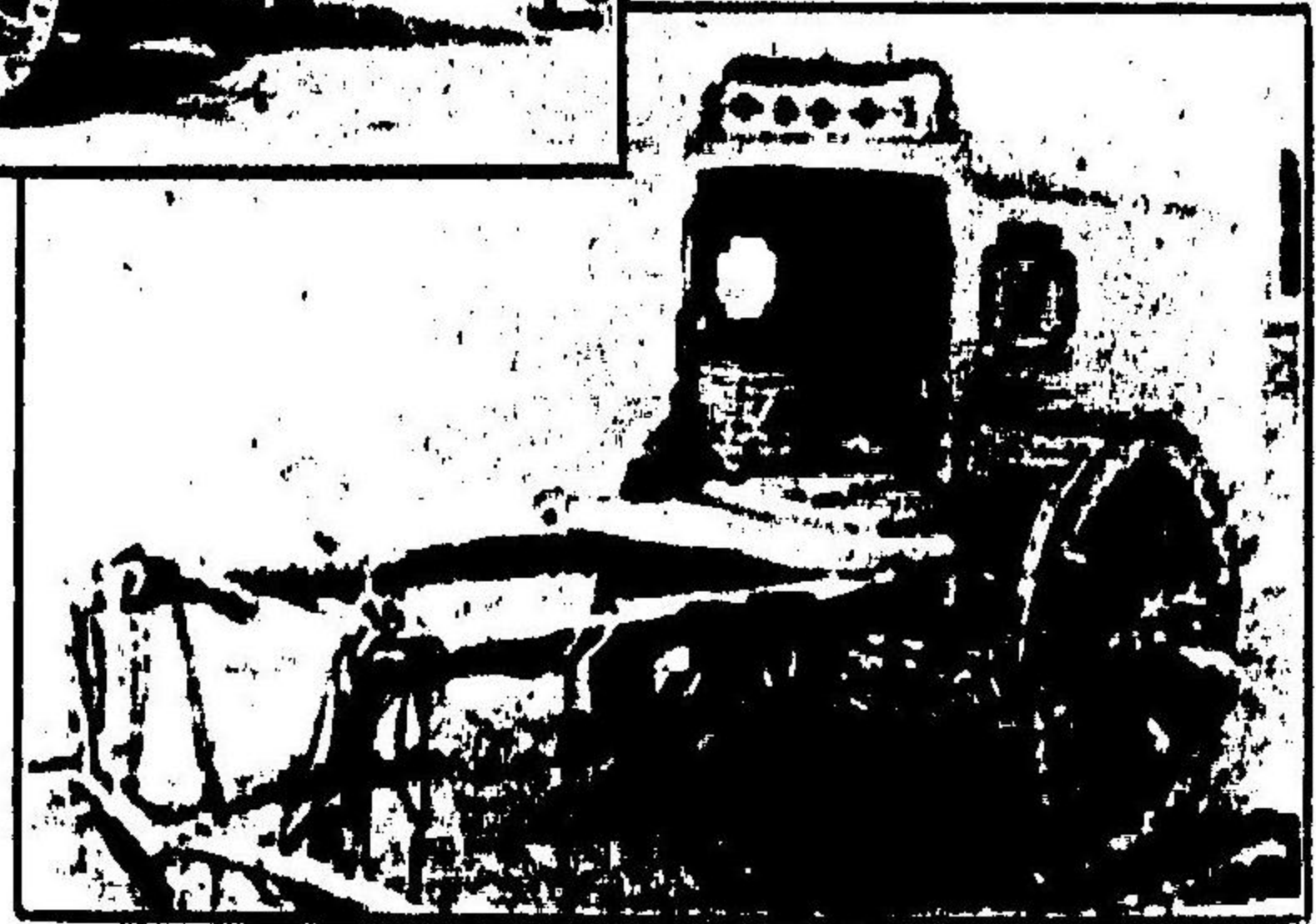
明治四十一年二月

天津大倉洋行員
清水章三郎
山海關步兵隊通譯
山田 豊
天津步兵隊

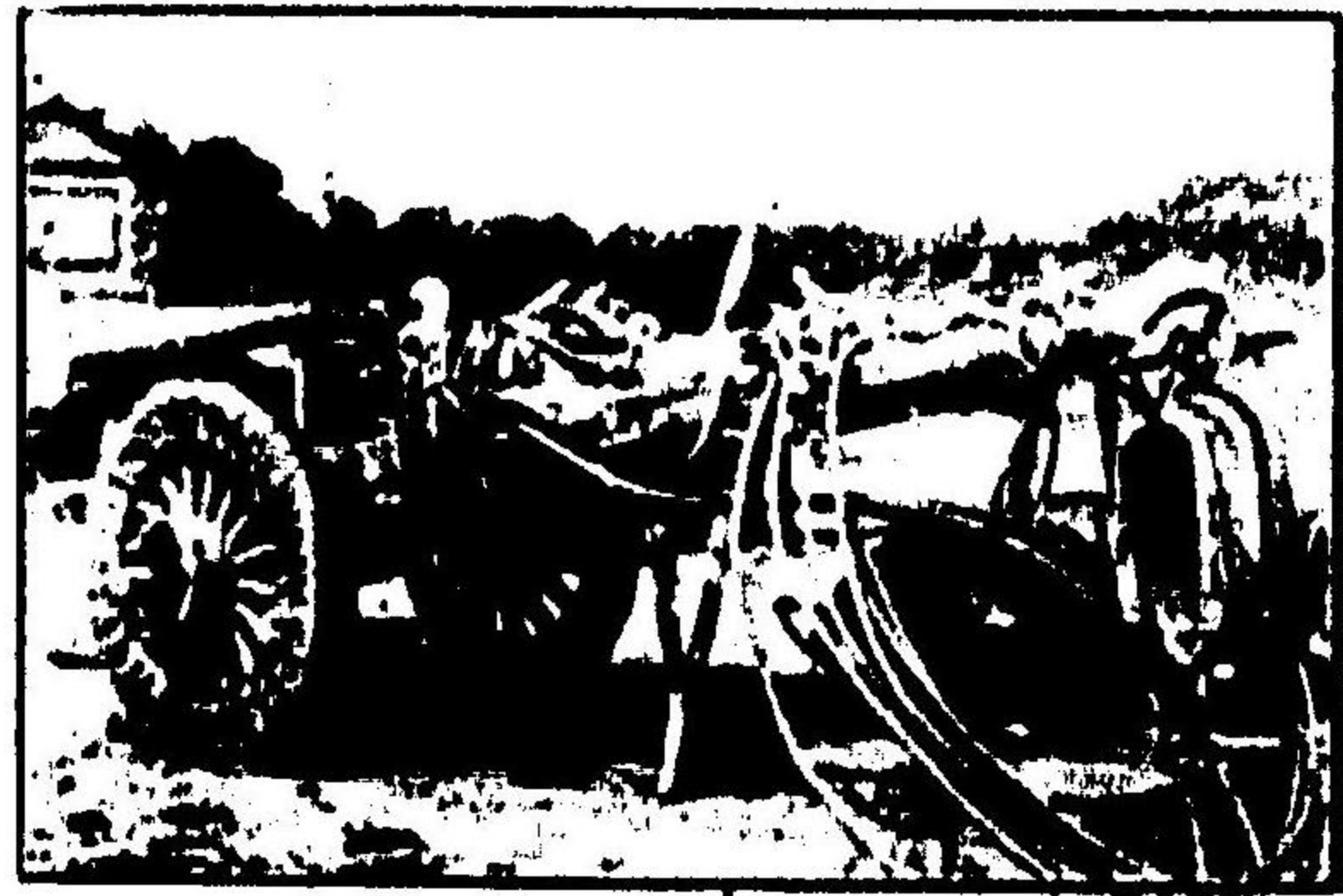
陸軍步兵大尉
龜井甲子藏
文學士
牧野田彦松



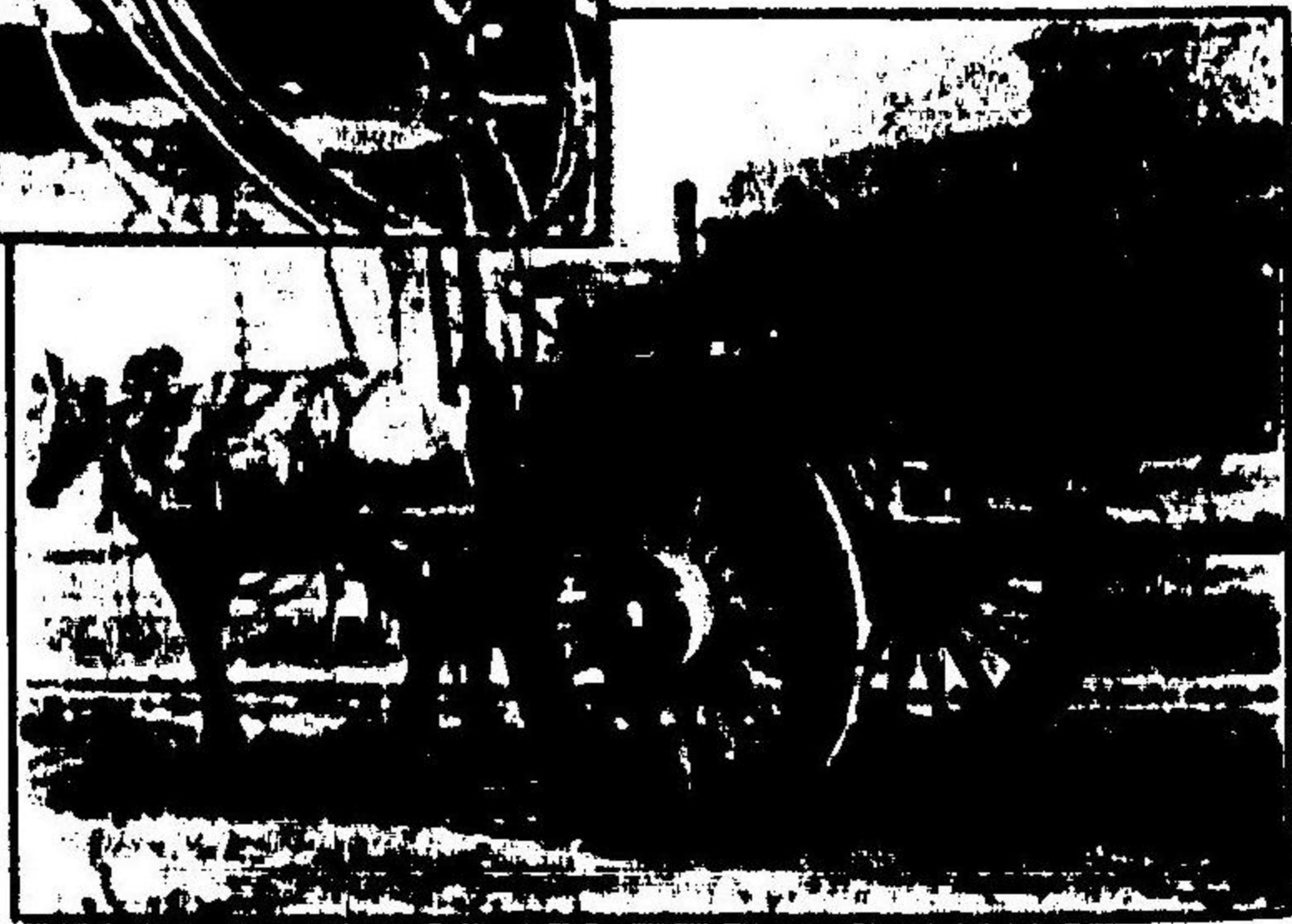
馬車



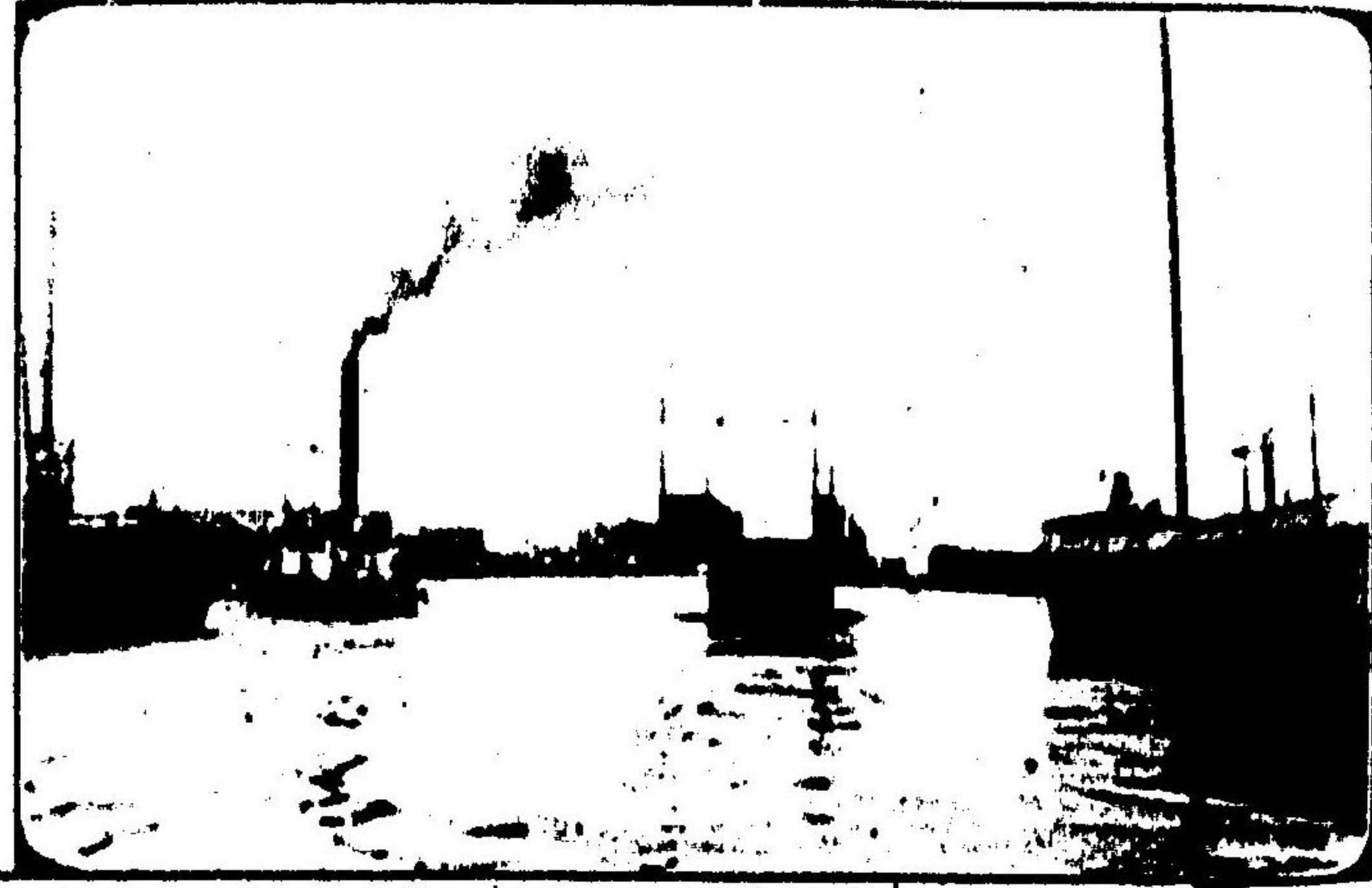
火車



大車



大車



魚
國
橋
長
田
田
橋
中



橋
站
鐵
橋

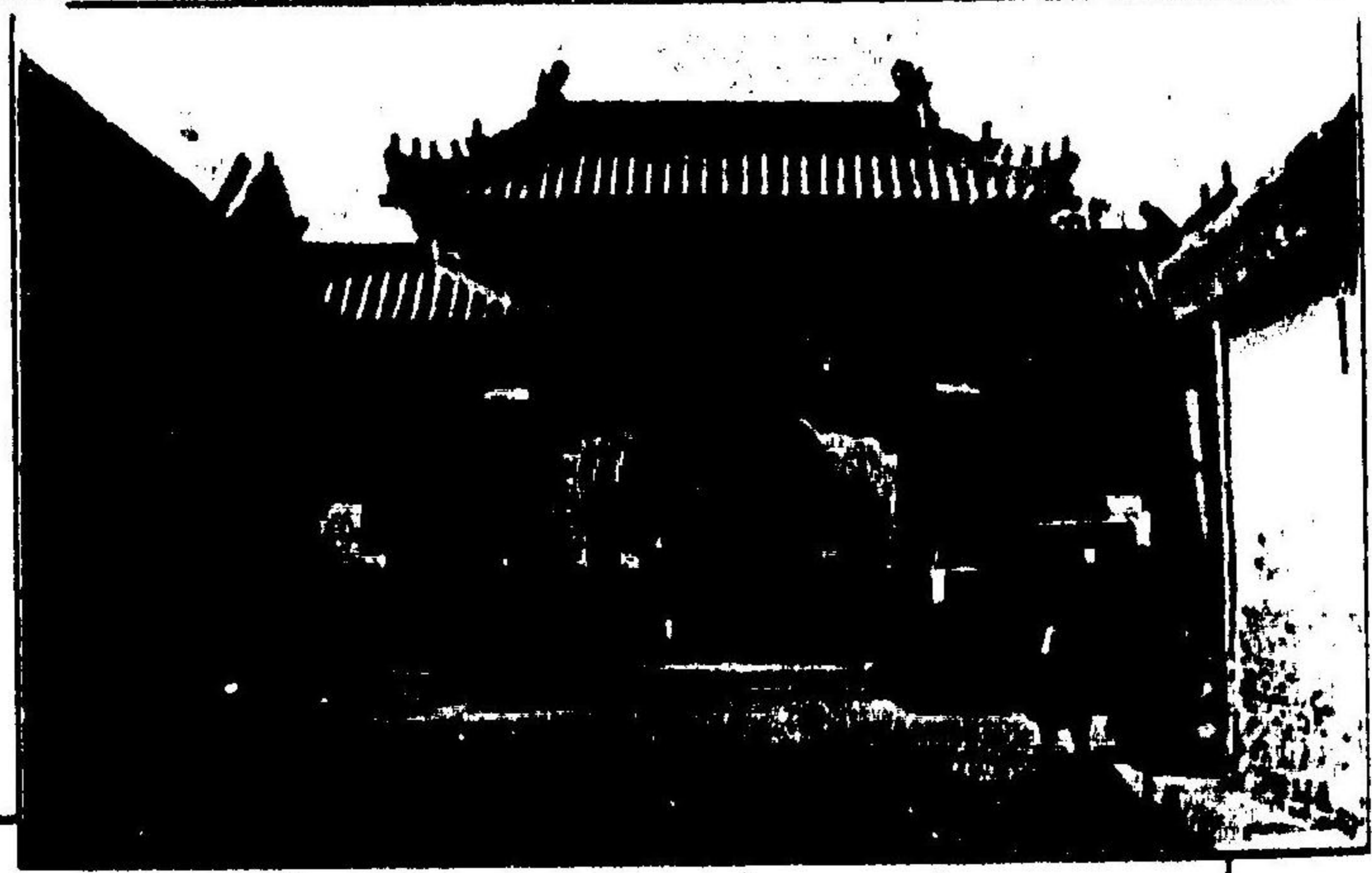


金
馬
橋
田
橋
中

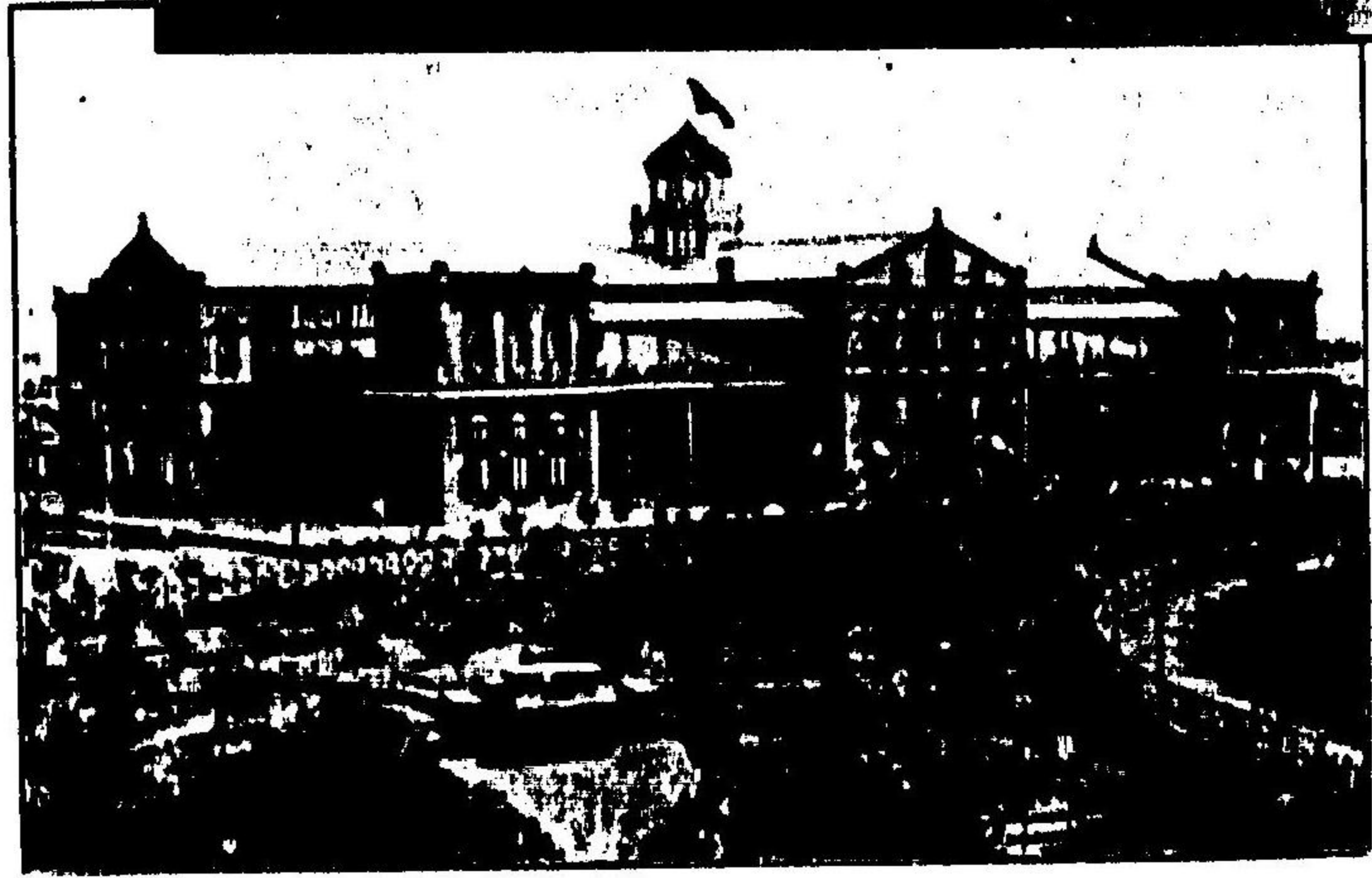
銀元局

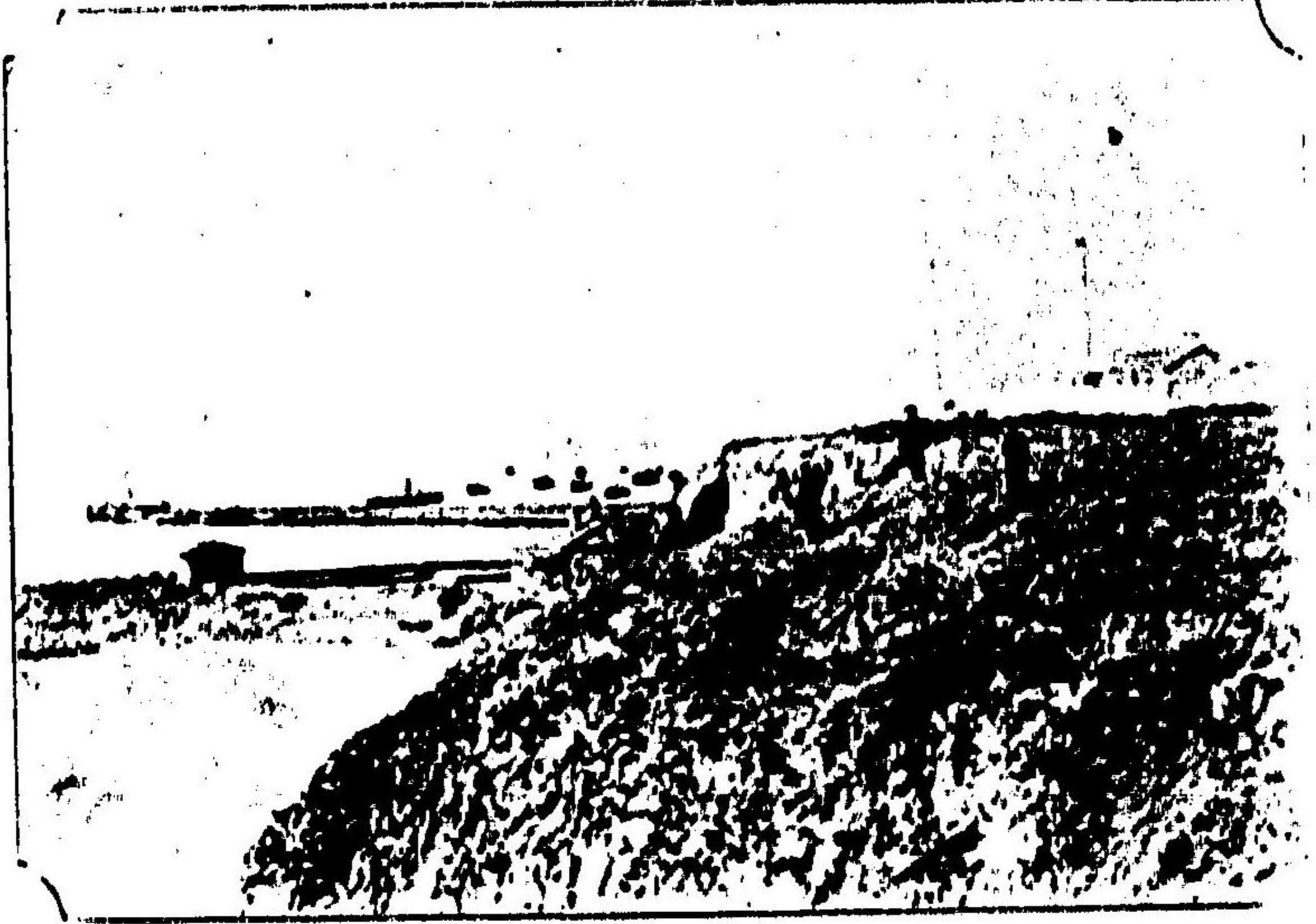


直隸工務總局

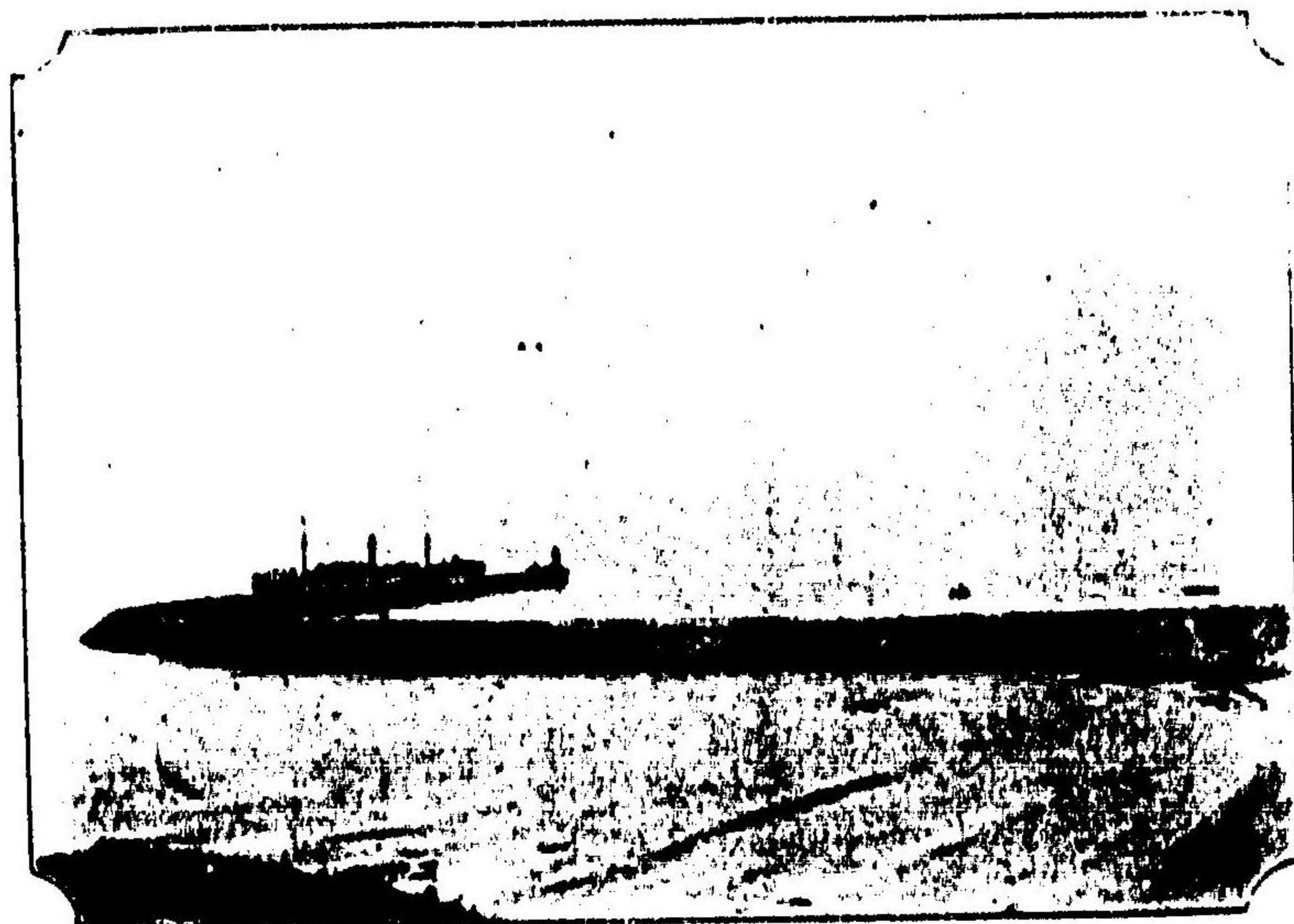


直隸工務總局 (第一分署)

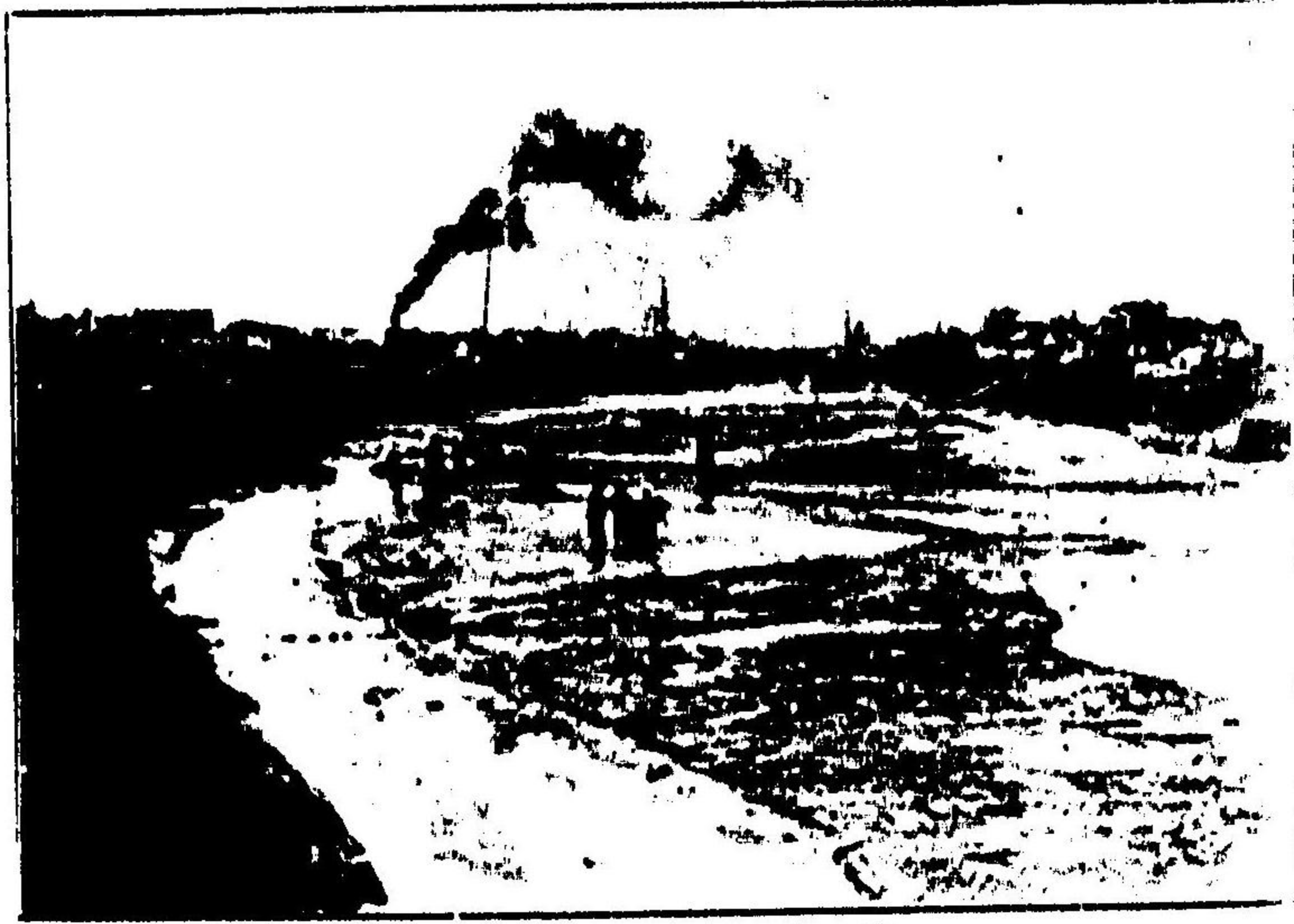




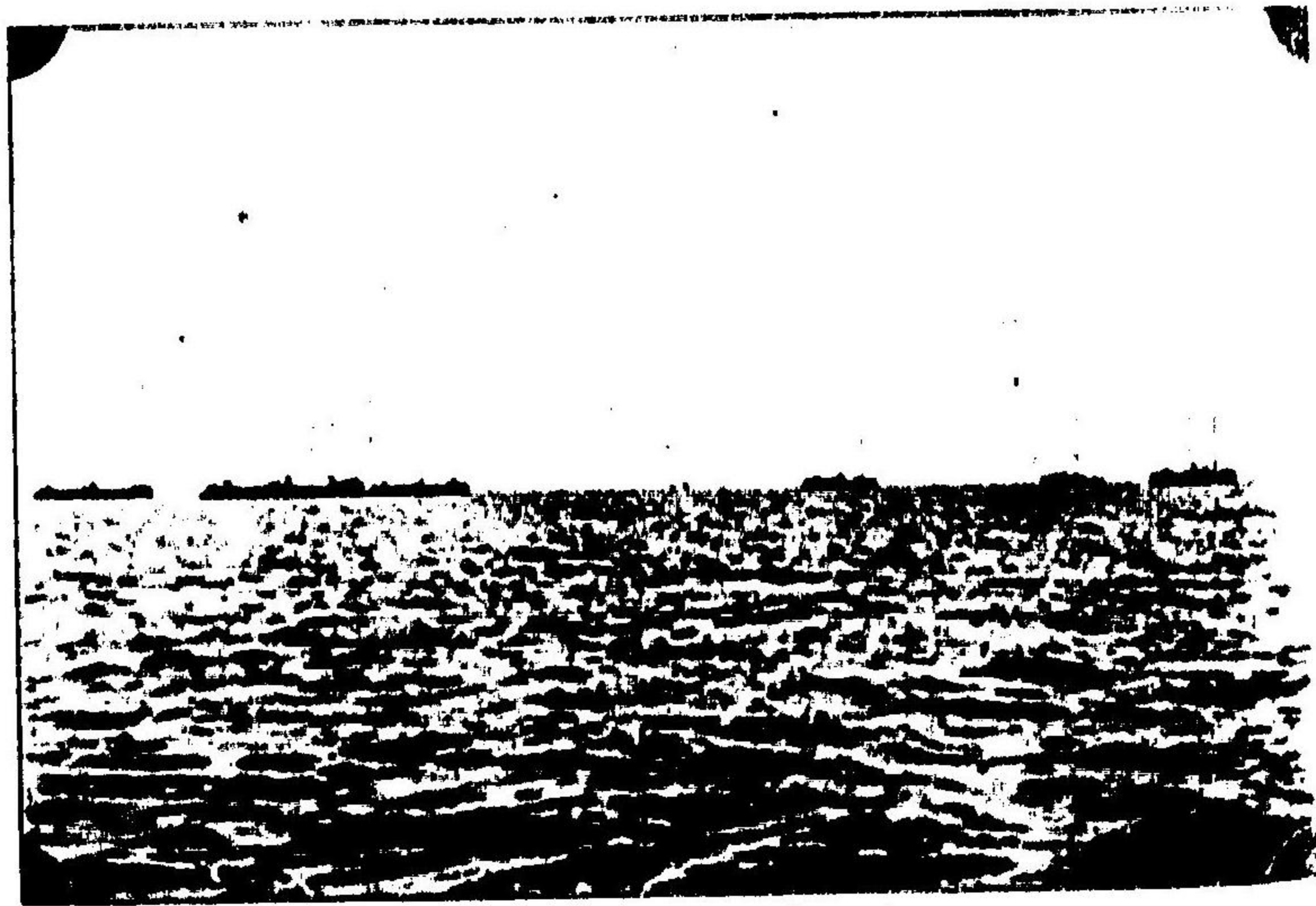
橫濱島嶼



橫濱助島島嶼



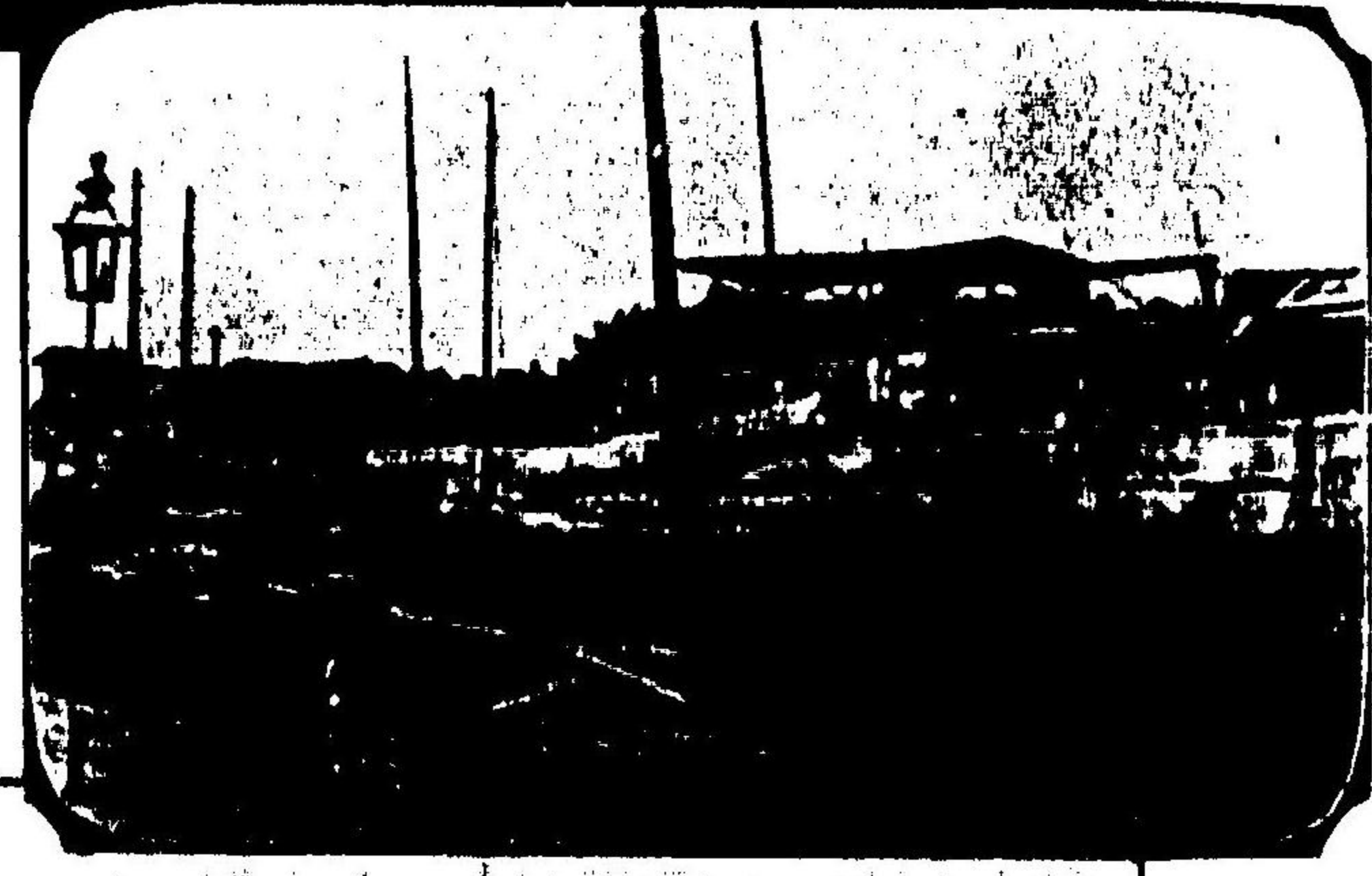
新氷申の白河



大泊港の地



太平船



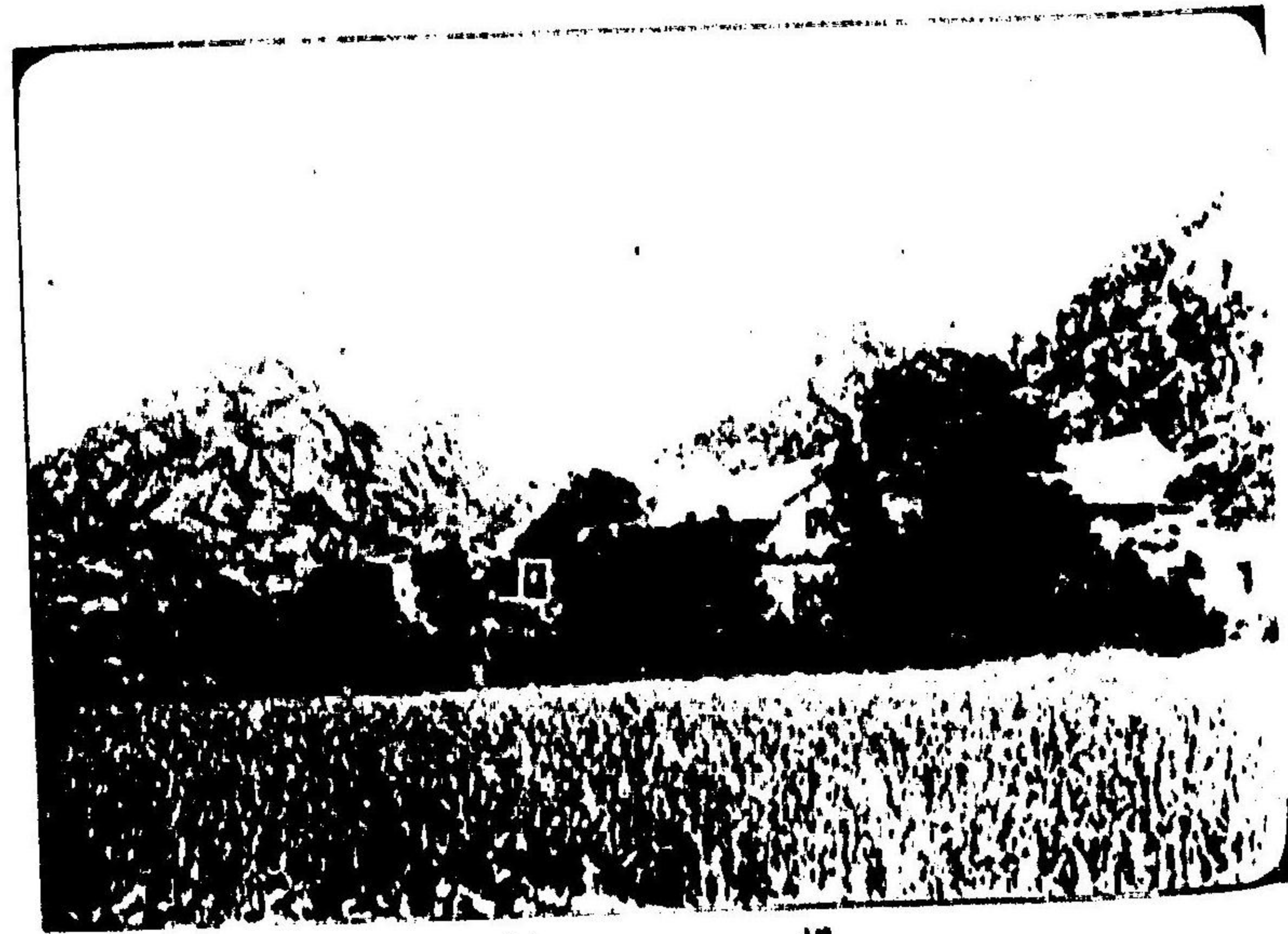
切船



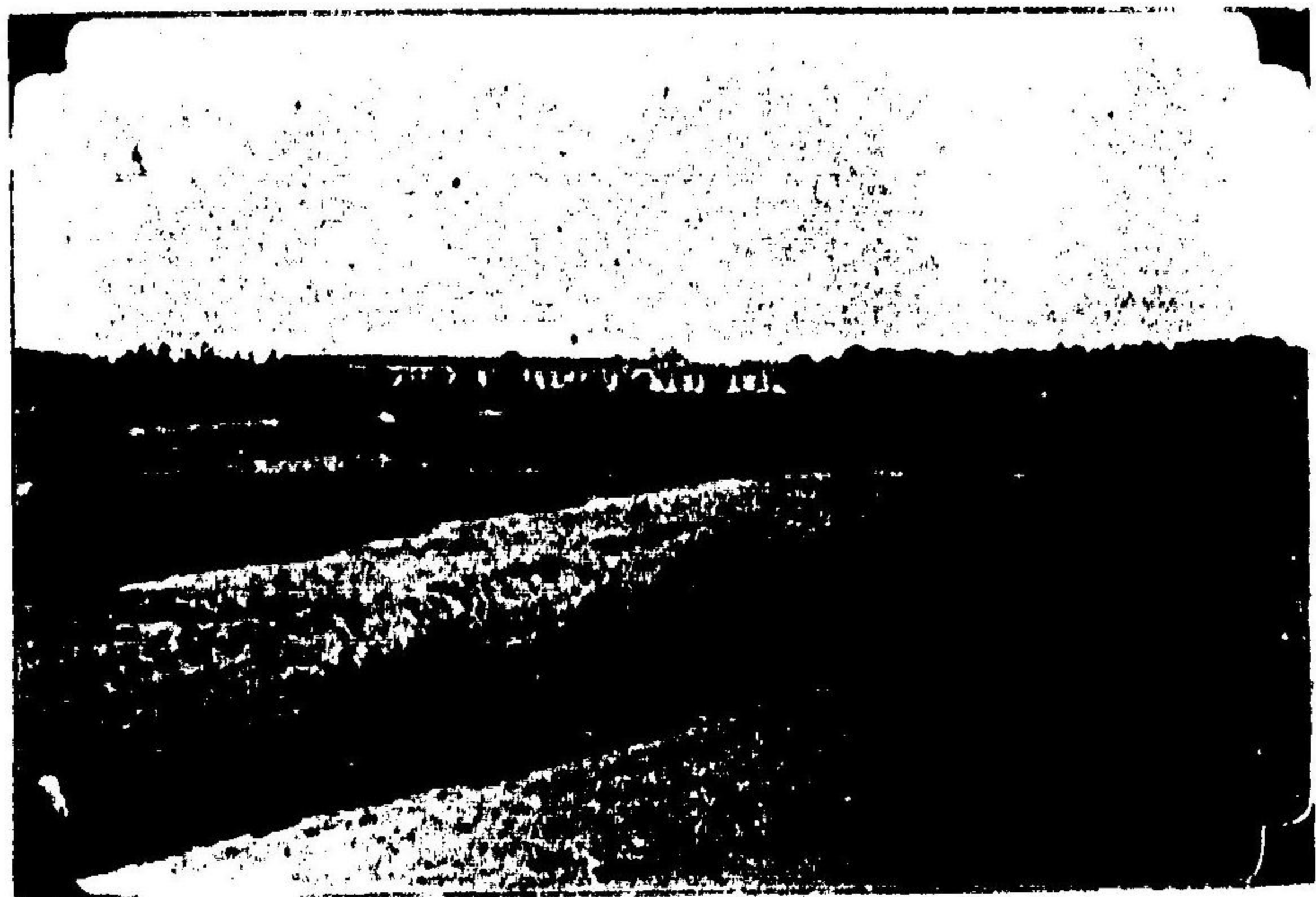
吹巧船



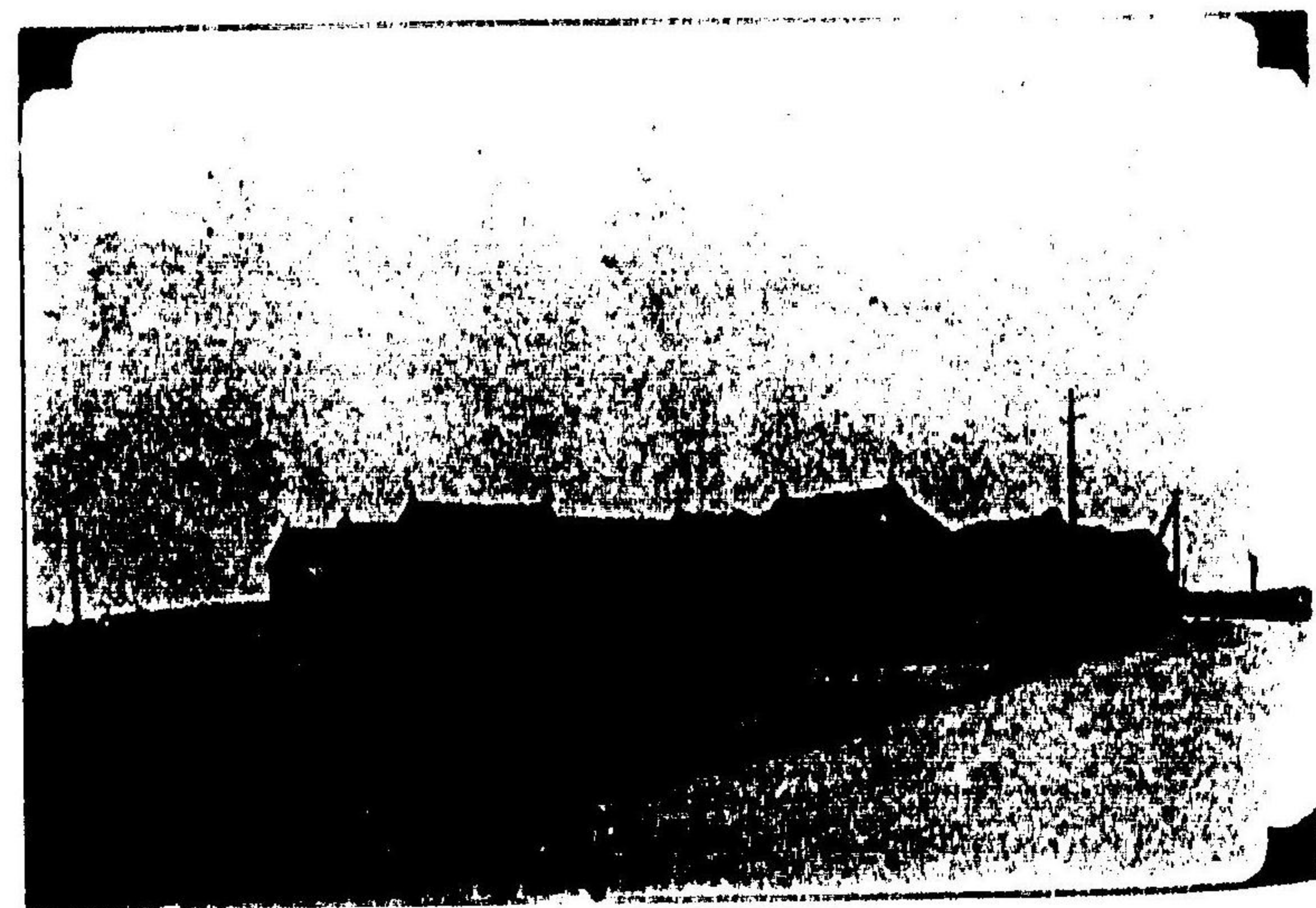
山陽に於ける長瀬



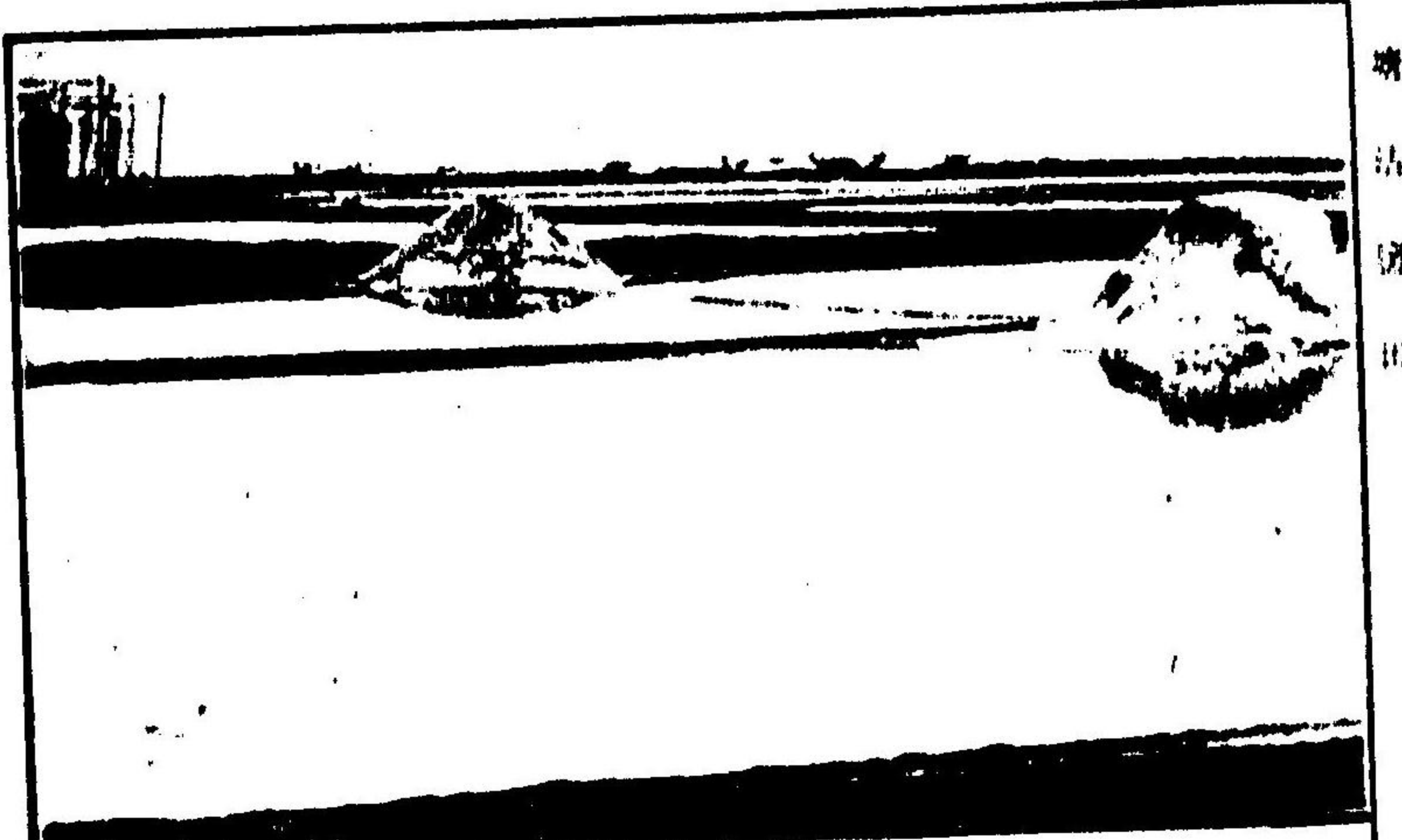
瀬田川



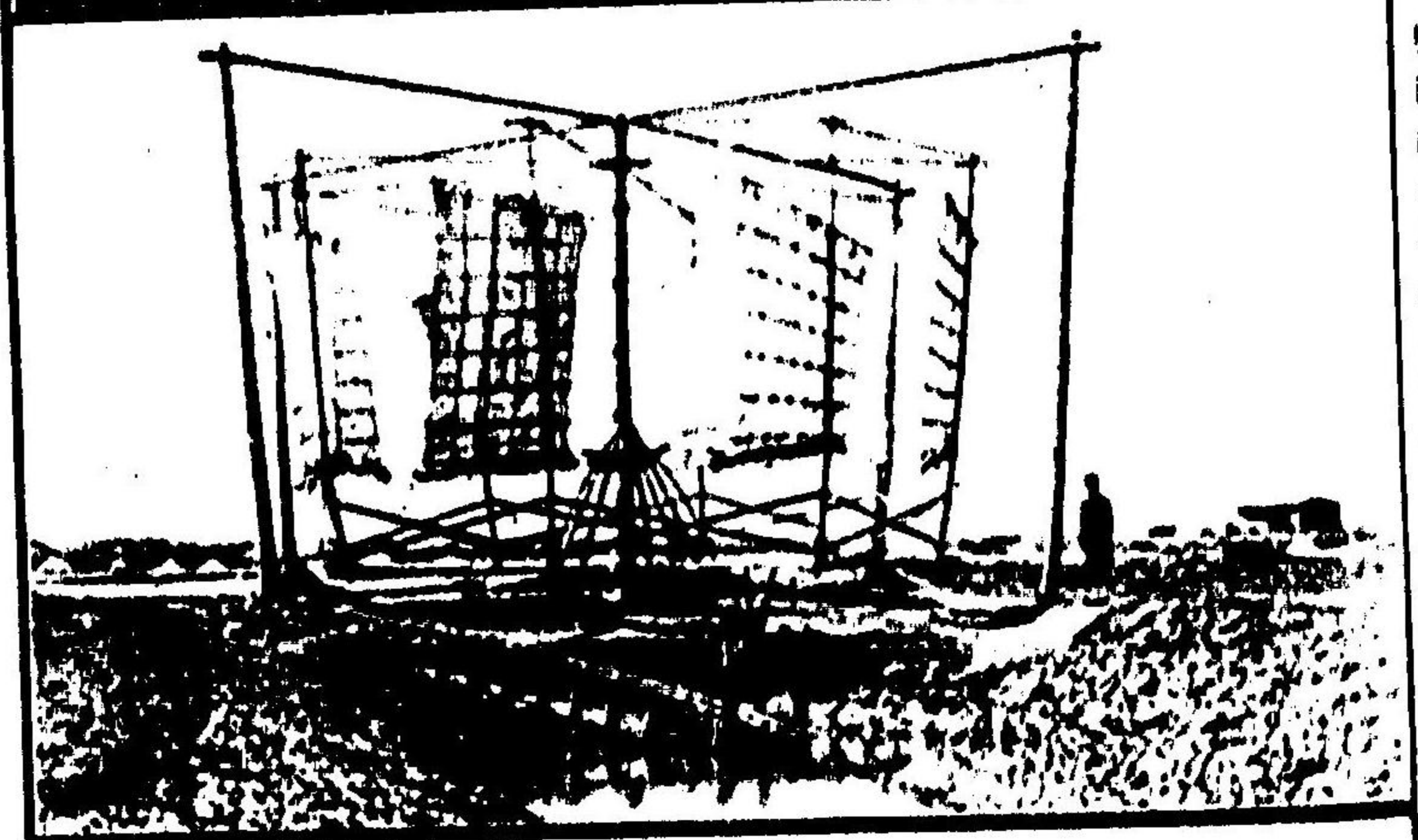
北洋師範學校



日本租界の天津小學校



増田の塩田

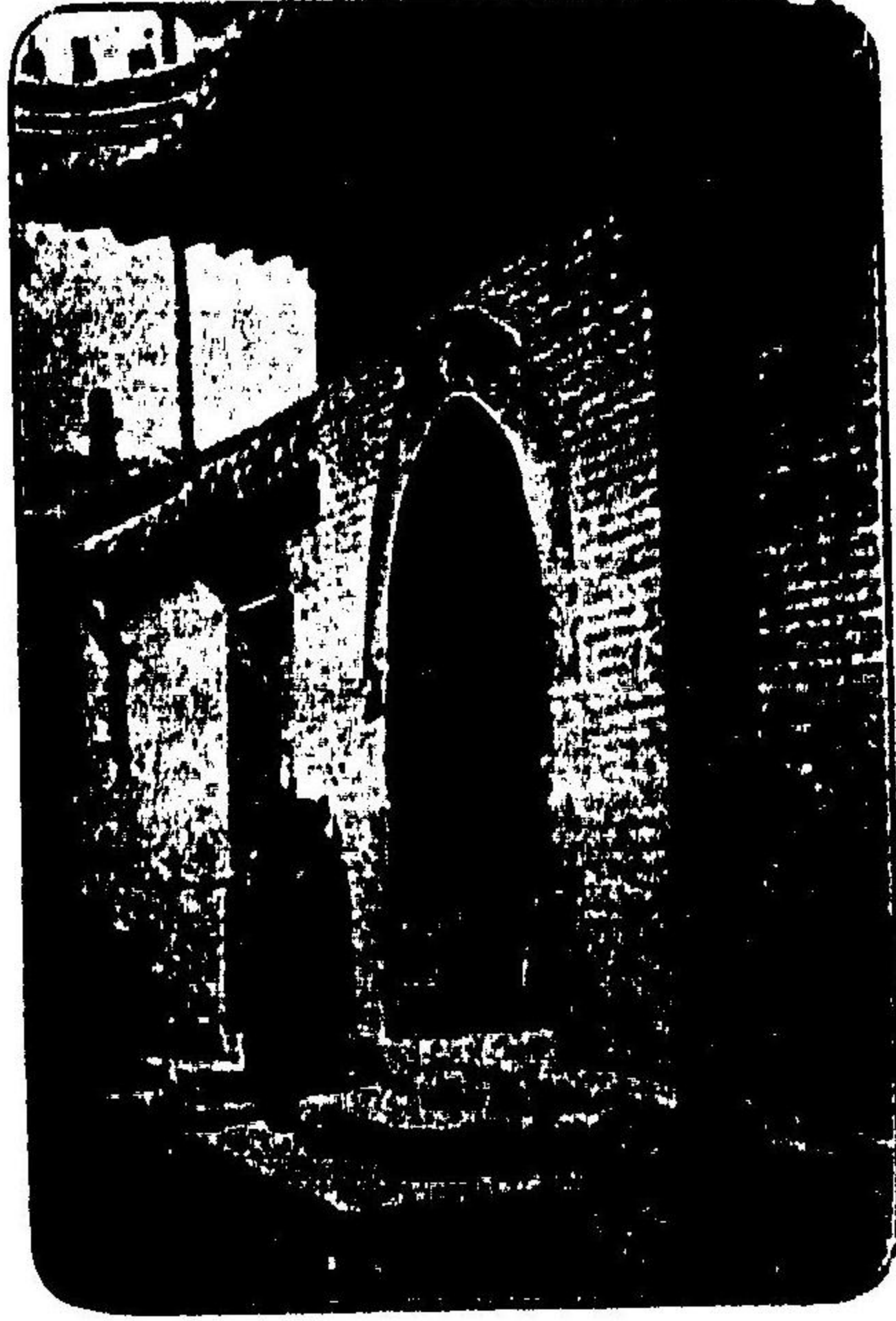


増田の塩田の乾燥機



増田の塩田の風景

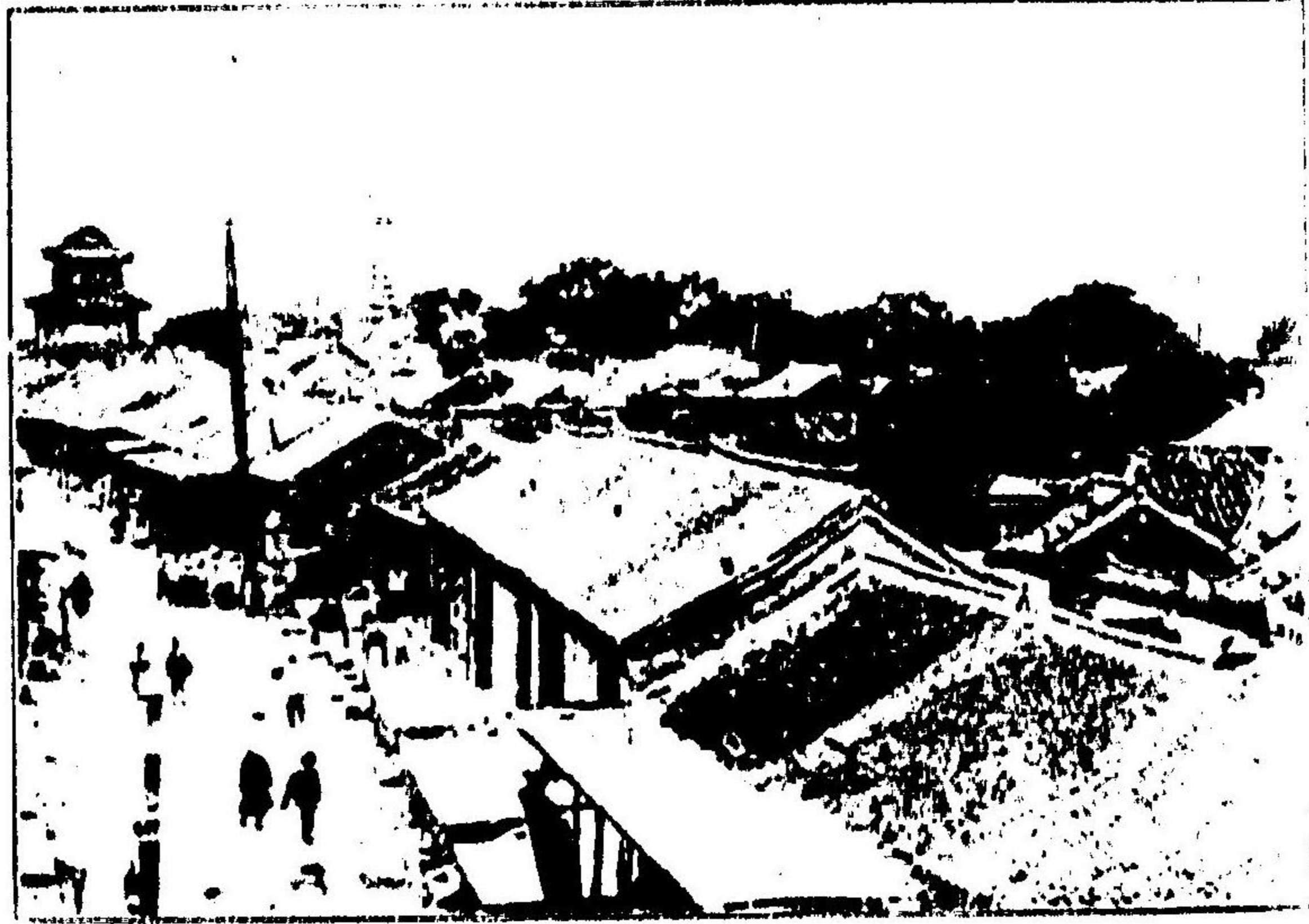
三六六 廟



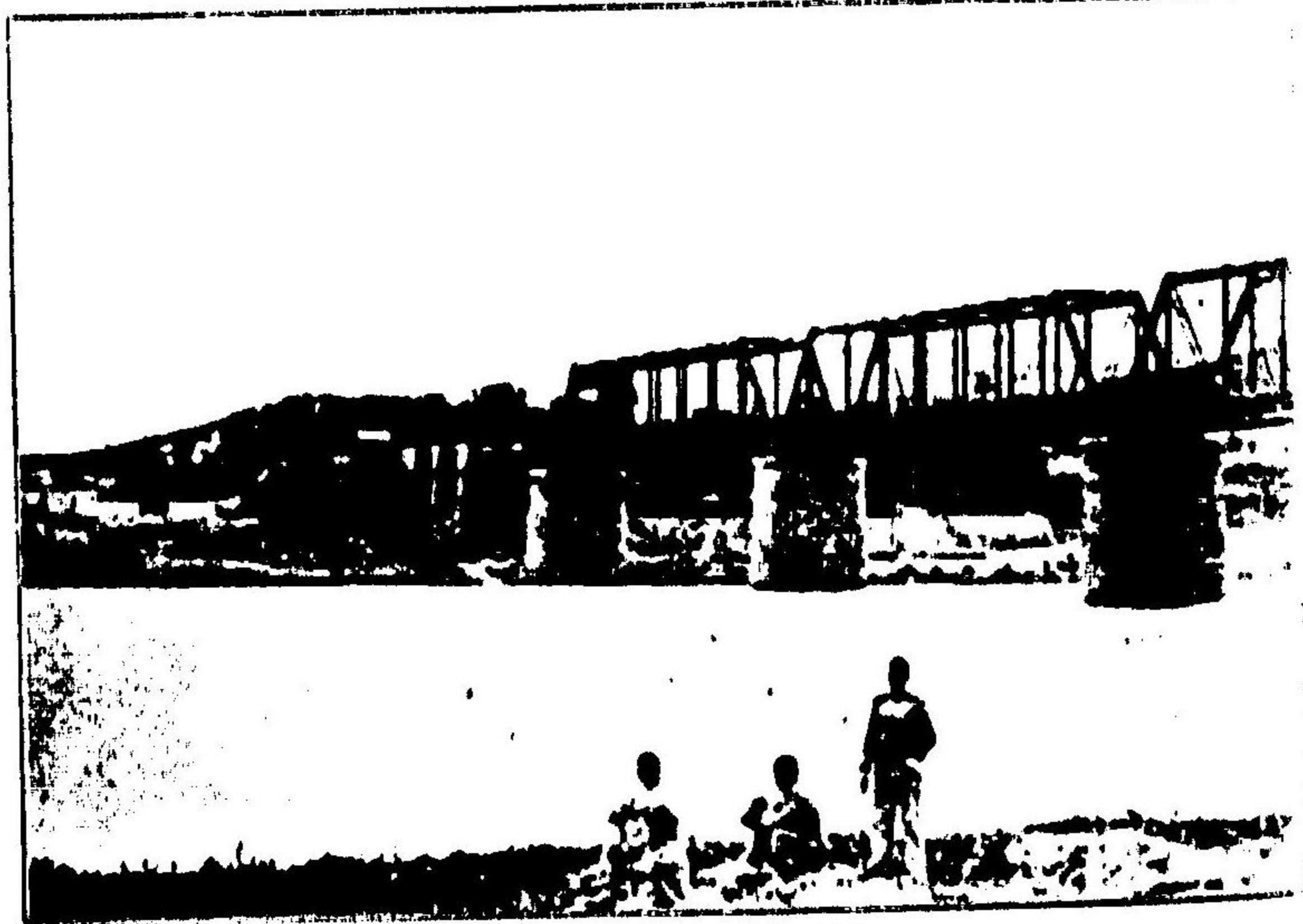
阿教寺(精真南寺)の境内



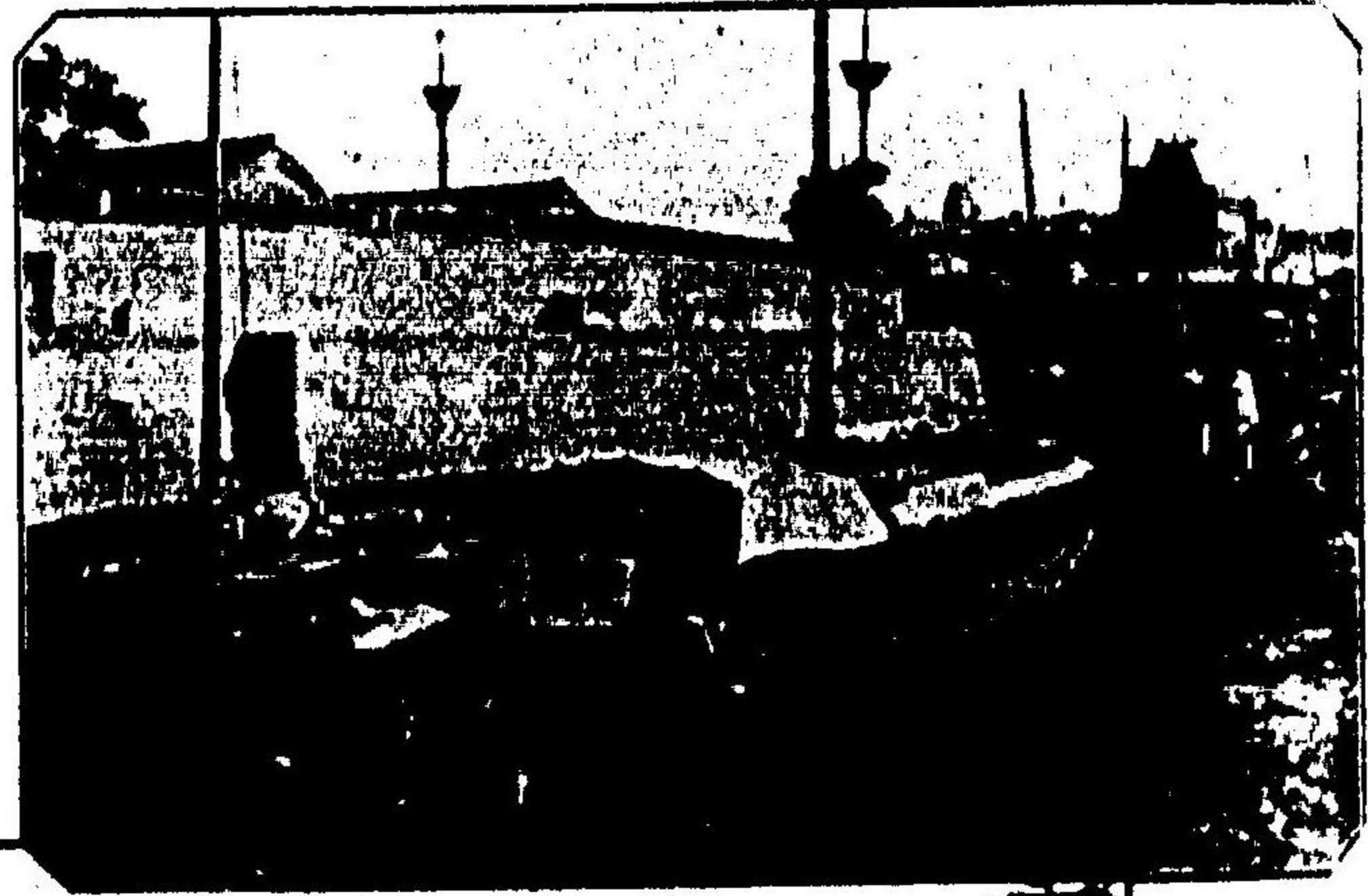
阿教寺(精真南寺)の境内



昌黎市街



開河



45
F
46
L



47
F
48
L



49
F
50
L



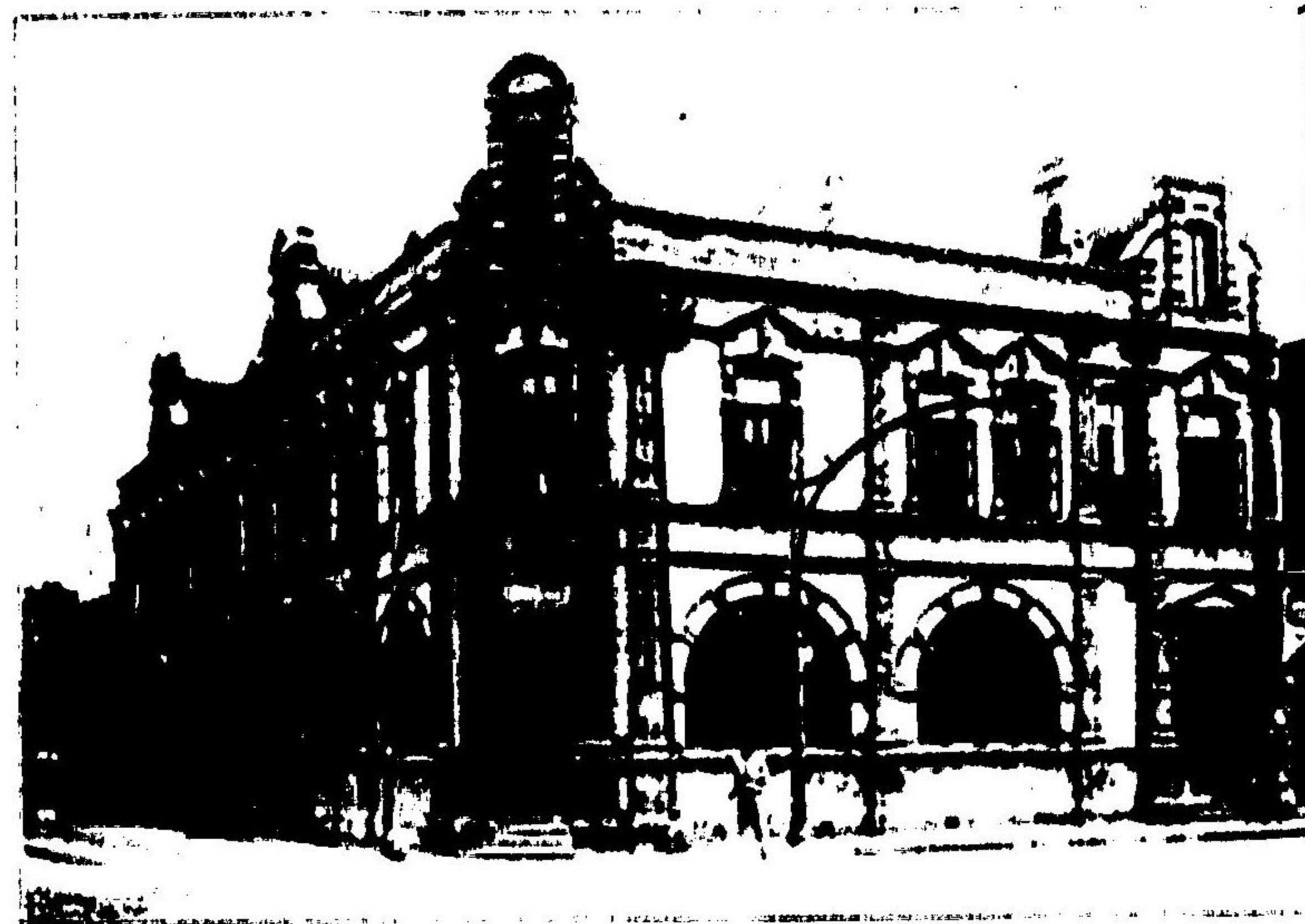
二
三
四



五
六
七

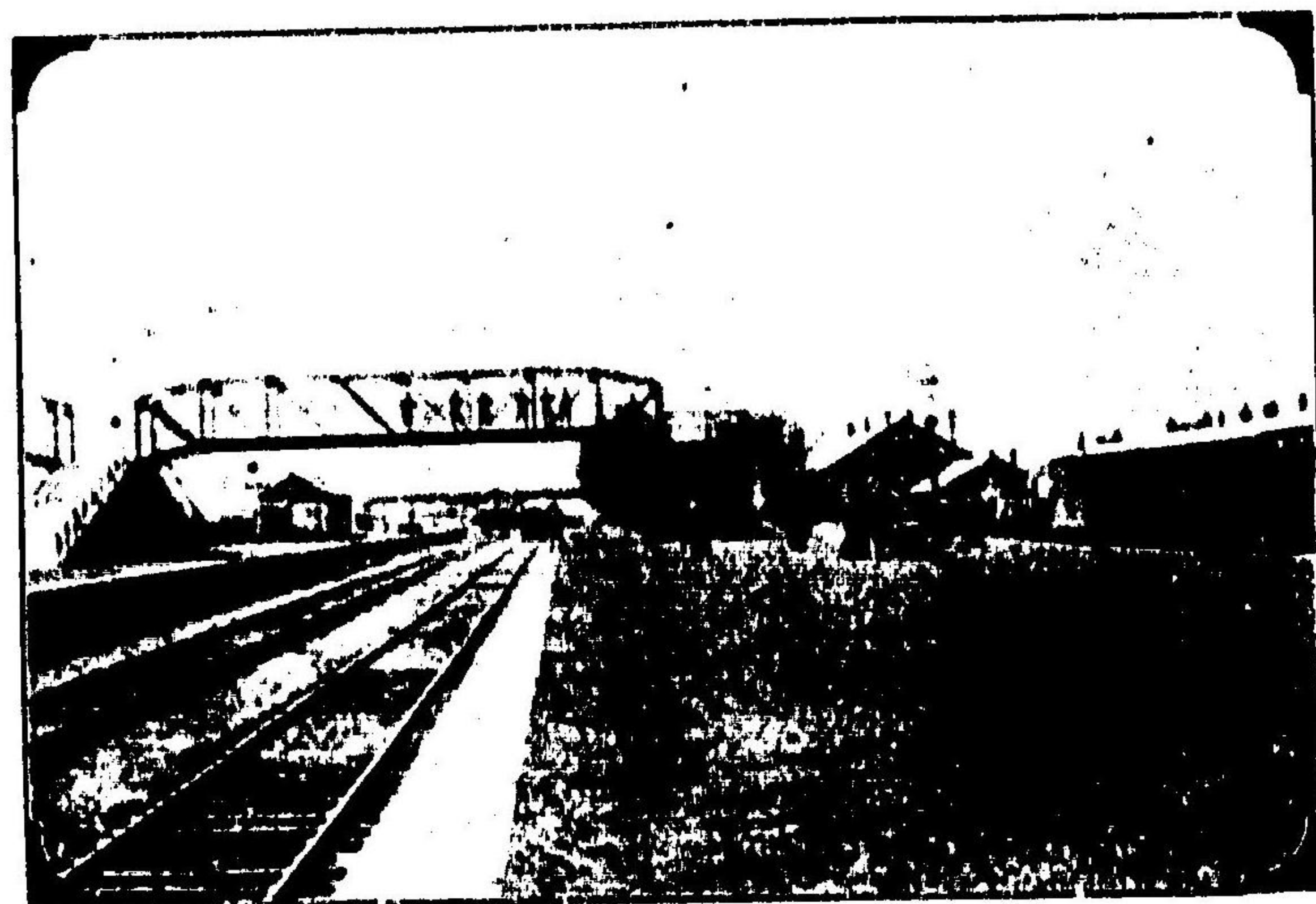


八
九
十

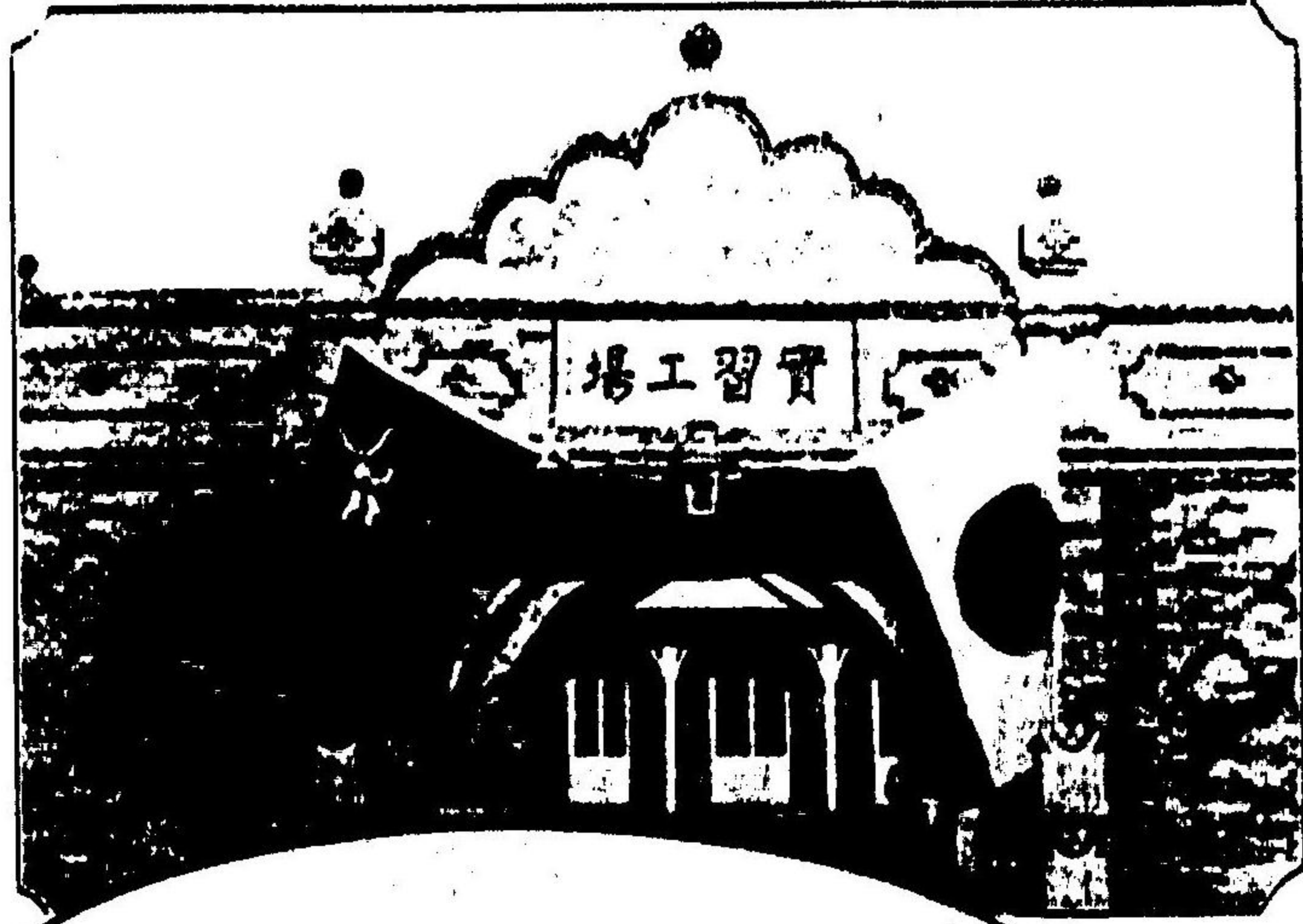




目本館内



(横切) 第一号車庫の内部



實
習
工
場



同
上



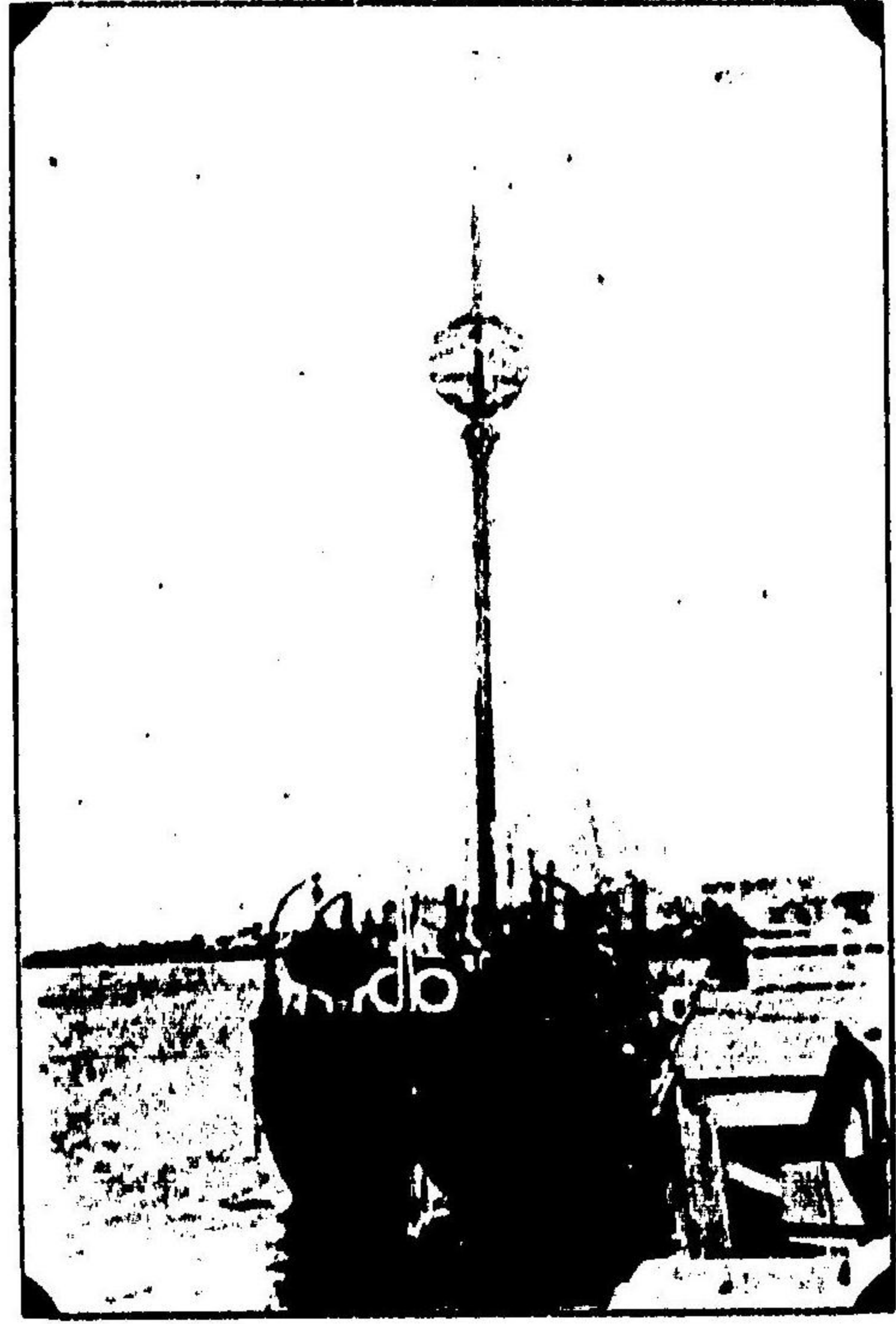
同
上



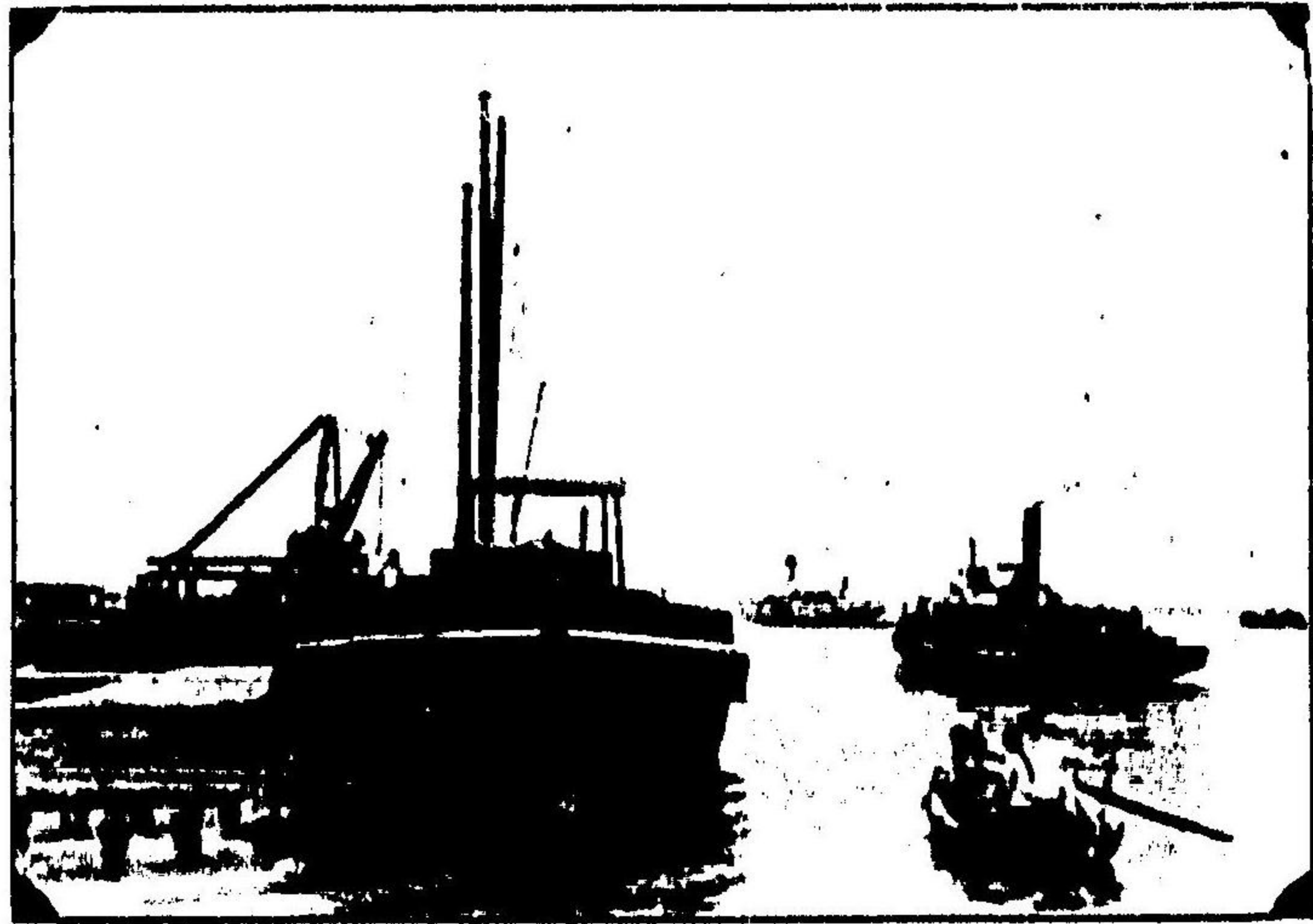
三 港 口



白 河 下 流 萬 龍 公 司 船 塢



燈 塔 船

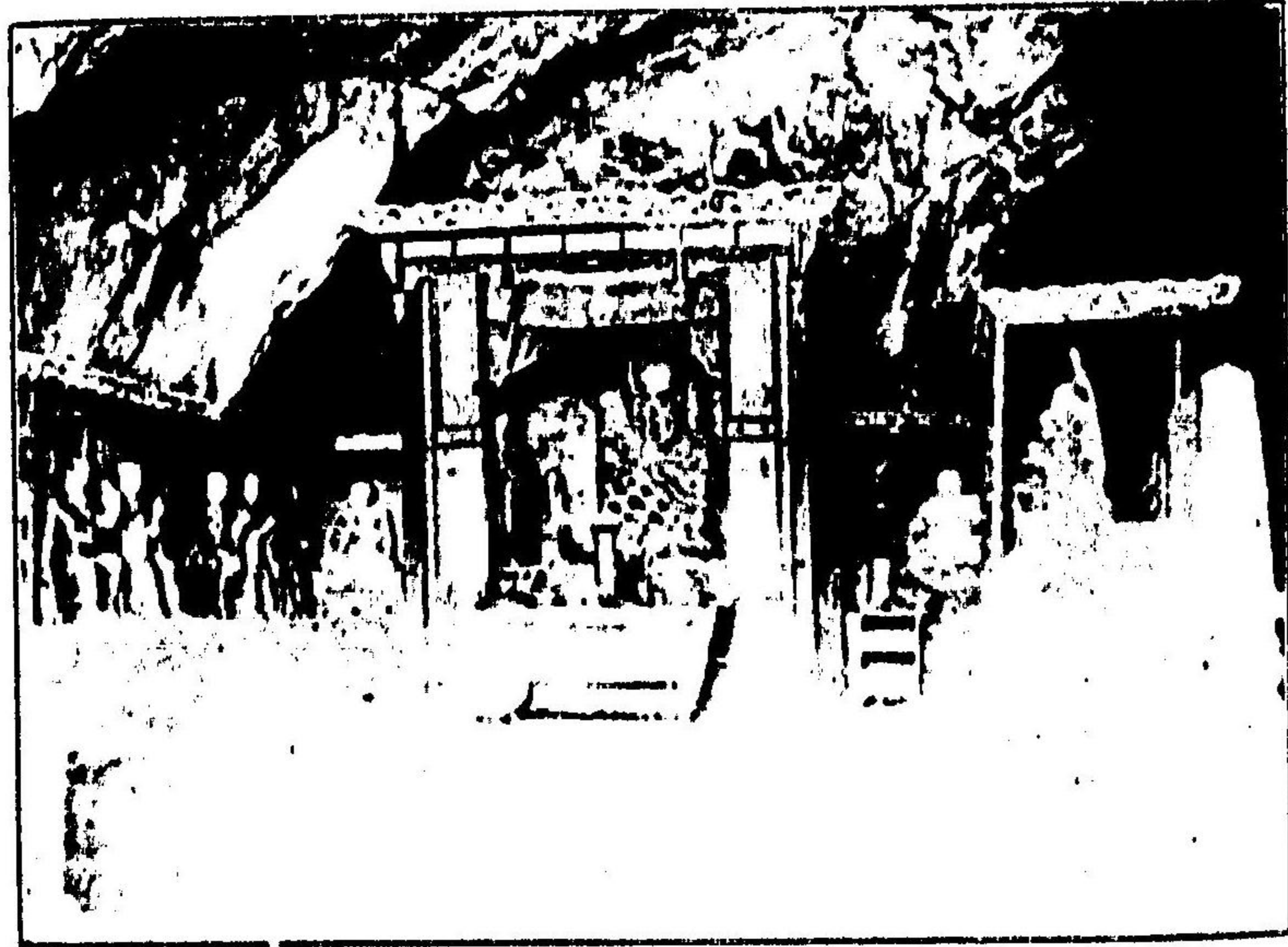


2 1 4 -

船 帆



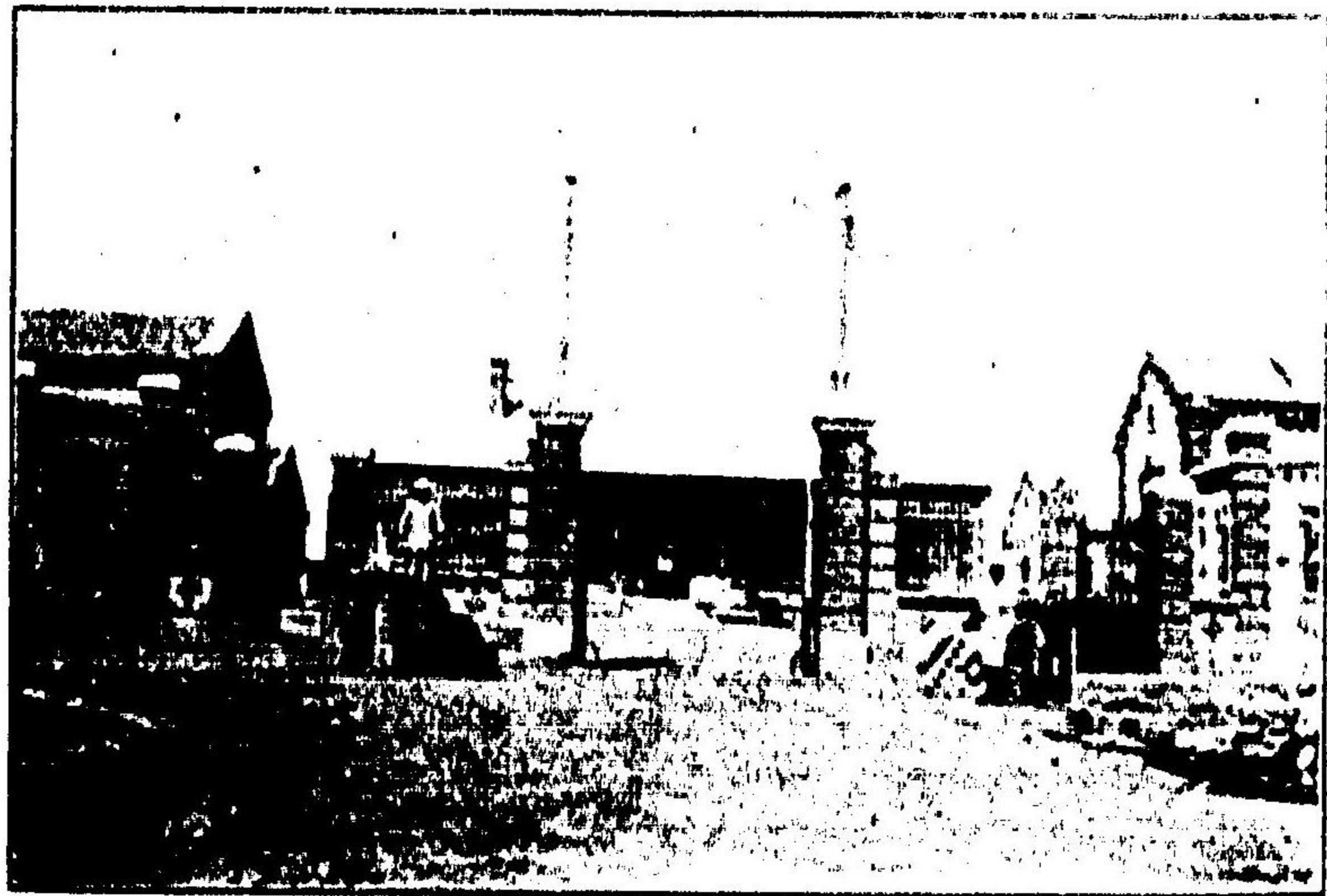
門 松 尾



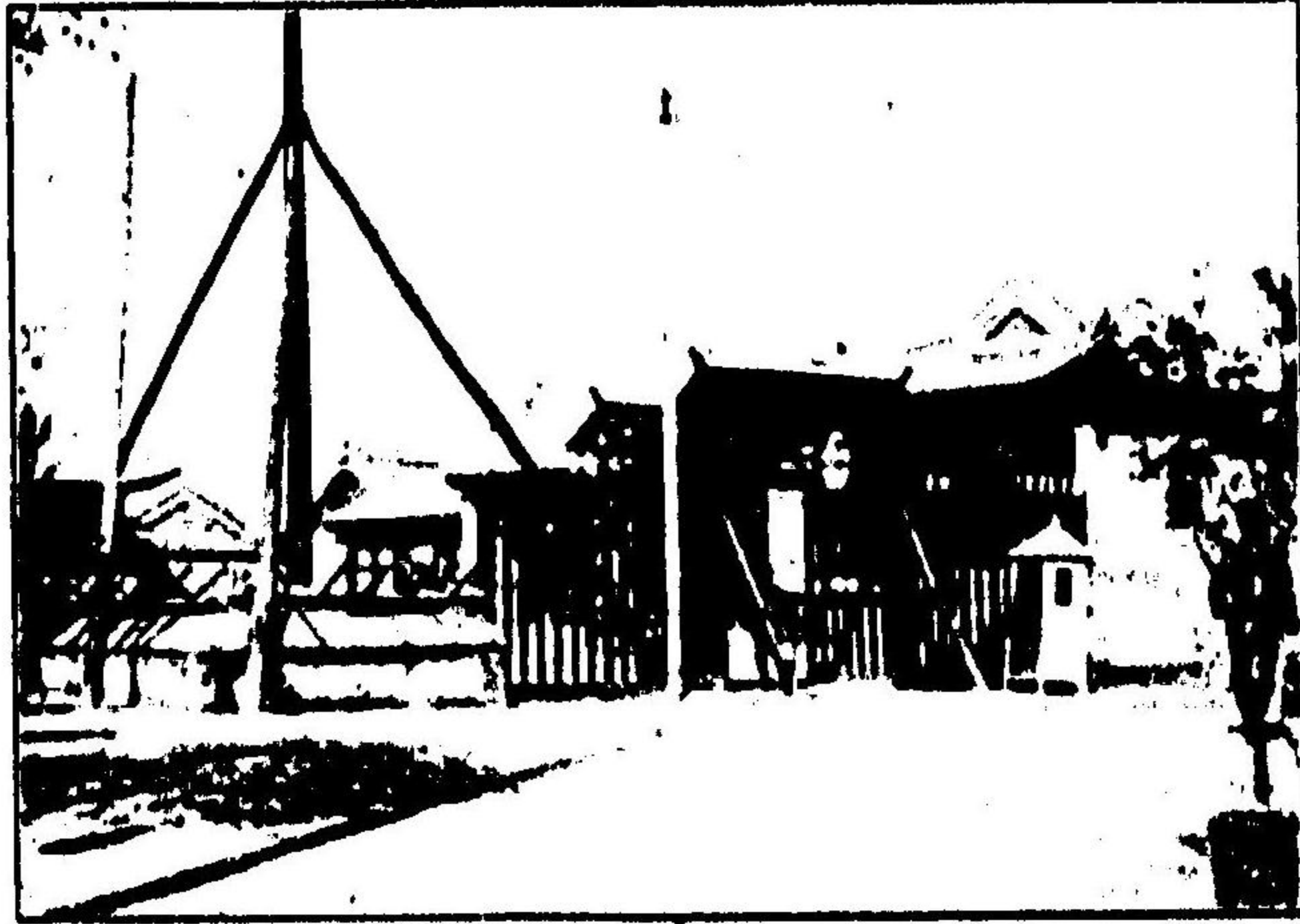
部 内 上 岡



佛光寺日本駐屯軍司令部



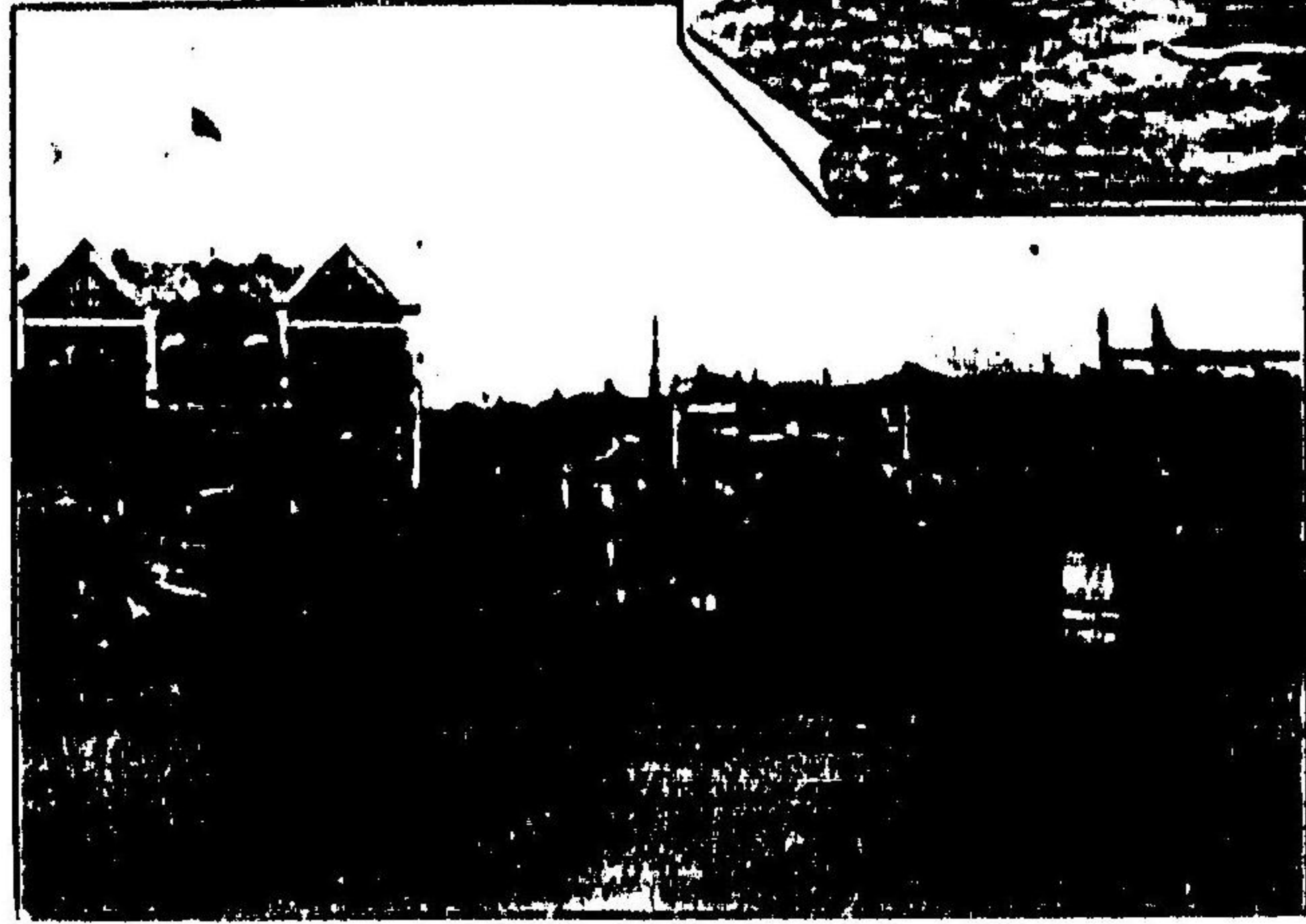
佛國兵營



總督府門前



海軍省前



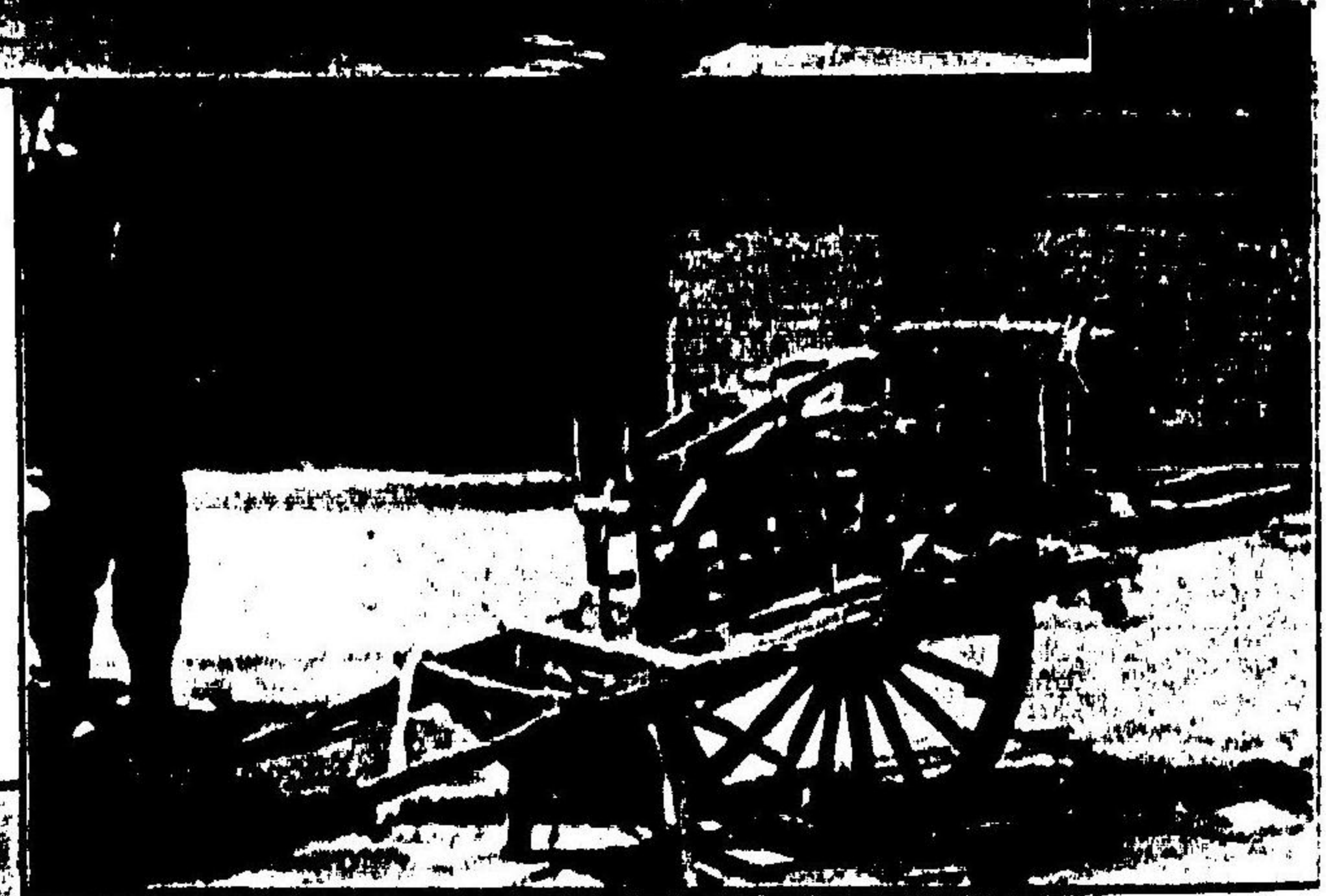
清國領事館



圖一第下天



小
車



力
車



街市の界租國英



街市の界租邊南



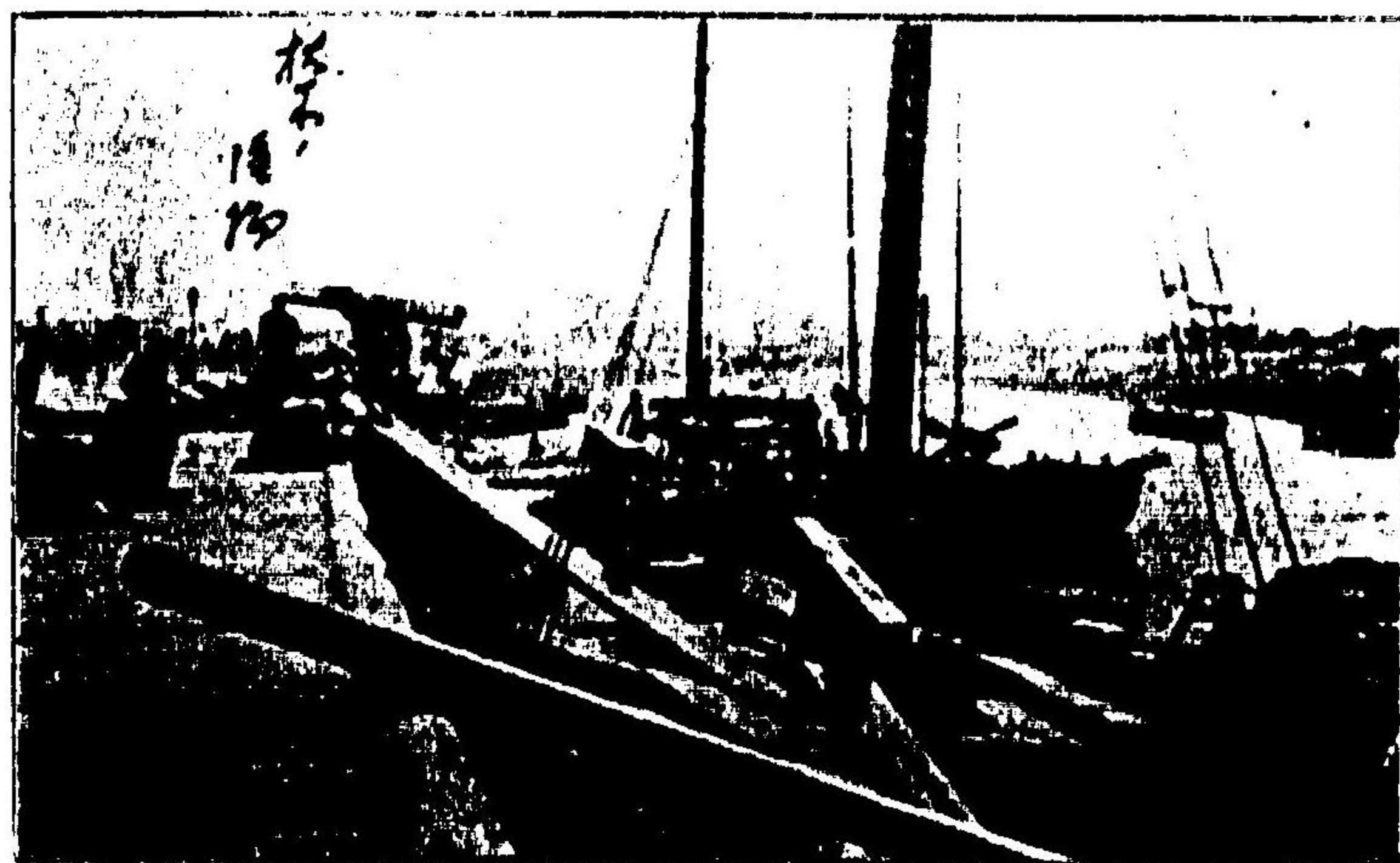
街市の外城津火



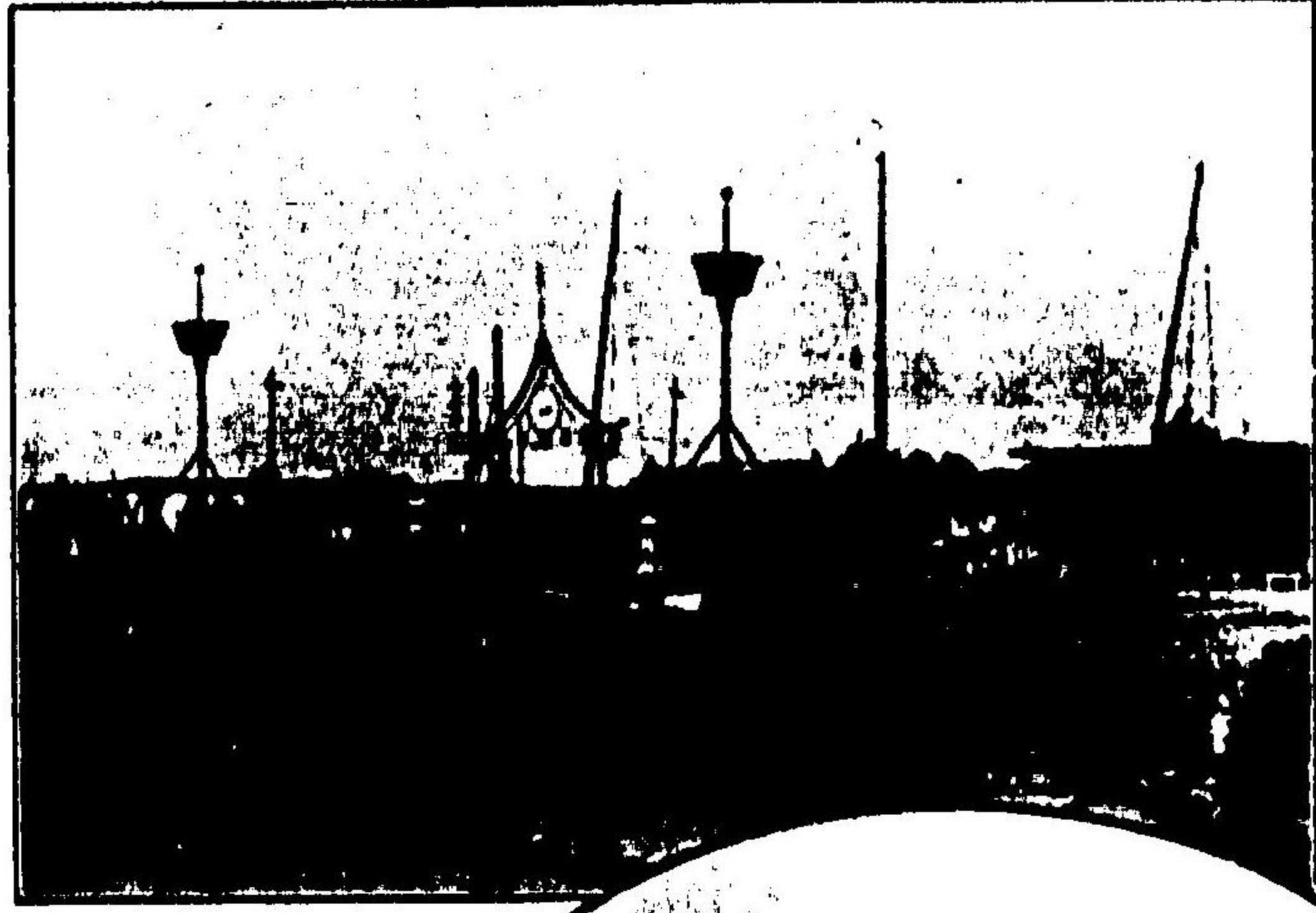
街市の界組木目



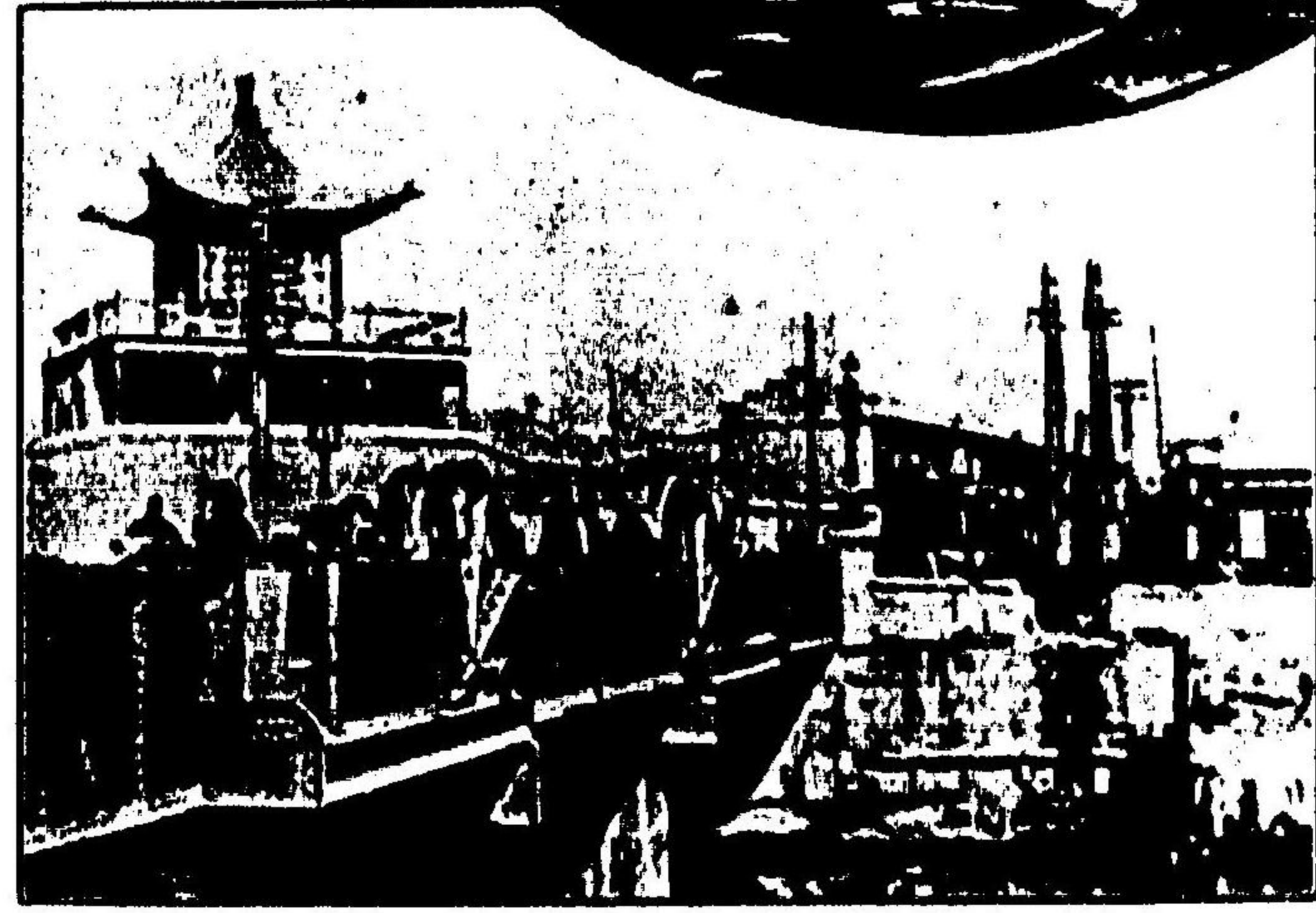
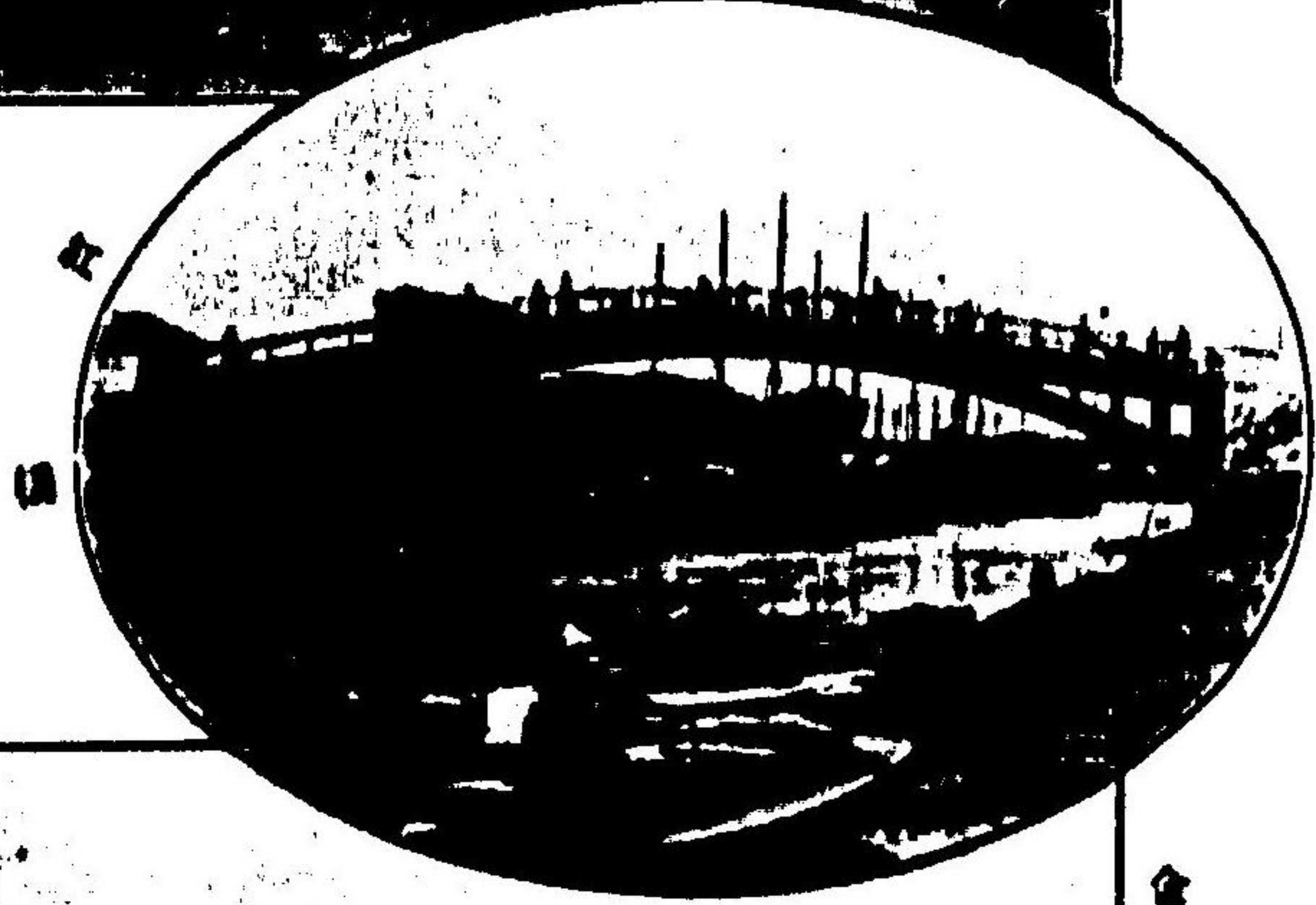
橋 境 界 組 本 日



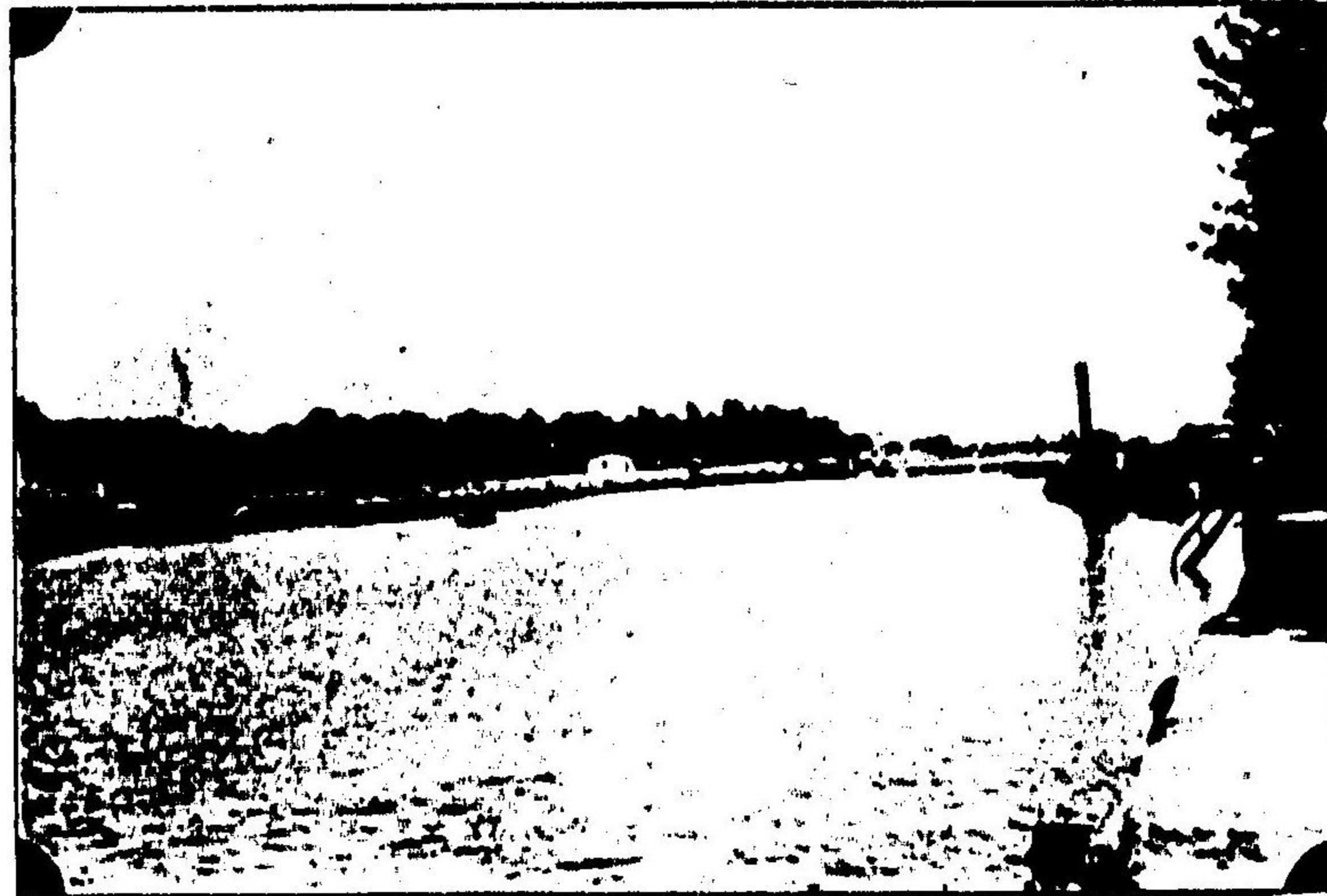
橋 境 界 組 本 日



金
華
橋



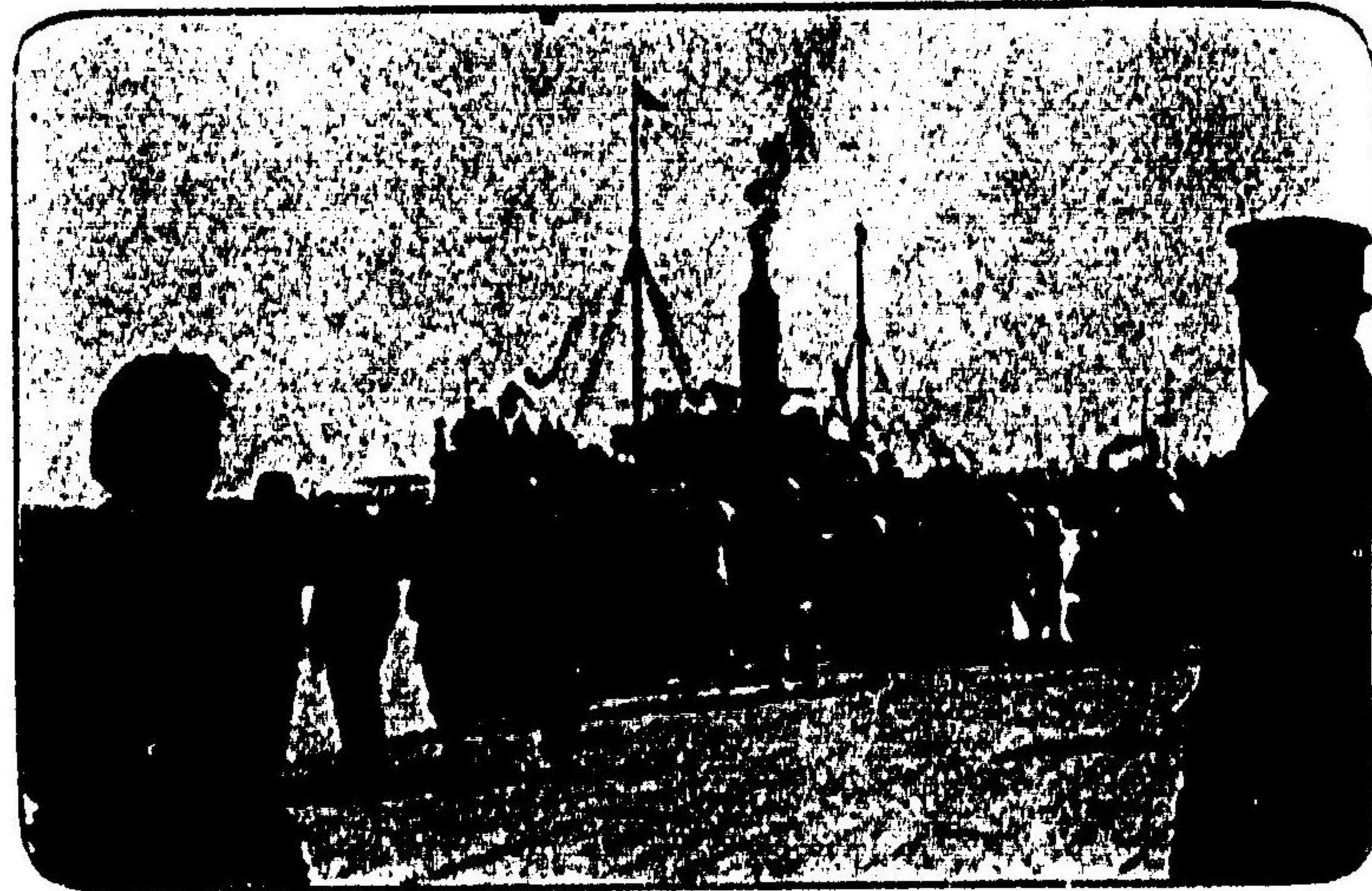
金
華
橋
(江陰縣城)



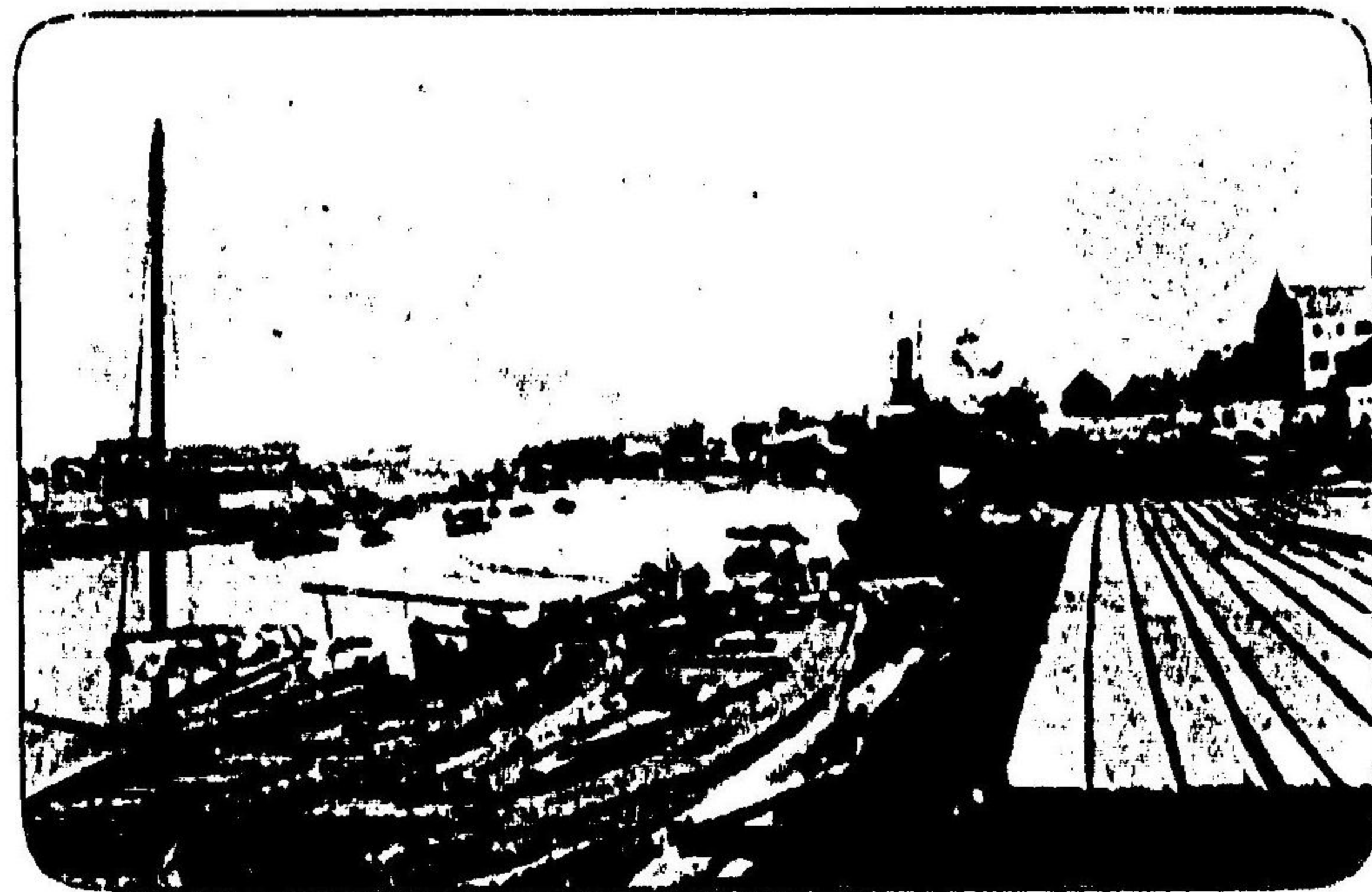
岸河白界組圖



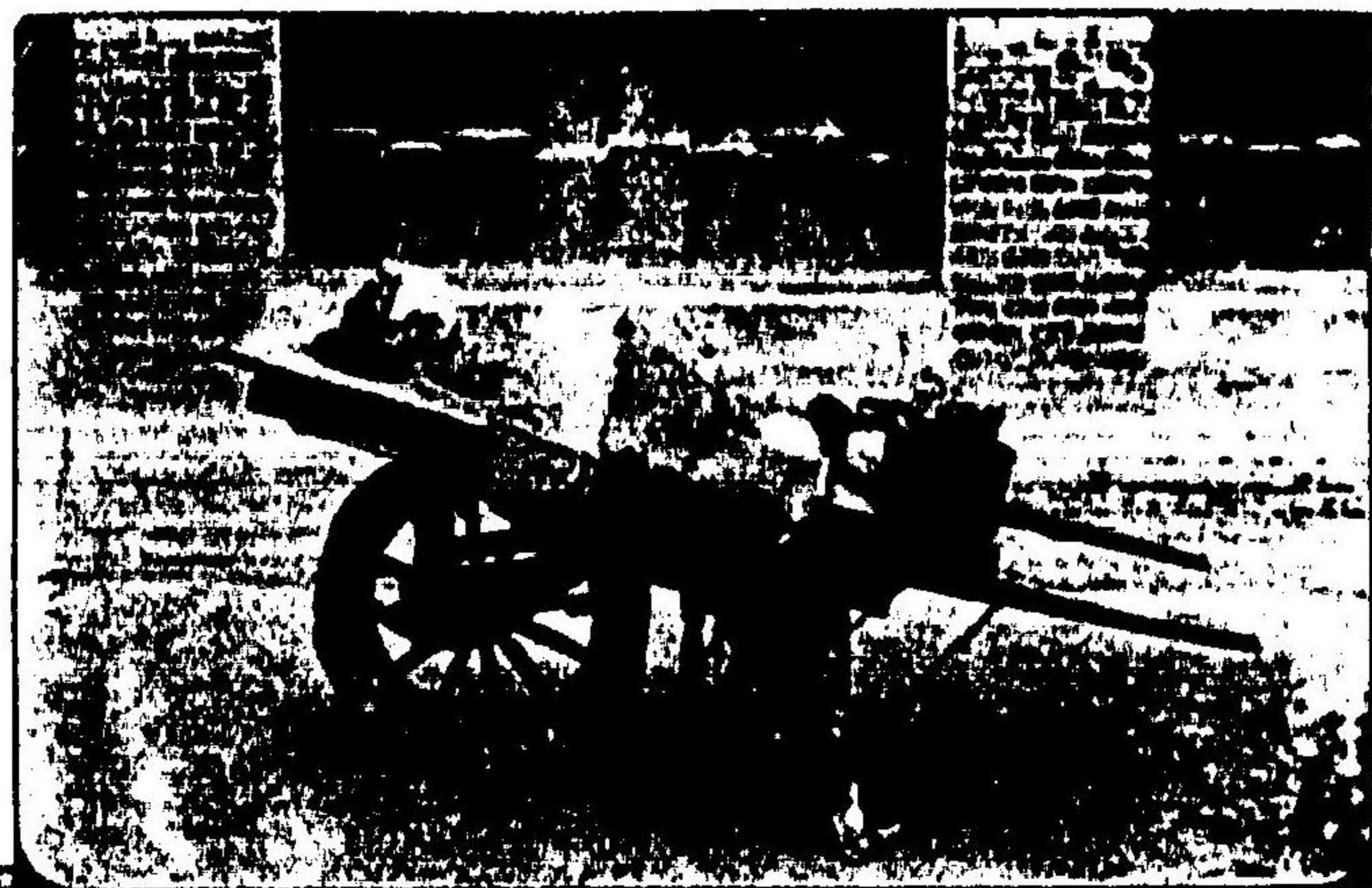
岸河白の界組佛及界組II



船代社會船商の留業に頭準界机英



橋 橋 界 机 英



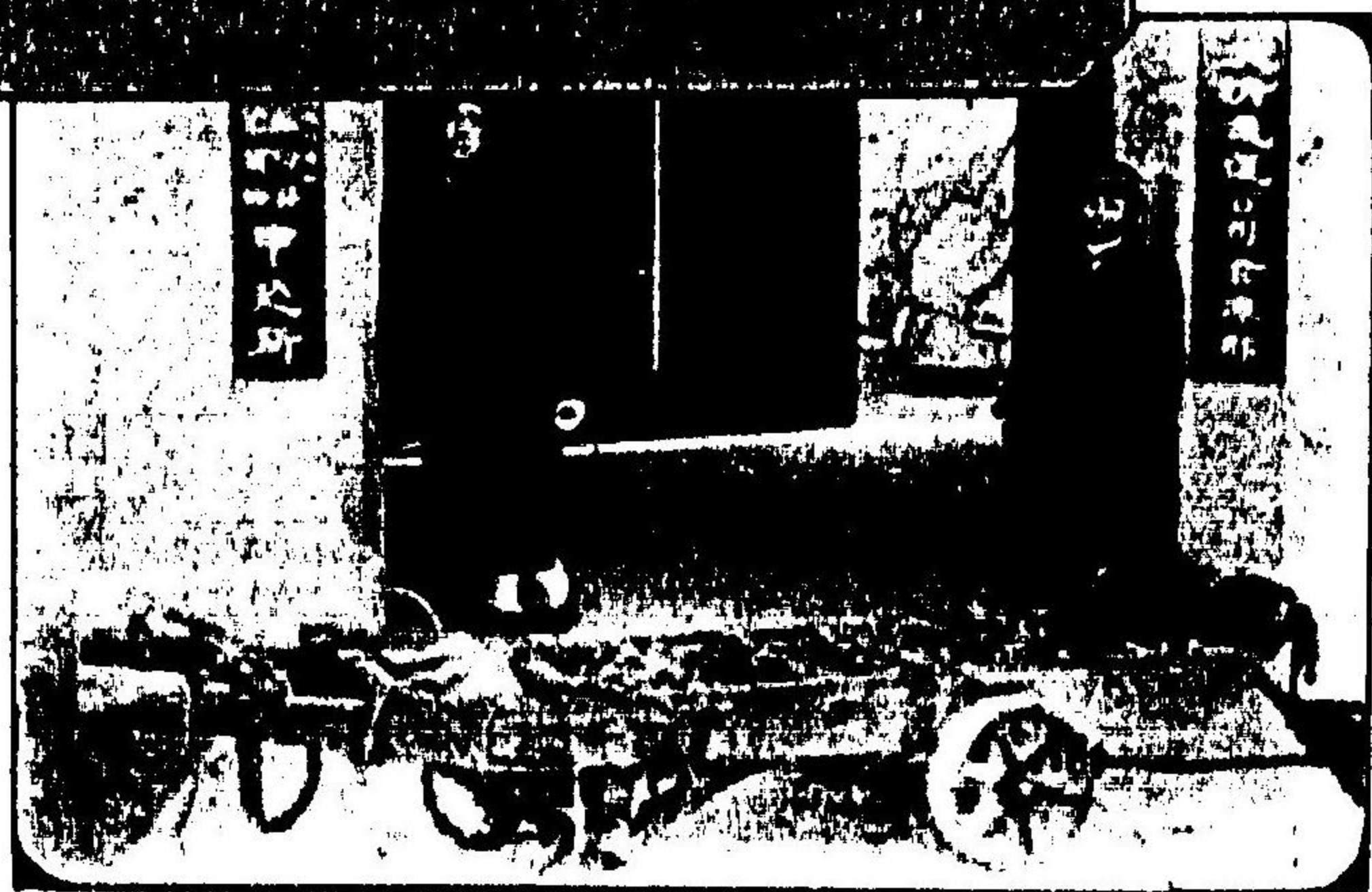
小

車



小

車



机

車

天津誌目次

第一章 天津の位置

第一節 輿地學上及北清に於ける天津の位置

第二節 氣候氣温

第一 氣温

第二 氣壓及風

第三 濕度

第四 降水量及日數

第五 雲量及天候日數

第六 霜雪期節

第七 暴風期節

第三節 地勢地質河川森林湖池

第一 地勢

第二 地質

一
一
二
二
五
六
六
七
八
八
九
九
九
〇

第三 河川……………一〇

第四 森林……………三

第五 湖池……………三

第二章 建置沿革……………三

第三章 天津市の廣表及市の區劃……………一四

第一節 市の廣表……………一四

第二節 市の區劃……………一六

第四章 戶數人口……………一八

第一節 天津市の戶數人口……………一八

第二節 租界地の戶數人口……………二二

第五章 市内の道路橋梁及埋立工事……………二四

第一節 道路……………二四

第二節 橋梁……………三一

第三節 埋立工事……………三四

第六章 交通運輸……………三七

第一節 郵政……………三七

第一 清國郵政……………三七

第二 日本郵便……………四八

第三 英國郵便……………五四

第四 露國郵便……………五八

第五 獨逸郵便……………六〇

第六 佛國郵便……………六二

第二節 電信及電話……………六四

第一 清國電信の沿革及現状……………六四

第二 清國電話の沿革及現状……………六七

第三 技術員養成法……………六八

第四 電政……………六九

第五 線路建築條例及建築法……………七〇

第六 電信電話に使用する器具材料……………七一

第七 電報取扱法 七三

第三節 鐵道 八五

第一 濟國鐵道の起原 八五

第二 千八百八十八年の狀況 八八

第三 千八百八十八年以後の狀況 九二

第四 鐵道材料處 九五

第五 唐山工場及山海關造橋廠 九七

第六 線路の概況 九八

第七 工事の方法 一〇二

第八 機關車客車及貨車 一〇四

第九 運送力の比較 一〇六

第十 有利の支線及輸送關係 一〇八

第十一 現在及將來の形勢 一〇八

第四節 白河及運河 一一〇

第一 白河 一一〇

第二 白河改修及河口浚渫 一一〇

第三 運河 一一九

第五節 船舶 一二七

第六節 市外道路 一四六

第七節 車馬 一四九

第一 車輛 一四九

第二 馬匹類 一五六

第八節 運輸業 一五九

第一 外國運輸業 一五九

第二 濟國內地運輸業 一七〇

第三 倉庫會社 一七六

第四 棧橋事業 一八八

第七章 宗教附祀壇寺觀 一九三

第一節 總說 一九三

第二節 佛教及道教 一九四

第三節 神體佛像……………一九七

第四節 儒教……………一九九

第五節 回々教……………一九九

第六節 耶穌教……………二〇二

第七節 葬儀……………二〇六

附 肥後寺觀……………二一〇

第八章 教育……………二一九

第一節 天津教育概論……………二一九

第二節 教育行政……………二二三

第三節 師範教育……………二二三

第四節 小學教育……………二二六

第五節 中學教育……………二二七

第六節 女子教育……………二二九

第七節 實業教育……………二三〇

第八節 專門教育……………二三三

第九節 社會教育……………二三五

第十節 居留地學校……………二三六

第九章 軍衛軍隊及學校……………二三九

第一節 軍衛……………二三九

第二節 軍隊……………二四〇

第三節 學校……………二四一

第十章 各國駐屯軍……………二四一

第一節 駐屯軍の起因……………二四一

第二節 任務……………二四二

第三節 兵力及異動……………二四二

第四節 各國軍司令官……………二四六

第十一章 行政司法機關並監獄……………二五〇

第一節 行政機關……………二五〇

第一 元以後に於ける地方制度……………二五〇

第二 直隸省地方官制……………二五三

第三	新設各官廳局所	二五九
第二節	司法機關	二七一
第一	舊制裁判所	二七一
第二	舊制に於ける裁判の管轄及監督	二七四
第三	訴訟手續及受理	二七五
第四	刑罰及刑の執行	二七八
第五	新制裁判制度要説	二八〇
第六	新制裁判所	二八〇
第七	新制裁判所訴訟手續及受理	二八二
第三節	監獄	二八四
第一	總説	二八四
第二	監獄の管轄區域	二八五
第三	従來の監獄	二八六
第四	天津習藝所	二八七
第十二章	貨幣及度量衡	二九三

第一節	貨幣	二九三
第一	實銀	二九五
第二	制錢及銅元	二九六
第三	圓銀	二九九
第四	預券紙幣	三〇〇
第五	貨幣制度の制定	三〇〇
第二節	度量衡	三〇六
第一	尺度	三〇六
第二	斗量	三〇九
第三	權衡	三〇九
第十三章	金融狀態	三一三
第一節	金融機關	三一三
第二節	通貨	三一三
第三節	爲換	三一四
第十四章	鹽業	三一四

第一節 支那製鹽沿革……………三三二

第二節 長蘆鹽場……………三三六

第三節 長蘆の製鹽及鹽課行鹽……………三五一

第四節 鹽務官々制……………三三四

第五節 私鹽の刑罰……………三五五

第六節 各省鹽場の概況……………三五六

第十五章 商工業……………三六三

第一節 商業……………三六三

第一 總説……………三六三

第二 天津内地間の商路……………三六六

第三 天津の商業區域……………三六九

第四 取引季節……………三七一

第五 取引勘定……………三七二

第六 賣懸代金の溢滞……………三七五

第七 金融逼迫及爲替相場の昂落……………三七九

第八 北津商人……………三八一

第九 天津に於ける外國商人……………三八六

第二節 工業……………三九〇

第一 總説……………三九〇

第二 救養局……………三九〇

第三 習藝所……………三九二

第四 實習工場……………三九二

第五 考工廠……………三九四

第六 教育品陳列館……………三九四

第七 直隸高等工藝學堂……………三九五

第八 工業原料試作地……………三九六

第九 民設事業……………三九七

第十六章 輸出入……………四〇三

第一節 海外輸出入……………四〇三

第一 天津港の價值及勢力範圍……………四〇三

第二	輸入貿易	四〇八
第三	輸出貿易	四一八
第二節	内國貿易	四二七
第一	鐵道と内地貿易	四二七
第二	河川と内地貿易	四二八
第三	沿海民船貿易	四三三
第四	重要輸出入品	四三四
第三節	北清各省產物輸出力	四四〇
第四節	秦皇島と天津との關係	四四五
第五節	輸出入手續	四四九
第一	輸出手續	四四九
第二	輸入手續	四五一
第三	再輸出手續	四五二
第四	積替手續	四五二
第五	注意	四五二

第六節	輸入貨物税率	四五五
第十七章	税關	四八九
第一節	税關制度	四八九
第二節	關稅の種類	四九三
第一	新關稅	四九三
第二	舊關稅	四九五
第三	釐金稅	四九五
第四	白河々口稅	四九六
第五	北京入市稅	四九六
第三節	天津海關	四九六
第四節	天津鈔關	四九八
第五節	天津輸出入貨物に對する海關鈔關其他にて課する稅	五〇四
第六節	雜稅	五一一
第十八章	慈善事業	五二三

第十九章 醫事衛生

第一節 概説……………五二六

第二節 醫學校……………五二九

第三節 病院及藥舖……………五三三

第四節 衛生制度の沿革及現状……………五三四

第五節 風土病及流行病……………五二八

第六節 一般衛生事項……………五三一

第二十章 官報及新聞……………五三六

第一節 官報及漢字新聞……………五三六

第二節 外字新聞……………五四二

第二十一章 宜講處及閱報處……………五四四

第一節 宜講處……………五四四

第一節 日本人の事業……………五二五

第二節 清國人の事業……………五二五

第三節 歐米人の事業……………五二六

第二節 閱報處……………五四六

第二十二章 家屋……………五四八

第一節 總説……………五四八

第二節 家屋構造の材料……………五四九

第三節 材料價格及工銀……………五五二

第四節 支那風家屋に於ける煙房通風及防濕防暑の方法……………五五三

第五節 居留地の家屋……………五五六

第二十三章 燃料……………五五九

第一節 石炭……………五六〇

第二節 木炭……………五六一

第三節 煤球兒……………五六二

第四節 劈柴……………五六三

第五節 其他の燃料……………五六三

第二十四章 家禽及家畜……………五六四

第一節 家禽……………五六四

第二十五章 開平礦務

第一節	第一 鑛	五六四
第二節	第二 鑛	五七三
第三節	第三 鑛	五七四
第四節	第四 鑛	五七五
第五節	第五 鑛	五七五
第六節	第六 鑛	五七五
第七節	第七 鑛	五七五
第八節	第八 鑛	五七五
第一節	第一 馬	五七五
第二節	第二 馬	五七五
第三節	第三 馬	五八〇
第四節	第四 牛	五八〇
第五節	第五 豚	五八六
第六節	第六 羊	五八九
第七節	第七 山羊	五九〇
第八節	第八 家兔	五九一

第二十六章 棉絲綿布

第一節	會社の經營	五九一
第二節	新會社の組織	五九二
第三節	嶺南島	五九三
第四節	會社炭礦概況	五九四
第五節	唐山煉瓦製造所	五九五
第六節	工場	五九五
第七節	唐山セメント工場	五九六
第一節	北清に於ける棉糸業の沿革	五九六
第二節	北清に於ける綿布業の沿革	六〇〇
第三節	取引機關	六〇五
第四節	賣買時期及用途	六〇七
第五節	輸入額	六〇九

附 録

第一章 山海關

第一節	形勝沿革の梗概	六二五
第二節	城郭官衙並市街	六二六
第三節	各國駐屯隊の位置兵力	六一九
第四節	寺觀及名勝	六三〇
第五節	人情風俗及言語の一斑	六二五
第六節	交通及物産	六二六
第七節	商業	六二七
第八節	農業	六二七
第九節	家畜家禽	六二九
第十節	氣候	六三三
第二章	秦皇島	六三三
第一節	海陸一般の状態	六三三

次 目

目 次

第三章 塘沽及滦州昌黎の概況

第二節	市街及官衙	六三四
第三節	寄港料其他の規定	六三四
第四節	氣候	六四〇
第五節	地方物産	六四〇
第六節	會社事業	六四〇
附	温泉寺の勝	六四一
第一節	塘沽概況	六四二
第二節	滦州概況	六四五
第三節	昌黎概況	六四七
第四章	河川及道路	六四九
第一節	北塘河	六四九
第二節	滦河	六五一
第三節	天津塘沽間の道路	六五六
第四節	塘沽山海關間の道路	六五八

次 目

目次

天津誌

第一章 天津の位置

第一節 輿地學上及北清に於ける天津の位置

輿地學上及北清に於ける天津の位置

天津は北緯三十九度九分、東經百十七度二分に位置し芝罘を距る海上二百三十一哩上海を距る七百五十四哩長崎を距る七百九十四哩直隸の平野に在り白河河口を距る約十二英里にして東は渤海に臨み北は京師の鎮鎭となり北清一帯水陸交通の要衝に當る即ち諸川齊しく茲に匯集して舟楫の便極めて大なり海上より吃水十二三尺の船舶を通じ北清唯一の開港場とす關内外鐵路は水輸の便に加へて百貨を此地に集散し通商の狀態年を逐ふて熾盛に趣き現今にありては其繁華優に北京を凌駕す殊に諸外國租界の經營は近年益々整頓し宛然歐米式の小都會を形成せり支那市街も亦近時著しく發達し模範的市街の起工道路の修築電車の布設水道の布設等汲々として其整備に腐心し直隸總督は北洋大臣として此地に駐紮し通商辦理の任に膺り又長蘆の鹽政を督す想ふに天津の繁華は駁々として將來

益々發達すべきや疑を容れざるなり

第二節 氣候氣溫

北清一帶の地たる渺々たる平野にして山脈なく樹林なく加ふるに土質は砂及び粘土より成るを以て日射吸收量輻射熱共に大にして從て氣溫の變化劇烈に夏季は甚だしき苦熱を感じ冬季は寒烈を極む盛暑二ヶ月は濕潤の時期にして其程度散て本邦に譲らざるも他の三季は悉く乾燥期と稱すべし殊に多春の二季に在りては全く雨霖を見ざるの月ありて一朝北風吹き荒む時は驚くべき乾度を示すことあり故に風速左のみ強からざるも盛に砂塵を飛ばし其時に強き時に於ては天空濛々四面見る能はず身は只塵埃中に起伏するの思あり故に本邦の如く寒暖濕潤宜しきを得たる地方に比すれば實に豫想外の事多し然れども天氣晴明輝々たる陽光に浴し皎々たる明月を仰げば四邊の光景亦愛すべく聊か以て前記の苦悶を一掃するの價値あり今此地の氣象を調査するに通商貿易上肝要の一事たるを尖はず左に明治三十八年中天津の氣候要素を記述せん

第一 氣溫

攝氏の分度による

全年の平均は十一度六(華氏五十二度九)にして我福嶋と殆ど同じく略ぼ同緯度なる蒙古、石の巻に

氣 候 表

比すれば稍高度なり大陸的氣候を享受する所として年間の變異は彼が如く緩和ならざるは勿論にして嚴寒なる二月は平均(一)三度四(華氏二十五度九)に降り余冬季の平均は(一)一度七(華氏二十八度九)を示し我北海道南部に似るも盛暑七月は平均二十五度九(華氏七十八度六)の高きに達し北海沿岸地方多く之れあらざるの高度にして南海の沿岸若くは九州西部地方に伯仲す氣候の變化期たる春秋に於ては變差甚だ大に月平均すら七十八度の多きに達し一日中の變化は十五度以上なること屢々にして時に二十二度(華氏七十二度)なりしもの晝は七十度に昇りし割合)に及ぶことあり更に毎日平均を以て年間の變遷を窺ふに一月下旬より二月上旬を以て最寒の時期となし(一)七八度に降り爾後漸く上昇して四五月に入り急昇し四月下旬十度(華氏五十度)以上五月下旬二十度(華氏六十八度)以上となり以て七月の最暑に至る後僅かに昇降し八月中旬より漸次降下し九月中旬二十度を降り十月下旬十度以下となり十二月中旬遂に氷點に達し一月の最寒に至る毎日の最低度の氷點を降りしは十月六日(一)十四度一(華氏六度六)とす最高度の氷點に降りしは十二月中旬より二月下旬の間にありて三ヶ月に亘るも此度を示したるは僅かに二十一回に過ぎず四月下旬は既に二十五度(華氏七十七度)以上五月中旬三十度(華氏八十六度)以上となり九月乃至十月に終る此間三十度以上なること七十七回七八月は四十四回の多きに至る年間の最高は六月十八日の四十度四(華氏四度四)に達せり亦以て此年暑中

の如何に晴にして寒中の緩なりしやを知るに足る而かも此年の寒中は平年に比し溫和なりしと稱するは事實なり尙觀測を繼續せば一層の寒氣を測知するに至らん一般に年間の最高温度は七八月の最暑中に見るを常となす然るに此年は六月に於て既に其度に達し七八月は之に及ばざること一度なるは土質の關係によるか將た七八月は既に雨期に入り空氣濕潤なると日射強き爲め局地的旋風を起し急雨雷を誘起し氣温の下降を催すに依るなるべし若し然りとせば七八月の氣温の一層の上昇を來たすことあるや知るべからざるなり今此年の氣温を四季に別ち示度の近似せる地方と比較すれば左の如し(表中高とあるは天津より高きを云ひ低とあるは低きを示す)

位置	冬		春		夏		秋	
	高	低	高	低	高	低	高	低
福島	高三五	低〇九	高三二	低二二	高三二	低二二	高三二	低二二
石巻	高三〇	低二〇	低四六	低一三	高三	低一三	高三	低一三
東京	高五八	高一三	低一八	高三四	高三	低一三	高三	低一三
大阪	高六五	高二〇	低〇二	高四六	高四	低〇六	高四	低〇六
長崎	高八四	高三二	低〇四	高五六	高五	低〇六	高五	低〇六
函館	高〇一	低四八	低七〇	高一二	高一	低二二	高一	低二二

即ち冬は函館に同じきも他の各地より殊に寒きを知るべく夏は大阪、長崎と稍同度なるも他の各地

よりも甚だ暑きを見るなり

第二 氣壓及風

大陸氣壓配置の變遷により此地方氣壓は冬季に著しく上昇し平均七百六十九耗七最高は七百八十耗二の高きに至り本邦各地より殊に高きも夏季に於ては甚だ低落し平均七百五十三耗八を示し臺灣附近と相伯仲す即ち冬は高氣壓に夏は低氣壓に近接するを以て其振幅甚だ大なり而して年間低氣壓(暴風の中心)附近を通過することなきを以て本邦の如く甚しき低降を見ず最低は七百四十一耗に過ぎず風向は十一月より二月は北風夏季六七八月は東乃至南東風卓越し春季三四月は東風五月及秋季九十月は南西風流行し且つ北風の著しく發達するを見る風速は夏に最も弱く春季に強く冬季に於ては比較的弱し各風向に區分すれば冬季の二期は東風強く平均毎秒六米突以上を示し五月は南風大に増大するも亦時に北風の強度を示すあり夏季は東若くは北西に強く六、九、十の三ヶ月は西風の大に發達するを見る而して年を通じて暴風に伴ふ方向は東乃至北に多く南風に極めて少なし彼の塵風と稱するものは北若くは西風に依りて起り殊に北風に強く二三月連吹せる後に強し而かも氣壓には左のみ影響を見ざるなり此地に於ける暴風は氣壓の低降する際に起ること極めて少なく上昇する場合も多く殊に東風に於て此現象著しとす

第三 濕 度 百分率を以て示す

年間稍濕潤なるは夏季三ヶ月にして百分の七十若くは之に近きは七八の二ヶ月のみ他の三季は悉く乾燥期にして拂曉最濕の際と雖ども尙百分の九十に至ること極めて少なし殊に冬季天氣晴朗北風二三日連吹せる時は頗る乾燥し本邦平地にありては曾て其例を見ざる如きの度に達することあり三十九年二月五日の如きは其一例にして殆んど空氣中水濕を留めざるに至れり晝夜の變化は年間を通じて大にして特に十位より八十位の差を示すことあり最濕なる夏季と雖ども晝は平均百分の五十を越ゆること少なく二月の如きは百分の三十以内であり冬季の二期は北風に依て殊に乾燥を呈し晩春五月及び夏候には南西風の殊に乾なるを見る即ち此地の最乾時期は十月十二月及五月の頃にありて最濕期は六月中旬より八月上旬の間なりとす

第四 降水量及日數 一時的な降水量は升日に改算して一升八合三勺に相當す

年間の合量は五百零一耗五にして深さ一尺六寸六分に當る本邦最少の地なる瀬戸内海沿岸若くは北海道北東部の地方に比するも尙八割少なきを見る各月變遷の模様は全く本邦と異なり本邦にありては六月九月の頃を最多の時期とするも此地に於ては只六月中旬より八月中旬の間に多きのみ三十

年七、八月の總量は二百九十五耗夏季三ヶ月の總量にして尙三百六十四耗あるのみにして本邦四國地方九月一ヶ月の量に及ばざるなり他の九ヶ月間の總量は百三十七耗にして本邦各地夏季一ヶ月の量に至らず殊に冬季に在りては全く無雨なることあり三十九年二月の如き然りとす夏期降雨の大部は急雨性にして案外の大量を測ること多し八月十八日の如き七十八耗一に至り其外二三時にして二十耗に達すること少なからず其廣區域に亘るもの即ち低氣壓的のもの少く量亦多きも五六耗に出でざるなり故に連續五日以上の降雨を見ること極めて少なく只三十九年に於ては七月二十五日より三十一日まで此現象ありたり而して年間最少の時期は冬季にして僅かに三耗にして春は秋より稍多きを普通とす

降雨日數は年計七十五日にして本邦中最も少き澎湖島より尙十五日少く一ヶ月十日以上の日數あるは夏季三ヶ月にして冬季は僅かに三日春秋に在ては十三、四日を算せり

第五 雲量及天候日數 十分中を以て示し曇を十となし快晴を〇となす

前述せる如く乾燥時期は九ヶ月に亘り濕期は僅かに六旬に越へざる如き状態なるを以て雲量極めて少なく一年平均僅かに十分の四冬季は十分の二乃至三、夏季濕潤期と雖ども十分の五に過ぎず故に快晴日數(雲量十分二以下)は百四十三日の多きを示し冬季に於ては半ヶ月以上連續し曇天(雲量十

分八以上) は年計僅かに七十一日のみ

第六 霜雪期節

初霜は十月下旬若くは十一月上旬にして我北海道に同じく終霜は三月下旬にして我四國邊に同じく初雪は十一月下旬若くは十二月にあるべく最近二ヶ年の調査によれば十一月二十八日及一月九日にして我四國九州邊に同じく終雪は二月下旬にして我東海沿岸に同じく而して降雪極めて少なく三十九年には一月二月各三日ありしのみ其地上に積る如きは一二回に過ぎずして深さ三寸に達すること極めて少なし

第七 暴風期節

本邦に在ては大風の襲來期は夏季なるも此地に於ては此等大風の接近するもなく従て夏季風速極めて弱く三十九年僅かに三回の強風を測りしのみ秋末冬季に入りては特殊の風期にして高壓部の發育に伴ひ強烈なる北風乃至東風を起し時に少許の雨雪を伴ふとあり然れども連続定日に亘ること少し此期間風力の増大するは氣壓の下降する時に非らずして却て上昇する時に在り故に氣壓の低き時は風速至て弱し即ち暴風日數は計七十一日にして烈風以上に達すること十回に過ぎざりし以上は皆

寒候に於てのみ現出す

第三節 地勢地質河川森林湖池

第一 地勢

天津附近の地勢は山岳丘陵の一も眼界を遮るものなく一望千里殆んど際涯なし唯濁流廣々たる白河及大小河川の縦横に其間を奔注するのみ清初天津題詞賦の記に曰く東は大海を環らし西は瀛滄を眺め漳衛の長流に枕み盧白の重阻に倚る北は京邑を臨て居然たる屏翰を爲し南は魯萊に俯して几筵に列するに似たりと能く之を状し盡くせり地は九河の津要に當り路は七省の舟車を通ず抑も天津の今日ある所以を考察するに地勢上諸水漸集の要衝にして京師及直隸平野に對する關係上白河を介して多大の物資を集散し且つ歐米諸國との交通貿易の極盛なるに依る而して此平坦なる曠原は南方山東省の西部河南省の東部を横斷し安徽省の北部並に江蘇省の全部を掩ひ揚子江の流域に通ず其廣袤の大なる且つ其地味の膏腴なる世界稀に見る所たり顧ふに古代に於ける諸運河の開鑿も亦斯の地形の平夷に賴る者にして其河川の曲折頗る多く且つ流速亦甚だ緩なれば能く其舟航に適する所以なり

天津附近の地質は含砂粘土にして其色帯黄灰黒色を呈し深層に至るも石礫を混せず其質曹達家素を含有するに拘らず地味豊饒ならず漸次北方に至れば清國固有の軽度質に變じ乾燥せる時は灰土高く天空に滿ちて天地爲に晦冥となることあり而して降雨に際すれば泥濘車輪を没するに至る

第二地質

第三河川

天津は諸水渾源の地にして其各河川中航行に適するもの少なからず其大なるものを舉ぐれば白河南運河子牙河永定河大清河鳳河淀河等是れなり又天津の東寧河縣に北塘河あり白河。は源を北路廳順義縣管内牛郎山より發し通州の北方に來りて左折し馬頭、河西務、楊村を経て天津市の北端に至り淀河鳳河永定河大清河子牙河南運河の諸潮流を合し甚しき迂折を以て平原中を走り太沽に至りて海に注ぐ天津より河口に至る間は其屈曲の度甚しく實に直徑距離に比して約二倍の延長を爲す陸路交通の全からざる舊時に在りては貨物殊に貢米の輸送は一に此の水路に依りたり然れども其水汚濁水深の觀測に便を缺く河底の細砂より成りて断へず回線を變ずるとにより船を行るに便ならずと云ふ直隸省中最大の河川にして航行に適す天津市が今日の繁榮を來たせし

は實に此の白河の存在に因らずんばあらず

南運河。(一に衛河と稱す) 江蘇省より起り山東省を横斷し滄州 滄海縣楊柳青を経て天津市の東北端に至り白河に注ぐ往年南漕地方より此水路を以て輸送する貢米は十萬石に上りしと云ふ子牙河。河間府饒陽縣より獻縣を経て東北に走り滄海縣と大城縣との分界を流れ子牙村を過ぐ故に此名あり三角淀附近に至り左潮流黑龍江河を合せ天津城北に至りて紅橋より白河に入る永定河。長城外懷來縣より南し北京の西苑平縣を横ぎり永定、永清、東安の諸縣を経て天津西北に在る一湖沼に注ぐ平素水流少にして航行便ならず大清河。(二に保定運河と稱す)。保定府の南より東し安州の白洋淀に注ぎ更に東に流れ拒馬、涼陀の諸水を合し文安縣を経て再び三角淀に注ぐ本流は保定附近迄小舟を通ず鳳河。武清縣より起り白河に沿ふて南に流れ楊村の西方沼地中を走り張家灣にて渾家水なる湖沼を介して白河に注ぐ淀河。天津の東北大河溝と城の東北端に於ける白河とを連絡す北塘河。は還郷河蘇運河鮑邱河の下流にして滄河縣を南に流れ蘆台を経て北塘に至り渤海に注ぐ蘆台より下流白河と同じく稍大形の船舶を通ずるを得べし

第四 森林

天津地方に於ては森林と稱すべきものなし只郊外の寺廟墳墓等の境内に於て往々之を見るのみ土性散て植物に適せざるにあらず由來清國人は天然の風致を保持するの念乏しく歴代亂伐の弊は今日の状態を來せし者ならん歟殖林事業の如きも未だ其眼中にあらず又河岸郊外等には處々に楊柳の點在するあり今其樹木に就て之を述べれば柳は蒲條柳、齊頭柳、杞柳の三種にして河堤營地の間に多く叢生す其他楊柳榆夾竹桃等數種あるのみ楊は白楊青楊の二種ありて前者は我國に於ける樹の如く後者は柳に類す梅は香臭の二種あり香あるものは芽を探り蔬菜となす榆は質堅くして器を作るに用ふ夾竹桃は葉竹に似て花は桃の如し冬時にも落葉せず果樹を培養する地方に在ては桃梨梅杏等の林を爲すものあるも是亦甚だ少數なりとす要するに天津附近は上記の如く森林と稱すべきもの絶無なるを以て雨期に際しては直に河淀の氾濫を來たし其被害實に鮮少ならず

第五 湖池

直隸省中湖池の大なるものは多く天津附近に集まれり大河洶(湯河淀)は天津の東北方に又七海里は尙其東方にあり共に白河の水を此二湖に引き以て其水量を節制す此兩湖の水は北塘附近に至り北

塘河に注ぐ雨期此兩湖は水量著しく膨大し西方天津の鐵道堤に達することありと云ふ三角淀は天津の西方に在り運河を以て其西方なる白洋淀及雜淀に連絡を保定に至る水路の一部たり三角淀の北方に二個の大湖あり一は永定河を入る又子牙河と南運河との間に一湖池あり其他楊村の南漢口の西方白河と風河との間に涇家水と名くる一の延長せる湖沼あり以上の諸湖池は皆共に舟を泛べ沿岸地方の交通に用ひらる雨期に在りては氾濫し附近の地を浸して天津近傍は舉げて一大沼澤地と爲ることあり

第二章 建置沿革

史を按ずるに天津は古昔黃河の河口にして其地極めて斥鹵なりと稱す夏の時代冀州に屬し周に至りて幽州と稱し燕趙の地にして齊北の境に跨る秦にありては上谷郡に屬し兩漢二朝共に漁陽渤海の二郡中にある晉代は幽州の泉州章武二縣に分屬し隋を経て唐朝に至り長盧縣の東北章武を改めて乾符となし泉州を改めて武清となす天津は即ち此武清乾符の二縣の間にあり宋に在りては武清縣清池縣に屬し元に在りては武清縣海津鎮滄州清海に分屬す海津鎮は實に現今の天津とす明朝に及んで始めて天津街武津、滄州、靜海、三縣の分治とし小直沽に左右三衛を置きし以來閩、廣、吳、楚、齊、梁の民茲に移住して市を爲せり降て明の永樂二年に至り城を築き同三年天津衛及左衛を四年右衛を

城内に移したるの後遂に天津衛城と稱す天津は古の關名にして明朝の此地に衛を置きし所以のものは即ち天津關を防守せんが爲なるが如し蓋し天津の名は城を築き衛を置きしより唱へ來り又其名は原名に基くと傳ふ清の雍正三年に至り天津衛を改めて州となし武清、靜海、滄州、等百五十六村を州治に入る同九年改めて天津府となし縣六州一を領す即ち現今の天津、青、靜海、南皮、鹽山、慶雲の六縣及滄州是れなり天津市は實に天津縣に在り同治年間通商和約成るの後商勢年を遂ふて隆盛に赴き光緒二十六年に於ける義和團の騷亂に依り一時内治の變態を來せしも鎮定後外國租界の發達は大に市の革進を促し目下直隸總督が紫竹林附近に於ける英佛租界の繁榮を移さんとして起工しつつある模範的市街の如きは將來市に多大の變化を興ふべきや疑ひなし若し夫れ行政上の建置に關しては既記の外未だ他に變改する所を見ず

第三章 天津市の廣表及區劃

天津圖

第一節 市の廣表

天津市は三岔口(白河及南運河の匯流する點)の上下流兩岸に跨り關内鐵道を擁し北京山海關、保定、及濟南諸道の街に當る北面積約五百萬坪にして繞らすに塘子と稱する土造外郭を以てす塘子の延長約我が六里

にして東は鐵莊子東北は錦衣衛橋北は寶直河北西北は修家樓南は海光寺日本兵營東南は梁家園に至る十二門を開く明治三十三年役に郭門の多數を破壊し現存するもの二三に過ぎず塘子も亦廢類若しくは削平せられ舊觀を留めず郭門の名稱及其位置左の如し

- 海光門 城南海光寺日本兵營側にあり城の南門に通ず
- 正西門 城西にあり城の西門に通ず
- 小西門 正西門の西々北にあり支那市街の西端に近し
- 西北門 小西門の北に在り白河に濱す
- 保衛門 城北にあり城南の南門に通ず
- 北營門 北營門の東方白河東岸にあり金鋼橋に通ず
- 堤上門 城の東北にあり金鋼橋に通ず
- 東北門 東北門の東南にあり埃國居留地に通ず
- 山海門 直沽門 埃國居留地にあり大直沽に對す
- 梁園門 獨國居留地にあり

第二節 市の區劃

天津市は天津及外國租界に區分す天津は支那市街にして白河上流に位し市の西北大部分を占め日埃兩租界の北界及西界線を以て其境界線となす即ち南海光寺より起り南門に至り南馬路を東白河に進み白河東岸を北三岔口に上り白河南岸を東に進み鐵道線に到る外國租界は此境界線より起り南は墳子に沿て佛國彈藥庫より墳子外に出で西南に進み海光寺競馬場間の道路に至り競馬場道に沿ひ西村を含み西樓に至り東樓より白河に至り小孫庄より大直沽半部を含み東北鐵道線に達し鐵道線に沿ひ埃國租界北界東端に合す南及東南部は墳子外に溢出せり

天津は天津城裡、城外、河東、小關、獅子林、金家窩、窩窪、河北、梁家嘴、邵公庄及佟家樓に區分し城外は更に東門外、候家后、北門外及南門外に區分し其面積約二百萬坪なり

天津城裡は舊城郭内なり舊城郭は延長約我一里十町の磚壁にして五門を開き東門、北門、西門、南門及南門と稱せり明治三十三年事變後南門全部を破壊せり其舊址は今大道に變じ東馬路西馬路南馬路及北馬路と稱す中央十字街上に鐘樓あり東西南北四門に直通す

河東は白河東岸にして其大部分は埃國租界に屬す小關は河東の北に接し東河北河の間にあり獅子林及金家窩は三岔口北岸にして北は北河に臨む窩窪は總督衙門所在地にして南は北河に接す河北は

天津城の西方にあり南運河によりて候家后と隔つ梁家嘴、邵公庄及佟家樓は南運河北岸にして市の西部に位す東門外西門外及南門外は其門の外側地を稱す北門外は北門の外側にして西大部と名け候家后は其東部を稱す

市街の最も繁榮なるは北門外一帶鋪店街針市街估衣街及東門外なる宮北街宮南街等なり北門外の地は海産物綿布棉糸の間屋多く估衣街には各種の織物衣服毛皮雜貨金銀細工店多し鋪店街には富豪大賈多く宮北街宮南街には各種の小商賈軒を並ぶ

前直隸總督袁世凱は支那市街に停車場を設け其衙門との間に約十五町の一大街路を構築し此街路に沿ひ官署學校等を建築し公園地を設け一新市街を構成し且つ其衙門側金鋼橋より南運河金鋼橋間の道路を擴張し家屋を新築し白河々岸の家屋を改良せしめ外國租界との權衡を保持し且つ日本租界に接する支那家屋の改良を獎勵せり

外國租界は日、佛、英、獨、埃、伊、露、白、八ヶ國に區分す其面積約三百萬坪にして現時支那市街より遙に大なれども家屋の建設は其一小部分に過ぎず

支那市街の東馬路と南馬路との交叉點より白河右岸に沿て南海光寺に至るものを日本租界となす日本租界は支那市街に接するを以て商業取引上極めて樞要なる位置にあり然れども搭船揚陸の關係より云はゞ下流佛英租界の如く便利ならず日本租界は明治二十九年十月日清議定書により我租借權に

屬したるものにして明治三十一年十二月其地城を定む其面積約三十萬坪にして北は白河々岸に沿ひ東は秋山街に沿ふて天津外郭に達す西は福島街に沿ふて海光寺東側に至り南は外郭に接す明治三十六年四月此地城を擴張して更に約十萬坪を増加せり福島街以西支那市街間の地區即ち是なり尙此他四十萬坪を以て豫備居留地となせり其地城は旭街の北端より舊城壁の線に亘り天津南門に至り南門より南海光寺に至る即ち豫備居留地を合して八十萬坪とす現在外務省の經營を終りたる地城は約七萬坪にして家屋建築中若しくは完結したる地城は約五萬坪とす

日本租界の東南に接する者を佛租界となす其面積四十萬坪なり英租界は佛租界の下流に接す紫竹林と稱す其面積四十萬坪なり獨租界は英租界の下流に接す其面積五十五萬坪なり露租界は英佛租界の對岸にあり其面積七十萬坪にして居留地停車場前に小市街を建設せり伊租界北上流に接す其面積二十萬坪塊租界北上流に接す面積二十五萬坪なり伊塊租界は外人の市街なし其他露租界の下流に接して六萬坪の白租界あれども何等經營なし外國租界中最も繁盛なるは英租界にして佛租界之に次ぐ英佛租界河岸棧橋倉庫等の設備完全せり千四百噸噸水十二呎の船舶は此等の棧橋に繫留せらる

第四章 戸数人口

第一節 天津市の戸数人口

古來天津市の戸数人口に就ては昔て秩序的に調査せられたることなく舊設の保甲局は警務の關係より又縣衙門にては租稅賦役及徵兵等の關係より各戸の戸籍を登簿したることあるも永年加除訂正せられざるより今は有名無實の姿となり居れり然るに光緒二十八年七月十二日天津に巡警局を設け置せられて以來正式に戸口調査をなすの必要を感じ毎年一回之を施行しつゝあり然れども創業日尙淺きを以て必ずしも精密なるものと見る能はざるも左に最近四ヶ年間に於ける調査表を摘記すべし

天津市戸口調査表		天津巡警局調査	
年次	戸数	人口	男女の別
光緒二十九年	六四六九三	三二六五五二	男 一九六〇六九
			女 一三〇四八三
光緒三十年	七二七三〇	三七七六三四	男 三二七一五一
			女 一五〇四八三
光緒三十一年	六五四五二	三三九八七二	男 二〇四四三六
			女 一三五四三五
光緒三十二年	六三四七二	三五六五〇三	男 二二〇九五
			女 一四五四〇八

本表を通過するに光緒三十年の調査に於て著しく戸口数を増加したるは奇異の感ありと雖も同期間

内に於ける天津官民各種の事業は隆々として勃興し同時に幾多官私の學校盛んに設立せられたる爲め遠近各地方より來津居住するもの一時に増加したる結果にして爾後事業界の漸次沈靜するや一時的の膨脹は平常に復し光緒三十一年以降は秩序的に増加しつつあり

戸数の割合より見れば人口の頗る多きは清國の習慣に起因するものにして其稍富貴なるものにては尊卑屬戚は傍系の各親族は其配偶者を得たる後多くは構内に新居を作り分居せしむるものなれば其構内は比較的廣大にして従つて其家族頗る多きも戸口調査上よりは之れを一戸と見做して家長を主人とし家族雇人等を計上せるものなり又下等社會にありては一戸を數人にて分借し居り到底之れを區別する能はざるより内容は幾多異種類の人民なるも之れを併せて一戸を爲せり

天津に籍を有して住家を有せず毎年春季には各地方に出稼ぎし初冬に歸津して借家越年をなすもの約三萬人又山東、河南、山西、陝西及び其他の各省より毎年春季には勞働の爲め來津し冬季河川結氷するや歸省するもの亦三四萬人あるも之れは毎年の戸口調査には概ね算入せられざるなり

天津市外に居住して常に天津に往來し踏般の業務に従ふもの多數あるを以て茲に參考の爲め天津市外(天津の四郷と稱し天津知縣の管轄に屬する大小三百六十八個村莊の名所なり)の最近戸口調査數を示せば左の如し

天津四郷戸口調査表 (三百六十八箇村莊)

戸數 七萬五千四百七十八戸

人口 三十八萬四千二百六十三人

内 男 二十萬五千七百八十八人
女 十七萬八千四百七十五人

第二節 天津租界地の戸數人口

天津租界地に於ては日本租界を除くの外未だ具體的に戸口調査をなしたるものなく僅かに各租界が各自に定めたる居住届出規則により居住者が其領事館又は租界局等に届出をなすを俟つて登簿する規定なれば従つて届漏れ等頗る多く精確の數を知る能はざるも茲に比較的借據するに足るべき方法により調査したるものを摘記すれば左の如し(天津巡警總局調査)

天津各租界地及其他に居住する外國人調査表		光緒三十二年秋季調査			
國別	戸數	人口	國別	戸數	人口
日本	五三九	一七六九	獨	一六八	九六五
英國	三三〇	一六五三	和	三三	一一六
米國	二二	五六〇	露	一九	一一二
佛國	一八五	三四九	埃	六九	一六三

伊太利	二六	二五二	丁抹	九
葡牙	九	三三	無條約國人	三三
西班牙	二六	二九	合計	一四三六
諸國	二	四八		六三四一

但し諸外國人は外國租界又は天津市街等隨意の處に散在せるを以て一租界内に何國人幾人と云ふが如く詳細に調査する能はず

本表は各國駐屯軍隊及び軍屬等は總て算入せざるものと知るべし

當地に領事を置かざる國人は總て無條約國人と爲す

又天津海關に於て駐津各國領事に照會し其回答を基礎として作りたる在天津の洋行數及び商人に關する最近二ヶ年の調査左の如し

年	洋行數		人口	
	洋行數	人口	洋行數	人口
一千九百〇五年	二	二八五	四	三九〇
一千九百〇六年	六	七二	五	四九

年	洋行數		人口	
	洋行數	人口	洋行數	人口
一千九百〇五年	六〇	一八三八	七	二九二四
一千九百〇六年	五	二六	一	九

丁抹	二二	二八	佛國	二四	二四三	二二	二五〇
和蘭	三	三五	葡國	三	一六	三	一六
獨逸	二九	三八七	瑞典	六	二四	六	一〇四
伊太利	三	三三	匈牙利	〇	〇	〇	〇
白義	一	一〇〇	計	一七四	三二五	二二	三三三
英國	三三	五〇〇					

各國租界には清國人の雜居するもの少なからず然れども西洋各國の租界は人情風俗の異なる點ありと又其不潔不秩序なるを嫌ふが故に英佛租界の如き完備せる租界にては支那人の雜居するもの比較的少なく其雜居者の多くは外商に直接關係あるもののみなるが如し日本租界は之れに反し當局者も清國人に對しては頗る寛大の處置を執る爲め皆安んじて家を建築し又は諸種の營業をなしつつあるなり而して伊埃滿白獨の各租界は經營尙ほ半成の域にあれば従前より居住せる清國人にして未だ立退かざる者多し今確實なる最近の調査により各租界に在住せる清國人の統計を示せば左の如し

租界別	戶數	人口
日本	一七〇五	八二九五
英國	四三三	三六八五
獨逸	八六〇	四五七
佛國	四〇六〇	四一〇〇

白耳義	三七一	二、二二三	塊	二、九〇八	二、五五二
露國	五八六	二、五二六			
伊太利	一、六一四	一、三四二九	介	九、四三三	六、一七〇九
計					

天津市及び外國租界に居住する清國人及び外國人の戸數人口の總數を光緒三十二年秋季の調査より計上すれば左の如し

清國人	天津市	戸數	六萬三千四百七十二戸	人口	三十五萬六千五百〇三人
外國租界	外國租界	戸數	九千四百三十二戸	人口	六萬一千七百〇九人
外國租界	外國租界	戸數	七萬四千三百四十戸	人口	四十二萬四千五百五十三人
外國人	天津市等	戸數	一千四百三十六戸	人口	六千三百四十一人

第五章 市内の道路橋梁及埋立工事

第一節 道路

天津の道路は團匪事變以前即ち天津城廓が存在せる當時にありては其城隍内に東西及南北に通ずる

大道あり其中央の交叉點に中央鼓樓と稱する建物あり城隍は東西南北の四箇所に城門を設けありしを以て城外各街よりの往來は此四門よりし而して各地方に接續する道路の起點となせり城内の道路は皆石を以て築かれたるものなりしが永年修繕せざる爲め破損甚しく車馬の通ずる處甚だ妨なく且つ道路の多くは溝渠の設けなきを以て毎年六七月の霖雨期に至れば雨水路上に溢り泥濘を没し殆んど行人を絶ち全市寂として死せるが如かりし此道路修築の事は天津知縣衙門の管轄に屬したるものなるも行政の不振と經費の關係上殆んど克廢に委したりしなり然るに光緒二十六年夏列國聯合軍は各代表者を出して都統衙門と稱する假民政廳を組織するや該衙門内に工程局なる一局を設け同時に工巡捕局なるものを設立して天津城内外の居民に家屋稅營業稅等十三種より成る新稅目を課し此收入を以て路政及巡警の費用に充て都統衙門書記官レガート工程局主任として専ら道路改良の事に着手したれば忽にして成績大に舉がり交通上の整頓は漸く舊觀を改むるに至れり都統衙門は又天津城隍を破壊し其址を修めて一大道路を築造することに決し該衙門附屬の兵士多くの入夫を指揮して工を起すに至りたれば全長三哩に亘る城隍は僅かに三箇月を出ずして悉く取崩され垣々礎の如き巾十二間餘の新大道に變じ清國到る處の大小都府に通有なる城隍は獨り天津に於てのみ之を亡ぶに至れり當時天津還附の條約に左の一節あり摘記して何故に天津城隍が破壊せらるゝに至りたるやを知るの便に供せん

天津還附條約 (光緒二十七年七月)

第一條 光緒二十七年七月二十五日議定したる條約第八款に訂明す大津國々家は應に天津港及北京より海に通する鐵路

に附寄ある各碼頭をして一律に制限する爲め現に既に法を設けて開闢す等の語あり既に當時中國全權大臣は各國駐京公使に向つて聲明其だ熱め開闢責任を願ふの一節は聯合國全權大臣に天津都統衙門に托して此項を承辦せしめたるも工費今に至るも尙未だ完竣せず故に本大臣等は開闢を完結するの件を天津各國駐屯軍統帥權を有する各武官に交與し承辦せしめ又第八款内設する所の各節を應保し全行開闢せしめ其要する各費は都統衙門の公庫中に現存する款項より補償せんことを實地注に申請す

第七條 其碼頭を併設するの一節は中國應に其責を有すべし中國は諸碼頭をして復れて新に増設するを准す天津碼頭に添りては光緒二十六年の變亂に際し之を以て破壊となし直に各國租界を砲撃したり此に因つて亦再び全修を行ふを得ず

此結果として天津に於ける交通の狀態は著しく變化し城隍跡の大道は天津の繁盛を圍繞せる幹線となすに至れり當時道路の開闢は之に止まらず白河右岸に沿つて外國租界地に接続すべき大道も新たに開通せられたるを以て日佛英獨の各租界地よりも直接又は間接に此等の新道に接続せしむるの方針を執るに至れり

而して光緒二十八年七月十二日天津市は都統衙門より時の直隸總督袁世凱に送附せられたるも總督は都統衙門が設立したる工程局及び工巡捕局は其儘に之を存置して引續き交通の整頓に力を盡したれば市内に於ける路政は益々完美の域に進み外國租界地の修整に比し敢て遜色なきのみならず或場所の如きは却つて一步を進めたるものあるに至れり如此路政が日を追つて進歩せる影響とも見るべ

きは交通機關の變遷是れなり由來中流以上の清人が外出する場合は多く轎子と稱する擔籠を用ふるか或は騾車と稱ふ一種狭小なる馬車に乗るか又は乘馬のもの多かりしが現今は漸く此種のを減少し代ふるに人力車及び西洋式馬車を用ふるもの増加し轎子の如き甚しく其數を減じ今は殆んど婦人の專用物視せらるゝに至れり然れども是一度天津の市街を出づれば各地方に達すべき大中小道は依然四通八達なるも荒廢の度極まり殆んど之を道路と稱するの價値を有せざるなり

今天津市内の道路の重なるものを擧ぐれば左の如し

- 一、四馬路 天津城廓跡なり元東西南北の四門を有し其門外に東西南北の各大街ありしが今は延長三哩半道幅平均十二間の大道となれり
- 二、河沿馬路 天津開口日本租界角より白河右岸に沿つて四馬路の東北角に聯絡する大道にして延長一哩餘道幅平均十間なり
- 三、新車站大馬路 天津河北の新停車場に通する大道にして延長一哩半道幅平均十二間なり
- 四、デットリングロード 天津舊西南城角より砲臺庄を経て團城の海光門を出で獨逸租界に於て太沽路と合する道路にして延長約三哩道幅平均六間あり之れデットリング及びハンナツケンの二氏が其附近にある自己の土地を繁盛ならしめんが爲め私設したるものなり
- 五、太沽路 天津より日佛英獨の各租界を貫き白河右岸に沿つて太沽に至るものにして延

長一百〇五清里あり

六、舊城内南門より北門に通ずる大街及西門より東門に通ずる大街は元城内大街と稱したるものなり

右の外天津には大小の道路を通じて一千二百六十六條あるも概ね以上記載せる道路の支線なり而して此等大小道は現今皆修繕を加へ漸次改善を圖りつゝあり

前述せる天津工程局の組織は道路を研究するに密接の關係を有するものなれば左に其大略を述べん工程局は光緒二十八年七月十二日都統衙門より繼承したる後内部の組織に若干の變更を加へ新たに工程師として獨逸人パーシーなるものを雇入れ同時に天津河北三條石張公祠内に局所を移轉し大に事業を擴張して測量科道路科橋梁科河工科監工科收支科材料科庶務科等の數科を設け總辦以下六十餘名の大小吏員其事務を分任し二百餘名の職工三百餘名の常雇人夫を用ひて事に當りたれば其成績大に見るべきものあり又工程用諸器械の如きは多く英國より購入せるものにして「マシュームロー」大小四臺及び馬鞍撤水車十臺の如き其重なるものなり然るに清國當局者は天津上海等の各國租界にては土木及警察事務が租界局なる自治團體に於て同一事務として經營せられたるを見て警察と土木とは分離す可からざるものなりとの見解をなし北京の如きも先きに警察の本部に工巡總局なる名稱を附し土木と警察の事を主掌せしめ保定府に於ても亦一つの局所を設け警察と土木を主掌

し之を工巡總局と稱せり此觀念は天津に於ても同一にして前總督袁世凱は光緒三十二年六月命令を以て豫て獨立しありたる工程局を天津南段巡警總局に合併し爾來同局の一課をなすに至りたるも其内容は工程局時代と大同小異なり

又道路上の清潔法に關しては衛生局なる獨立の官署あり河北三條石に其本局を設け西門外及び侯家后に分局を置き巡捕八十名を以て普通衛生事務を執らしむる外該局常雇の人夫二百名を指揮して定日に公共の道路橋梁及び溝渠等を掃除せしめ雨霖の時は直に多數の人夫を出して除泥除雪をなさしむ又各個人の掃除義務に屬する部分は衛生局の巡捕及び各所轄巡警局の巡警交互に之を監視して其掃除をなさしむ衛生局に於て天津市中に五十箇所の共同便所及び七十五箇所の汚物捨場を作り警察は路上の大小便を禁じ汚物の取締りを嚴にしたれば清國古來の陋習たる路傍の放尿等は殆んど其跡を絶つに至れり然れども清國人は官民共先天的に公共衛生の思想乏しきを以て道路衛生に就ても未だ完全の域に進まず

今試みに官民が最近五ヶ年間に交通風俗及衛生等の諸點より道路上に施設したる各種の事業を舉ぐれば概ね左の如し

一、從來の道路には溝渠の設けなかりし爲め降雨の際道路の全體は河流となるのみならず家屋内にも雨水浸入する有様なりしが今は大小道共概ね下水を設け又は別に排水の法を設けたり

一、天津自來水公司の水道は殆んど市中に普及したれば従來の如く水汲の爲め道路を損すること少なし

一、警察は團體又は個人に勸告して市内五十尺毎に一個宛の街燈を設けしめられたれば交通上の便益多大なり

一、四馬路河沿馬路及北門外大街には天津電車會社に於て一電柱毎に電燈を點するにより是又便益多し

一、白耳義シゲグートの事業に係る天津電車會社は四馬路河沿馬路及北門大街(外國租界を除く)及び日佛境伊露租界に復線又は單線の線路を敷き電車運轉をなしつゝあり

一、警察は往來者に左側通行を勵行する爲め交通の整頓稍其緒に就けり舊來の風習として市中到る處に各種の廣告札亂雜に貼付せられたるも警察令を以て市内百五十箇所に廣告場を定めたる爲め大に其風致を改めたり

一、光緒三十一年七月三日時の總督袁世凱が發したる市區改正令により市内の交通りに於ける家屋は概ね改造せられ又屈曲甚だしき道路は多く直線となれり

一、河岸地規則發布せられたる爲め従前の如く亂雜ならす河岸地は巡警總局工程課に於て賃地料を徴收す

一、市内百五十箇所の人力車停車場五十箇所の大車俵放所を設けたれば此の種の取締りは稍整頓す

一、人力車規則發布せられ車體及び鞍子の身元身體等を検査し其合格者に鑑札を下渡すが故に人力車に關する事故極めて少なし

一、従來は路上何れの處にても物品を陳列販賣するも濫支なかりしが野菜魚鳥其他食品類は五箇處の市場に其他は交通上有礙ならざる地に移さしめたり

一、古來の惡習慣たる路上の賭博は一律に之を禁止したり

一、從來公共の道路は殆んど個人の私有の如く隨意に使用する傾きありしが今は漸次公共的觀念生じたると警察の取締嚴なる爲め大に其面目を改めたり

一、各大道兩側には悉く樹木を植ゑ常に之れを保護しつゝあり

一、各大道は一日四回馬糞撒水車にて撒水せらるゝにより塵芥の飛散は比較的少なし

一、市中を裸體にて歩行する者は年一年に其數を減じつゝあり

第二節 橋 梁

天津市内外には南運河、北運河、金鐘河、子牙河及び白河の五河流あり市中の状態よりするも對岸

との往來交通は密接の關係あるに拘らず從來架橋の事は頗る幼稚にして殆んど見るに足るものなく多くは船橋を架し又は渡船を以て兩岸の交通をなし稀れには木橋又は石橋等なきにあらずと雖も殆んど擧げて云ふの價値あるものなかりき是れ必竟當局者が交通の便否を深く顧慮せざるによりしは勿論なるも亦た夏秋期に至れば毎年洪水あるを以て小規模の架橋にては到底氾濫せる水勢に堪ゆ可からずとの觀念ありしと該五流は殆んど天津市の大動脈をなし官民船の交通往來頗る頻繁なれば架橋は之れを阻害すべしとの杞憂ありしとに因りしなり然るに光緒八年頃時の直隸總督李鴻章は其衙門を河北大胡同に建つるや其出入に便せん爲め英國技師キャンダーの設計によりて南運河の河流に開閉器を備へたる鐵橋を架設し新鐵橋と命名したり是れ即ち北清地方に於ける鐵橋の濫觴なり其後袁世凱が直隸總督となるや諸般新事業の勃興に伴ひ交通機關の發達に従ひ鐵橋續々架設せらるゝに至れり今新舊橋梁中の重なるものを擧ぐれば左の如し

金華橋 南運河の下流河北大胡同(地名)入口に架せらる英國技師の設計に係り開閉器を有する鐵橋にして光緒三十年八月新鐵橋を撤して之を架す其建築費は拾貳萬五千兩なり

金鋼橋 北運河下流なる總督衙門前に架せらるゝものにして日英兩國技師の設計に係り開閉器を有する鐵橋にして光緒二十九年二月新浮橋と稱する船橋に代りて架設す其工費は十六萬八千兩なり

萬國橋 佛國租界、老龍頭停車場(露租界)の通路たる白河に架せらるゝ開閉器を有する鐵橋にして

光緒二十八年十二月の建造に係る此處には元と老龍頭浮橋と稱する船橋ありしが本橋架設と共に撤せられたり工費貳拾五萬兩にして佛國人フイフリン會社の請負に係り工費全部は都統衙門官庫より支出されたるものなり

金湯橋 天津巡警總局前と埃國租界とを通する鐵橋にして開閉器を有す光緒三十二年十月の建造に係り工費貳拾萬兩なり此架橋は白耳輪シンデゲートの天津電車會社が其線路を對岸なる埃伊露の三國租界に延長する必要より起りたるものなれば其工費の十分の五は電車會社より其他は清國官廳及び埃伊露の三國領事等に分擔したるものなり此處には東浮橋と稱する船橋ありしが本橋架設と共に撤せられたり

賈家大橋 河北東臺窪と河東小關の通路に當る金鐘河の下流に架せられたる木橋なり現に改造に着手せり

錦衣衛橋 河北大馬路の戶部鑄幣局後路と河東錦衣衛との通路に當れる金鐘河に架せられたる木橋なり

北浮橋 河北大街の大關(地名)南運河の下流に架せられたる船橋なり

紅橋 子牙河が北運河に入らんとする處に架せられたる木橋なり

右の外狭小なる木橋又は石橋等三十二箇處あり此の如き甚多の橋梁は抑も何人の管理に屬するもの

なるや行政機關の混亂せる清國にありては到底一貫したる説明をなし難はざるなり然れども大體に於ては天津道府河防同知及び知縣の管轄に歸すべきものなるも現今は習慣的に巡警總局工程科の手に委せられ其修繕工事費の如きも一定したる費目なく臨時變則の財源を以て之れに充てられつゝあり

第三節 埋立工事

北清事變以來天津の各國租界は頗る活氣を帯び來り争ふて其既定の地域を擴張し又は事變の爲め中止したる工事を復興して着々其經營に従ひたり然るに天津の地は白河上流に當る各河川の堤防の不完全なると其河床頗る淺きとにより毎年霖雨期に至れば河水氾濫して土地家屋を浸すこと敢て珍らしからず加ふるに場所によりては河層却て地面よりも高くして些少の降雨にても雨水を排出すべき道なく隨處の凹地又は池溝等に流入するより舊天津城内を除くの外各地方は沼地濕地甚だ多く各國租界地の如き其大半は此種の地に屬せり故に各國は其經營の第一着乎として皆或は政府の事業として或は租界局なる自治團體若しくは個人の經營として之れが埋立工事を爲したり今其施工面積を算せば概ね左の如し

租界の名稱	各國租界の全面積	已に埋立を終りたる坪數	租界の名稱	各國租界の全面積	已に埋立を終りたる坪數
日本	四拾萬坪	約七萬五千坪	白耳	六萬坪	約一萬五千坪
佛	四拾五萬坪	約三拾萬坪	露	七拾萬坪	約八萬坪
英	四拾八萬坪	約參拾五萬坪	伊太	貳拾萬坪	約拾萬坪
獨逸	五拾萬坪	約五萬坪	埃	貳拾萬坪	約拾萬坪

以上各租界の内白河左岸に位置する白、露、伊、埃の四租界及び白河右岸の獨逸租界は地勢稍高きを以て比較的埋立地面少きも日佛英の三租界は多くは低地又は沼地なるを以て平均六尺乃至一丈の埋立を要せり而して天津市は北清事變後頗る長足の進歩發達をなしつゝあると一面には市内道路の擴張及び外國租界地の勃興等に伴ひ大に從來居民の住地を狭めたれば勢ひ他の地方に發展せざるべからざるを以て永年廢地となりたる低地沼地は盛んに埋立工事を施され續々新築屋の建築を見るに至り河北東西鹽滌及び舊天津南門外一帯の地(日本豫備居留地)の如き皆埋立をなしたる地域にして今は繁盛の市街を爲せり前述の外國租界を除き天津市内外にて最近三四年間に埋立をなしたる面積五十萬坪乃至百萬坪あり

埋立工事は多く土木請負人の手によるを常例とするも稀には各人自營のもの無きに非らず今其埋立方法に關し一二所見を記せば左の如し

埋立工事の請負人は其埋立地の附近に於ける荒蕪地を地主より一坪拾仙乃至二十仙にて買ひ受け

力(一日の賃金は三十)を便役して之を掘勝せしめ其土は概ね小車(小車の賃金は一日何程と定むるものなるし其土は五日乃至四十)により運搬するを例とするも水運の便あるか又は少しく遠隔の地においてには民船を以て其探土を運搬す又近來は輕便レールを敷きトラックにて運搬をなすもの多し取土の際約一丈を掘り下ぐる時は地底より水の湧出多きを以て岡上に馬鞍坐車を設け樋を通じて坑中の水を汲出して約三四丈迄掘下るが故に其場所は新たなる沼地を形成す埋立請負額は取土の遠近により一定せざるも一方(高さ一尺にて)二元五拾仙乃至三元五拾仙を通例とす(六尺四方)

近來埋立工事頻りに行はれ取土の爲め掘勝したる跡は沼池を形成し租界の經營上不便甚しきより各租界は皆禁令を出して其租界内に於ける取土を制限し清國地方官も亦天津市内及び其四清里以内に取土をなすことを絶対に禁止したれば今後の埋立には遠地より取土するにあらざれば工事を施す能はざるに至れり

然れども天津の各河床の泥土は之を取るの難なければ巡警總局工程科に對し一立方尺に付き十五仙を納付し取土するを得べし埋立工事を要する場所は前に記述したる如く沼地又は低地なれば數百年來沈堆せる汚水又は汚穢物は首ふべからざる悪臭を放つも何等排除又は消毒の法を設けずして其儘埋立られしを以て該汚物は地層に浸潤して衛生上頗る有害なるは勿論霖雨又は大雨のときは處々の地盤陥落し又は坑洞を生ずるを以て其上に建築されたる家屋は漸次幾分の傾斜を免れず故に近來は

六尺乃至九尺の溝を掘り石灰土砂等を埋め或は二間以上の松丸太を打込みて其基礎を堅固にするもの多し

各租界の埋立工事中獨り英國租界のみは蒸氣ポンプを以て先づ汚水を排除したる後埋立をなしたれば衛生上並に地盤の堅牢上大なる裨益あるべしと雖ども地形及工費の關係上他租界の容易に企及し能はざる處なるべし

第六章 交通運輸

第一節 郵政

第一 清國郵政

一 總説 元來清國の驛傳は兵部(兵部)の管轄に屬し單に官府の公文を遞送するに止まり人民の私信は民局なるもの、專業に屬したるものなりしが千八百七十四年(同治十三年、明治七年)頃總稅務司(總稅務司)ナ、ロバート、ハート氏清國財政補助の一端として西洋各國郵便制度の採用を建議したりしに政府其議を容れ同氏に囑して清國沿岸各開港場稅關出張所の一部に郵政廳を設置し又便宜各市街の内に二三個所乃至五六個所の支局を設けて郵便物の取扱を開始したり然れども爾來久しく尙且因循顧る不

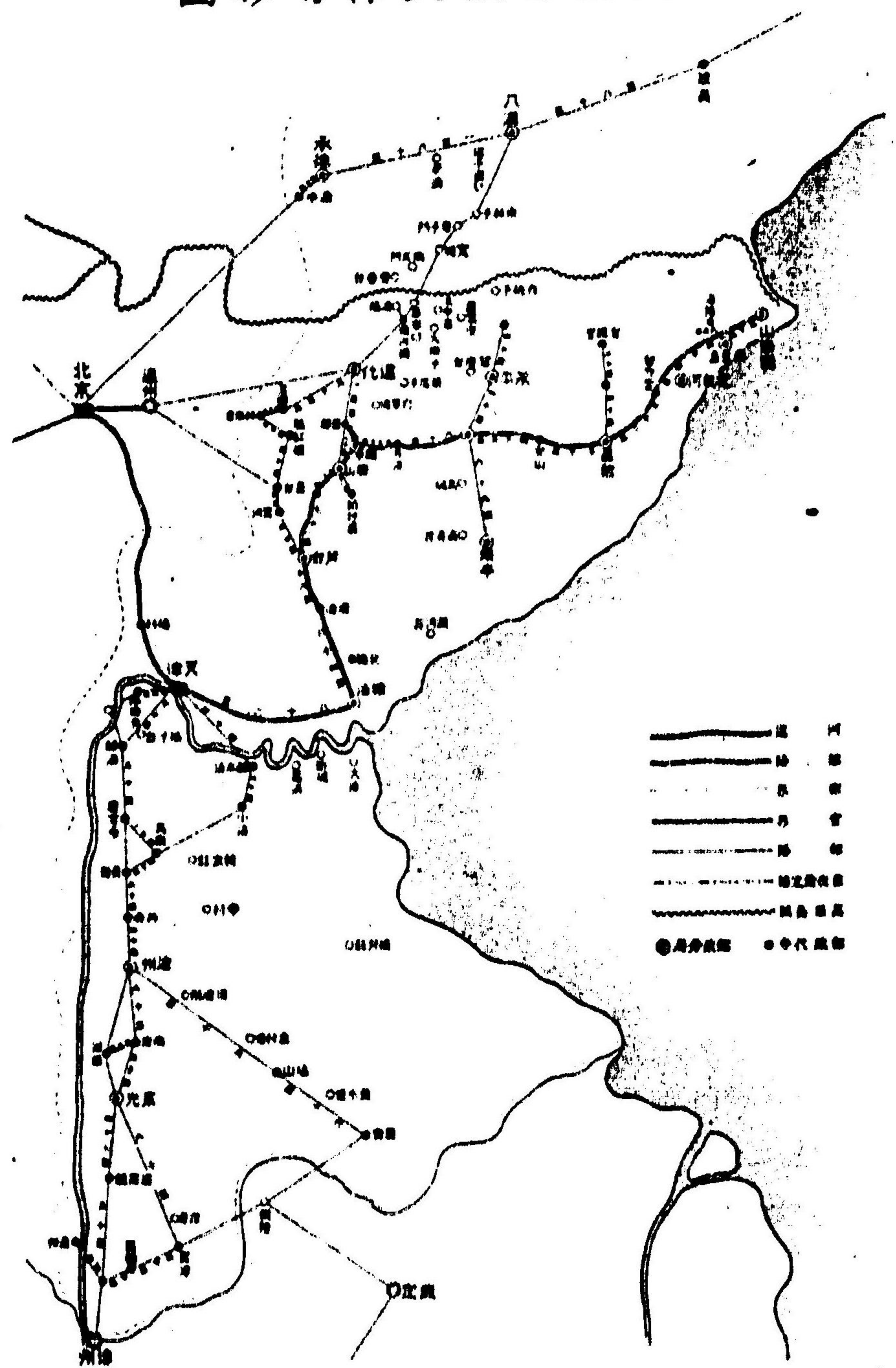
振の状態なりしも去る光緒二十三年(明治三十年)一月一日清國郵政を擧げて一に總稅務司の掌權に歸せしめてより大に面目を一新し年々改々として之れが擴張を謀り以て今日に及び既に十三總局五副局二百九十支局及五百六十二郵便受取所を全國に設置するの盛況を呈するに至れり
 今各省に就き總局及副局の所在地を掲ぐれば左の如し

省名	總局	副局
直隸	北京	天津
山西	太原	開封
河南	開封	鄭州
山東	濟南	煙臺
盛京	煙臺	牛莊
四川	重慶	成都
湖北	漢口	沙市
湖南	長沙	岳州
江蘇	上海	蘇州
浙江	杭州	寧波
福建	福州	廈門
廣東	汕頭	廣州
廣西	梧州	龍州
雲南	蒙自	思茅
貴州	龍州	貴陽
陝西	西安	西陽
江西	九江	蕪湖
安徽	蕪湖	鎮江
江蘇	鎮江	南京

天津郵政總局は元、華洋書信局と稱し光緒四年(明治十一年)時の直隸總督李鴻章が郵便法の改良を覺り中央政府の許可を得て創立したるものにて英租界にあり壯麗華麗なる洋式層樓の大厦にして北洋樞鑰の地に於ける郵便行政局舎として外觀上更に遜色なし而して其交通業務の益々頻繁なると同時に年々長足の發達をなし漸々分局と分櫃の増設を企圖しつゝあり今總局が天津市内に有する分局及分櫃は合計十七個所にして其名稱及所在地は左の如し

名稱	所在地
第一局	天津北馬路
第二局	同 針市街西
第三局	同 宮南
第四局	同 旭街相近(日本租界)
第五局	天津河北院署後
第六局	同 河北大街
第七局	同 城裏鼓樓西
第九號分櫃	同 北門内

大清郵政天津專界圖



實 施 細 則

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 第十號分櫃 | 天津鎮店街 | 第十五號分櫃 | 天津東門內大街 |
| 第十一號分櫃 | 同 南門外 | 第十六號分櫃 | 同 河東小石道 |
| 第十二號分櫃 | 同 東南城角 | 第十七號分櫃 | 同 雙街口 |
| 第十三號分櫃 | 同 河東興隆街 | 第十八號分櫃 | 同 留米街 |
| 第十四號分櫃 | 同 西門外 | | |

以上の七局と十分櫃は毎日總局と自他相互間其大小集配便より繼送持戻交換便等の法則に基き一日六回宛相往來し其事務取扱時間は午前六時より午後十二時迄にして局員より遞送集配人に至るまで總て身元確實にして且事務に熟練なるものを選択し極力其確的迅速にして過誤疎漏なからんことを企圖し以て新業の感信を失墜せざらんことを努めり而して函沽其他の市外に發着するものは通常郵便及小包共毎日三回なりとす

本總局章程中其要項を摘記せば即ち左の如し

- 一郵便切手は左の十二種とす
- | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 一分 | 二分 | 四分 | 五分 | 一角 | 二角 | 三角 | 五角 | 一元 | 二元 | 五元 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

備考 (一) 一分は二錢、一角は十錢、一元は一圓の割合なり
 (二) 小銀貨を以て切手を購取する場合は其時々の相場により支拂はしむ

郵

政

注意 精製の貨幣は總て日々市場に於て騰落あり就中小銀貨は大銀貨一元に對し常に其相當價格を維持せず時と大一元に對し小銀貨十二毫(一圓十錢)以上の割合なるが故に換りに之れが受入を許さば政府は多額の損失を蒙じらるるを以て總局は其供給を防止せんが爲め常に小銀貨の受入割合を窓口に告示しあり

一、郵便物は左の六種とす

(一) 信函類(信書)

重量 庫平四錢以内(一錢は我一匁餘)

二分

重量 庫平八錢以内

四分

以上は同じ割合にして信書一編の重量は五十二兩二錢迄とす(一兩は我十匁餘)

(二) 明信片類(端書)

單

壹分

双(往復端書)

二分

(三) 新聞紙類

重量 庫平一兩六錢以内

一分

以上は同じ割合を以て追加し二個の重量は五十四兩二錢迄とす

(四) 刷印物類(印刷物)

重量 庫平二兩四錢以内

二分

重量	庫平六兩四錢以内	五分
同	同 十二兩八錢以内	一角
同	同 廿五兩六錢以内	一角五分
同	同 五十一兩二錢以内	三角
(五) 貨物類(營業品見本及雜形等)		
重量	庫平二兩四錢以内	二分
同	同 六兩四錢以内	五分
同	同 九兩六錢以内	一角
(六) 包裹類(小包郵便)		
重量	庫平十二兩八錢以内	一角五分
同	同 三十八兩四錢以内	二角
同	同 七十六兩八錢以内	三角
同	同 百四十兩八錢以内	四角
同	同 二百八十一兩六錢以内	八角

但し其容積は長幅厚各二尺を越へず(一尺は九寸位)

汽車汽船不通の場所には送達するものは其重量七十六兩八錢と容積長幅厚各一尺を越えることを得ず
陝西、甘肅、雲南、貴州、四川の五省には送達するものは郵税二倍を徴すべし

- 一、寄留郵便(掛號)料金は五分にして配達證明(双掛號)料金は一角なり
- 一、郵便爲替(郵政滙兌)は一元毎に爲替料(滙費)二分とす但し郵便爲替は内國に限り取扱ふものとす郵便局の設置なき地方及び其他特別に指定されたる地方は爲替料異なるを以て其都度郵便局に就き問合すを要す
- 一、郵便爲替券(滙票)一枚の制限金額は十圓迄とす而して一人にして同一受取人へ振出す爲替券は一日十枚(即金高百圓)を超過することを不得

注意 爲替取扱時間は休暇を除き毎日午前九時より午後四時迄とす

以上は大清郵政章程の摘要にして其詳細なる法規は冊子として別に總局に於て發賣せる英漢文の二種に記載されたるものあり其掲載する所略諸外國の例に倣へり右の外代金引換及取立金郵便をも取扱ひ従て一般郵便物の上起る損害賠償等の法規定せられ幼稚ながらも殆んど斯業の完成に近づきつつあり又萬國聯合條約に加入し列國と均しく世界の交通に伍するに至るは蓋し遠きにあらざるべし

天津總局より北京保定、上海、開封、漢口、瀋陽、武昌、廣州、福州間の郵便發着時刻は左の如し

天津北京間 午前七時
午後三時 毎日三回

天津保定間 午前七時
午後三時 毎日二回

天津漢口間 午後三時 每日一回

天津上海間 午後二時十五分
午後五時二十分 毎日四回

備考 上海廣州福州の三ヶ所は總て津浦鐵路に接続し漢口、青島、開封、保定の五ヶ所に達する郵便物は總て北京郵政局を經由し汽車輸送に依るものとす

三 信局(二名民局) 清國にては古來信局と稱する私設郵便局ありて文書の送達及爲替の取組等

總て一般郵便業務を營むものあり恰かも往時我國に於ける飛脚屋若くは通達會社の如きものにして其組織は頗る粗笨なりと雖も因襲の久しき以て從來確實なるものとして一般世人の信用を博し寧ろ

官設の郵政廳を凌ぐものあり而して其郵便線路の如きも從來多方面に涉り今尙ほ官局の及ばざるものあり僻郷隱邑の地に至れば官局に遞送の道なく反て民局に其聯絡を有するものあり又其送達の速に關しては特別送達料を徴して特に速達を得せしむるの方法を設け普通遞送法に由らざるものあり而して普通料金に依る信書と雖も或一地方に限り其速達の度遙に官局に優るものあり現に天津より張家口に發するもの、如きは凡一日若くは二日の差を以て速達を得せしめつゝあり是れ官局の遞送法餘りに愚直に過ぎ規則に拘泥するの結果斯の如きの現象を呈する所以ならんか

民局は清國各地到處其設けあらざるはなく特に人家稠密の市邑にありては一市内に十數個所の營業者あり官局と競争して斯業に奮勵し支那内地間の交通に資する所決して尠しとせず初めロバートハート氏官局開設の議を提出するや此等民局は極力其議を排斥し自家營業の蠶食を防遏すべく大々的運動を試みたりしも時勢の推移する所奈何とも爲すこと能はずして止みたり

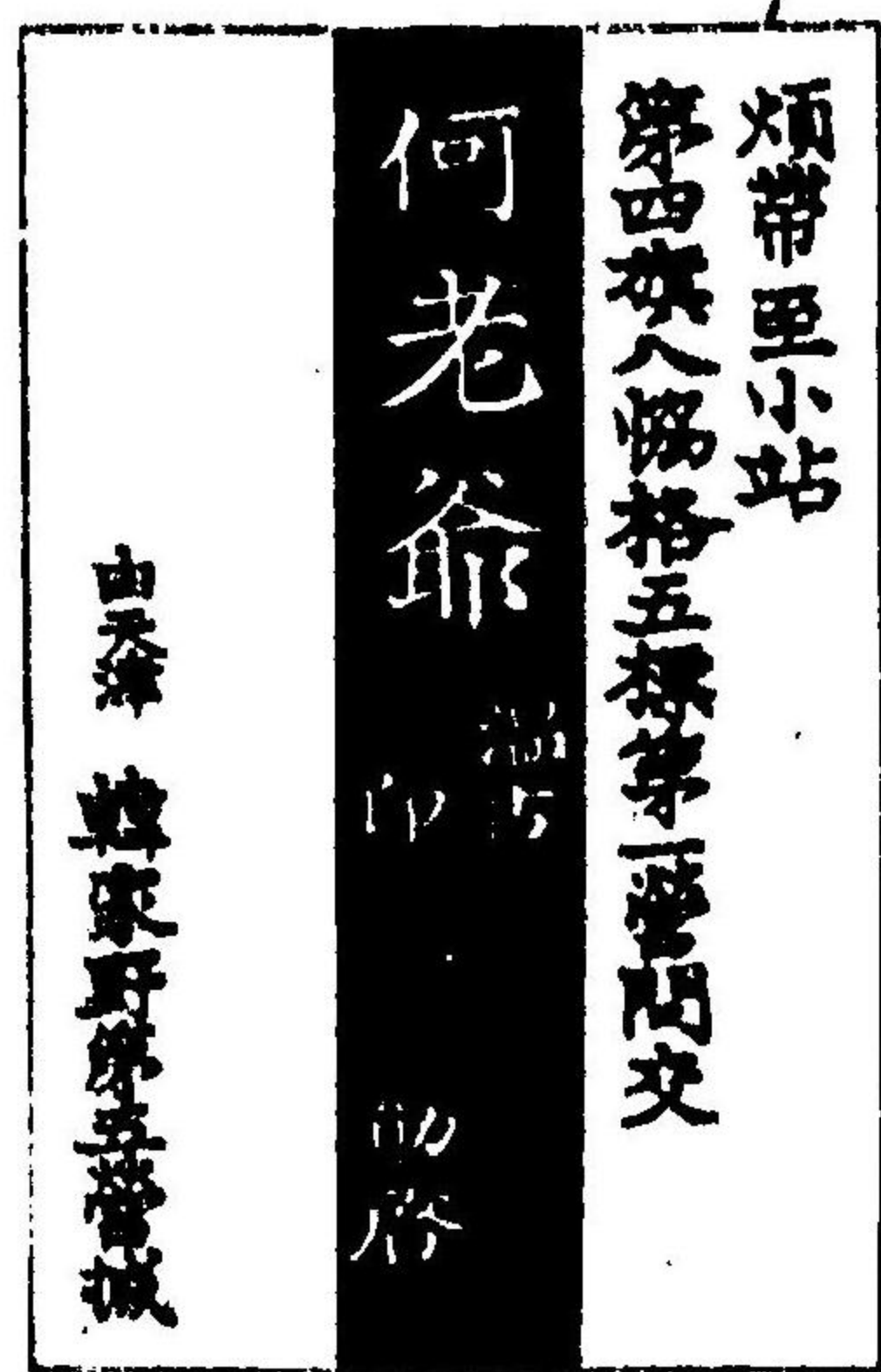
民局にては其郵便料金を酒賣と稱し官局の如く切手を貼用することなく且つ之れを發信人より支拂はしめずして總て受信人に要求するの慣例なり

重量は所謂目分最手加減にして一定せず従前は持込貨として受信人は普通郵便料の外五仙乃至二十仙の謝儀を送信人に給與するの例なりしも今はかゝる弊風を一掃せりと云ふ其對信の左上部に酒賣照例と印したるものは慣例の郵便先拂たることを意味し其捺印なきものは料金済なることを證する

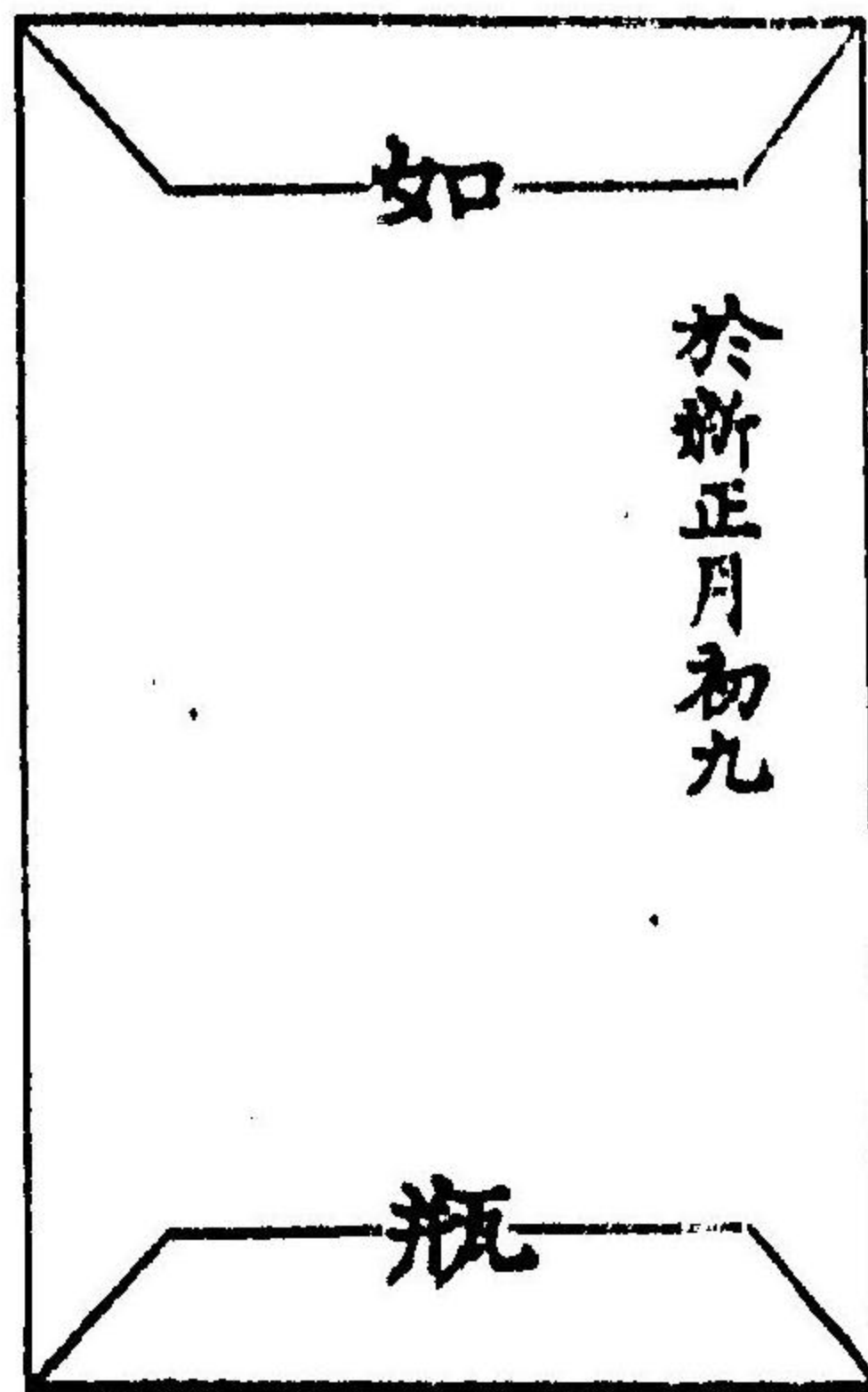
ものなり故に信局が一般信書の送達に信用を保有する所以のもの一に此酒賣照例にあり即ち其確實送達を速ぐるにあらざれば信局は其酒費を得る能はず若し一通たりとも遅送途中に於て遺漏亡失等あらんには信局は遂に成立し得ざるの理なるを以て其酒賣照例は或る意味に於て迅速送達を保障するものと謂ふべし其一封に對する料金は土地の遠近に従て異同ありと雖も約四川より漢口に送るは百文(我十銀位)北京より漢口に到るは六十文上海より漢口迄は五十文位の割合なりとす其發信局より受領證を與ふるものは普通料金の二倍を要す掛號(書留)と稱するもの即ち是れなり

清國人封書の書法は一般左例の如し

面 表



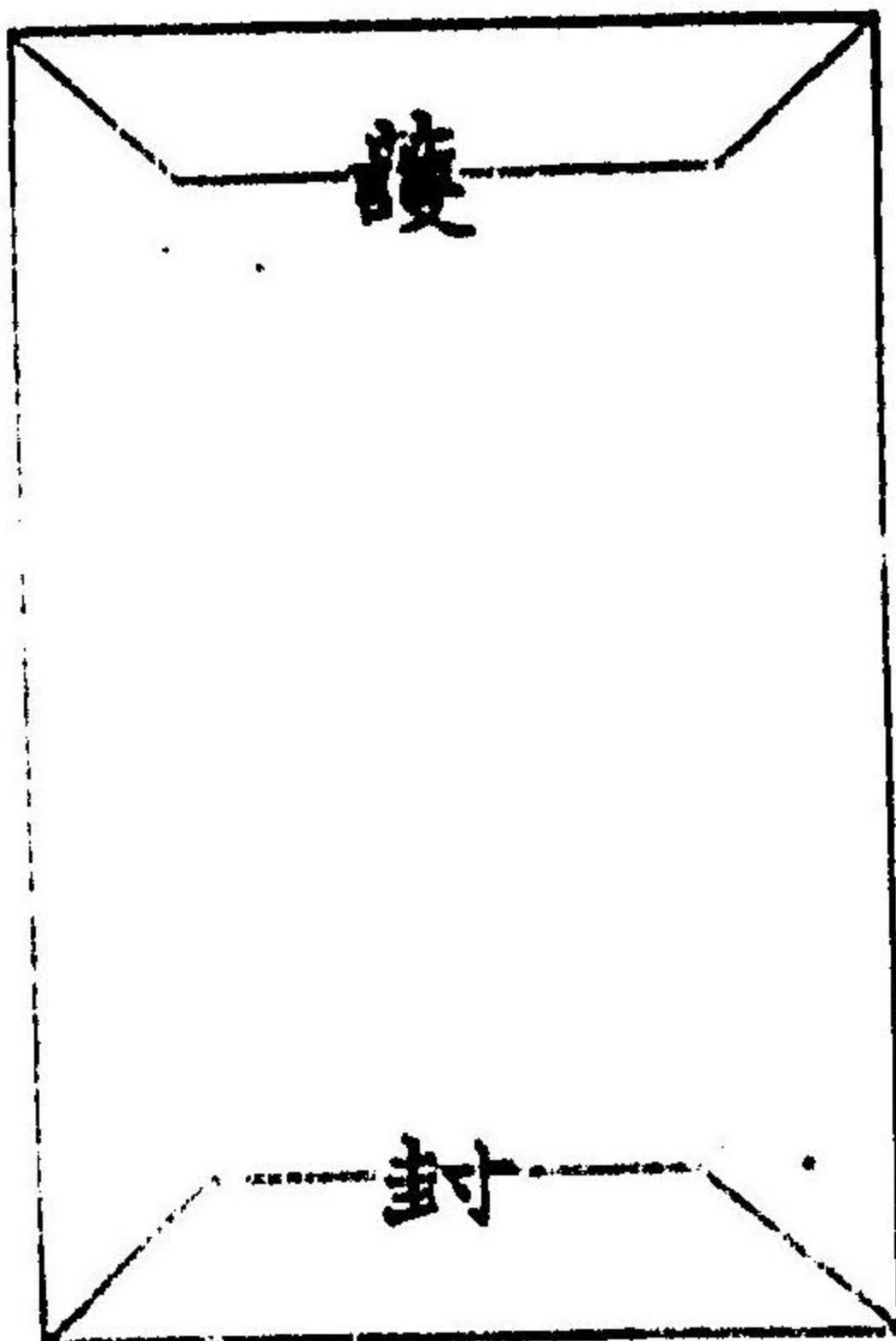
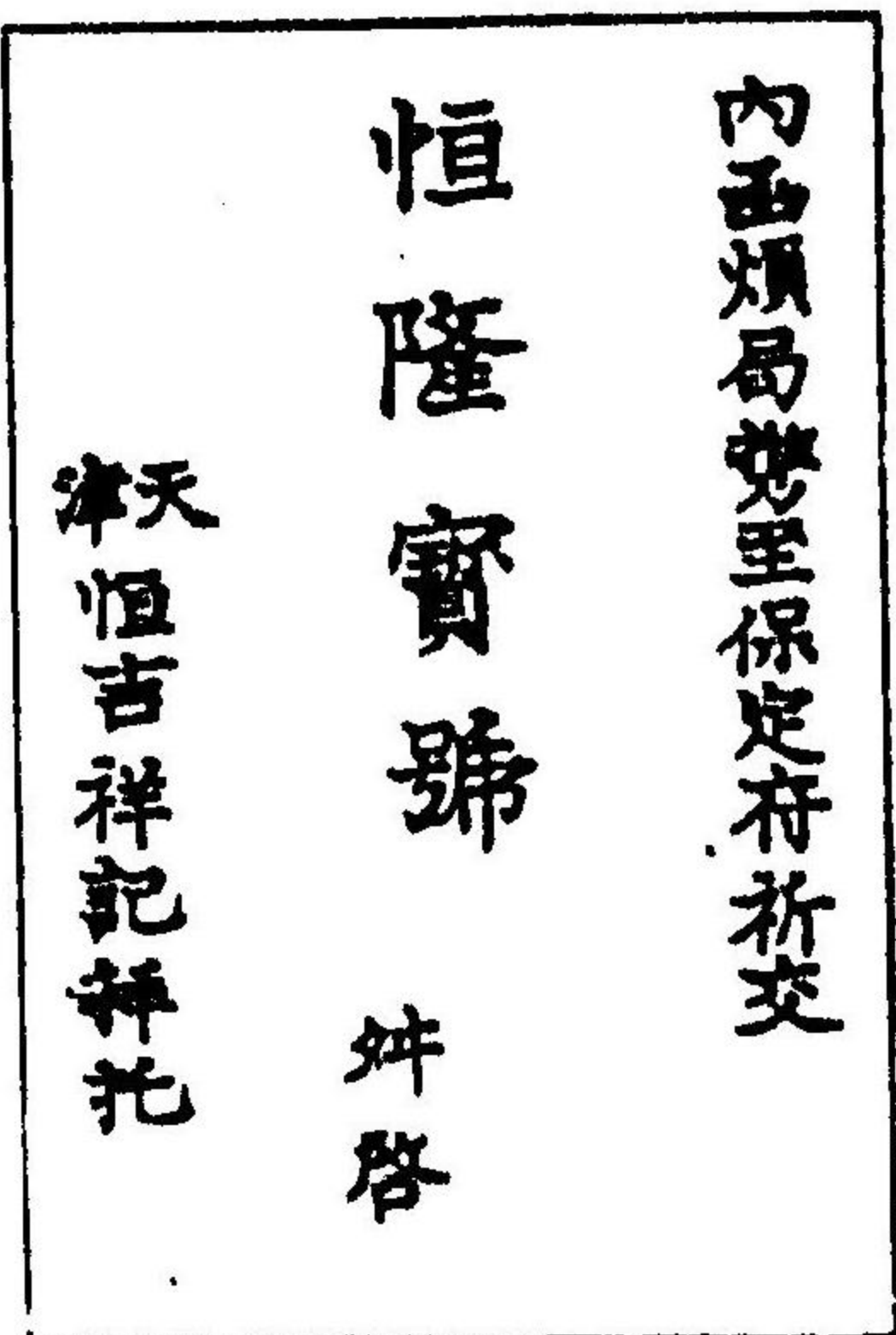
朱



面 裏

(郵稅濟のもの)

面 表



面 裏

右例の記法は種々ありて煩局代至敬煩貴局指至若くは内要函寄至と記載す又酒賣照例を酒賣例若くは酒例等と略記する事あり。

爲替取組の方法等に就ては別に規定制限等を設くるにあらす一に信局の信用に依頼するものなるを以て其爲替券の如き甚だ不完全不確なるを免かれずと雖も其確實到達の點に就ては均しく清國人の厚く信認する所たり然れども貨幣制度の不完全なるが爲め地方によりては其貨幣相場の変動日々不定なると或は甲地の貨幣は乙地に流通せざる等の状態より現金を其儘送達するの止むを得ざるもの少からず

其營業の方法は或は一省内に限るものあり或は數省に亘るものあり斯くして全國到處互に氣脈を通

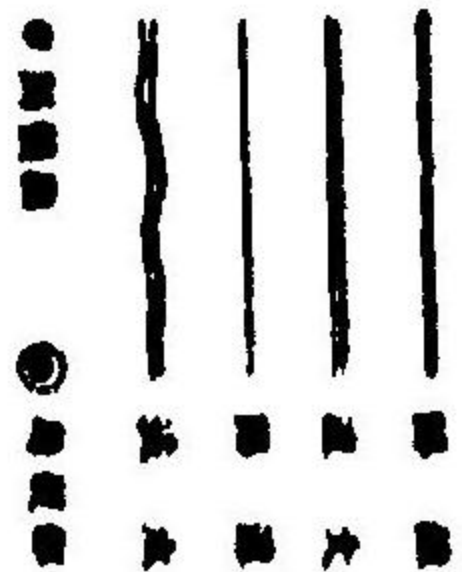
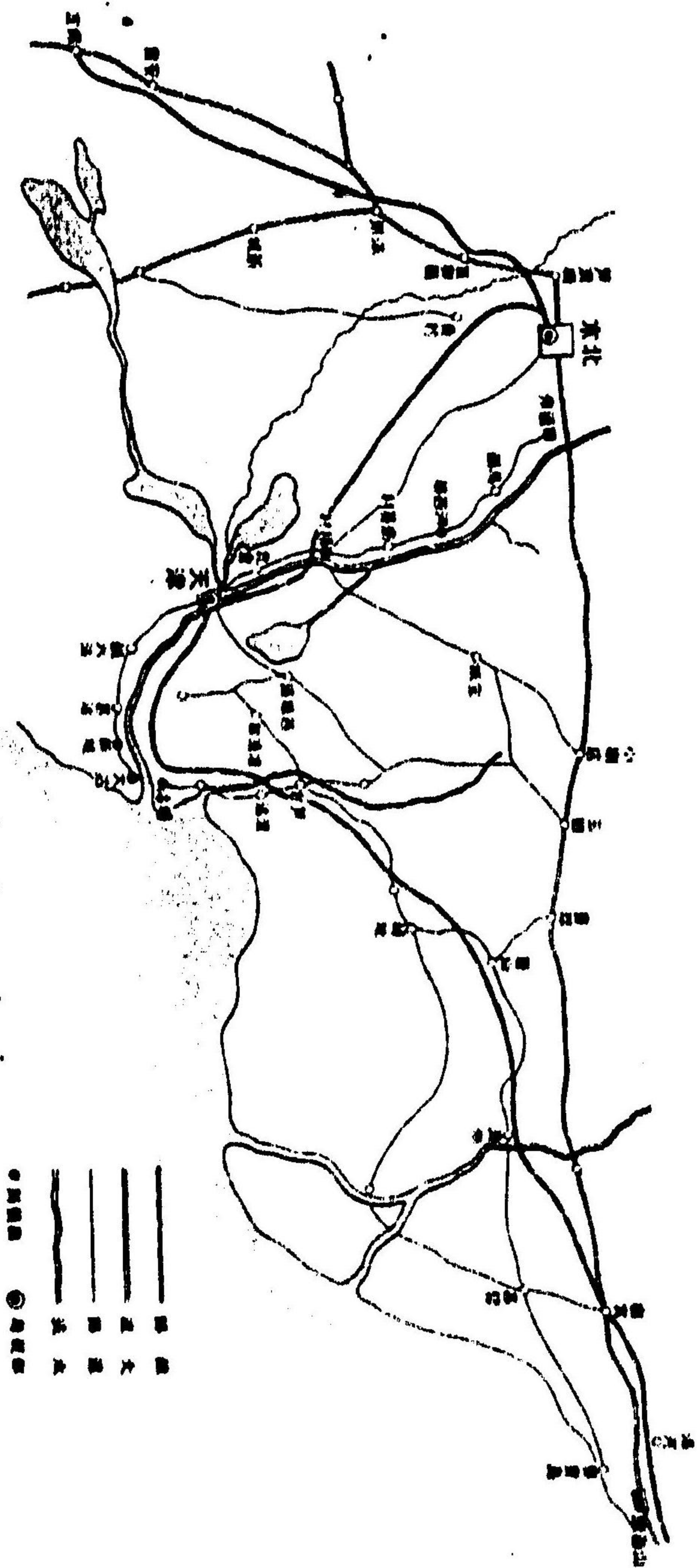
じ順次遷致の線路を擴充したるものなり支那全國に於て此種通信事業に従事するもの枚舉に遑あらず

天津市内に於ける民局は殆んど十五六ヶ所ありて各其家號を冠し某々情局と書したる看板を掲げり局舎は普通商家の店頭と異ならず掌櫃的以下送信人等を併せ數人乃至十數人を以て組織し其業務を經營せり貨銀は市内にありては銅貨一個(一錢)若くは二個にして北京保定塘沽山海關等の近距離地方へ送するものは通常略銅貨五個なり滿洲地方其他各省及南洋各地に送するものは十個にして掛號は總て普通料金の二倍なりとす

第二 日本郵便

一 北清事變以前の帝國郵便 天津に於ける日本郵便局は明治二十五年十月二十三日始めて紫竹林のウィクトリア街の我領事館内に開始せられ時の天津副領事荒川巳次局長の職を兼掌し郵便電信局書記高木鐵次郎之れが主任たり越えて明治二十七八年日清戰役の際には一時閉鎖し媾和成るに及んで再び開設せられ業務の發展を來すべき傾向ありしを以て此時始めて專任郵便局長を置くに至れり然れども其後明治三十三年北清事變に至る迄には居留民僅に百人に満たず郵便業務も亦規模の大なるを見ざりしと雖も該事變は實に北清に於ける萬般事業活動の動機となり郵便事業の如きも全く

天津郵便局管内線路圖





朝鮮半島の海路

此時より振興を見るにせりたり

北清時變以前に在りて我郵便物は之を清國郵政局に托し天津より芝罘を経て上海に至るもの及天津より上海に直航するものとの二線路に依り遞送せる外左記上海線及韓國線に依りて遞送したり

一、上海線

天津より芝罘威海衛を経て上海に至る

(二週間一回)

天津より芝罘を経て上海に至る

(同上)

一、韓國線

天津より芝罘仁川釜山木浦慶原長崎門司を経て神戸に至る

(四週間一回)

天津より牛莊芝罘仁川釜山木浦慶原長崎門司を経て神戸に至る

(四週間一回)

右二線路共定期航にして外に大凡四週間一回の割合を以て神戸天津間の不定期線路あり

當時船舶は何れも塘沽或は太沽に投錨し船長並に事務員は汽車に依り天津に來り出航前に歸船するを常とせるを以て郵便物は天津に於て直接該船員と受授をなし特に汽車業務遞送人を設置するの必要なかりしなり

二 北清事變に於ける帝國の郵便業務 明治三十三年五月滿和團匪北清に蜂起し天津塘沽間の鐵道を破壞し兩地遞送の途絶へたるを以て獨佛露の各國郵便局と共に引受郵便物は清國郵政局を經由

し英國の蒸汽船により送送すること、せり出征軍派遣せらるゝに至りては通信の連絡を保つ必要を生じ七月太沽北砲臺火藥庫内に太沽出張所を開設し毎月一回御用船の白河を往復するを利用し我

郵便物を送送せり既にして通州陷落聯合軍北京に進むや師團司令部の要求により北京楊村河西務通州の四ヶ所に出張所を設けし白河によりて天津北京間水路送送の方法を取りしが後陸送を開始し楊村天津間は汽車便となし楊村北京間は支那馬車を以て送送するに及び水路送送時代に比し稍安全と速達を得るに至りたり特で聯合軍は山海關を占領したるを以て十一月同地に出張所を設けし御用船により郵便物を受授し以て天津に送送したり其送送に要せし日数は左の如し

支 送 區 輪

山海關	支那馬車	一日
天津間	汽車	半日
計二日半		

此時に當り一方に於ては京津鐵道全通するに至りたるを以て汽車送送を開始し特で津榆鐵道亦全通を告げたれば是に至りて北清に於ける野戰郵便業務は敏活なる送送をなすに至れり其後米國軍事郵便局長の依頼により米國野戰郵便局と郵便物交換送送を開始し我は米國行郵便物を山海關より日本

に向て送送し米國は山海關出張所と海濱間並に天津郵便局と停車場間の郵便物送送用として自國の輜重車馬を供給し自國の負擔を以て相當兵力保護の下に山海關天津間の郵便送送を引受け相互頗る便利を得しが米國出征軍の北清引上と共に廢止されたり

三 北清事變以後に於ける郵便業務の發展
郵便局の組織。事變當時我郵便は野戰郵便組織を執らずして常設郵便局通信の術に當りたりと雖も軍事及野戰郵便の取扱法及將校以下の無料郵便物差出の別なく其他一般の通信業務は成規法令の許す範圍内に於て出來得る限り軍隊に向て便宜を與へたと同時に軍隊は郵便局に向て適當の協助を與へたり

公衆電報の開始。事變前百名に満たざりし本邦居留民は頗る一千有餘名に達し塘沽楊村北京の各地次第に其數を増し通信頻繁を要する時なるに拘らず北京塘沽は僅に一日二回の汽車便あるのみ外國料金は高く且つ不馴なる本邦人に對しては左程の利便を與へざるを以て軍用電線を利用し三十四年五月十六日より天津塘沽北京間の公衆電報取扱を開始し其料金は内地電報と同一に規定せり

居留地出張所の開閉及天津郵便局の新築。北清事變以來天津日本專管居留地の一部なる關口には我居留民の數漸次増加し雜貨及料理店を開業するもの日に多きを加へたるを以て三十四年七月一日特に居留地出張所を開設し關口在留邦人に便利を與へたり

當時各國は競て租界の經營に着手し日本の專管居留地は各國租界と支那市街の中間にあり白河の岸より海光寺に達する一帯の地域六十萬坪の地を獲得せるを以て時の局長岩崎直英深く將來の形勢を察し局務を改良し事業を發展せしめんと欲し主務省の許可を得て局舎の新築に着手し翌年七月を以て新築落成を告げ九月一日より新局舎に於て事務取扱を開始せり而して其建築費は四萬三千六百餘圓を要したり

此れと同時にヴィクトリア街本局を紫竹林出張所と改稱し開口出張所を閉鎖したり
北清事變後に於ける當局出張所の存廢は左の如し

所名	存廢	開設年月日	閉鎖年月日
居留地	廢	三十四年七月一日	三十五年九月二日 日本局の新築落成に隨し閉止
紫竹林	存	三十五年十月二十三日 日本局設置	同上により出張所となる
塘沽	存	三十三年七月三日 大沽に 三十四年一月十二日 塘沽に移る	
山海關	存	三十三年十一月一日	
楊村	廢	同 九月十日	三十四年七月十七日
河西務	廢	同 同 十二日	三十四年一月十日
通州	廢	同 同 十五日	五月一日北京の管轄に移り 三十四年九月閉鎖

北京	存	三十三年八月廿七日	三十四年三月十六日 天津局の管轄を離れ獨立す
新城	廢	三十四年八月六日	三十四年十一月七日
北京公使館 街出張所	廢	三十四年二月六日	後北京本局を設置す

上海經山線の利用。三十五年の冬期結氷中我通信船は僅に一ヶ月二回秦皇島往復に止まり其不便言ふべからざるものありしを以て上海經山線利用の議成り通常郵便物は常に上海行外國船便出帆の時機を計り之を清國郵政局に托送するとなり其度數固より僅かに數回に過ぎざりしと雖も是れに依りて從來の不便を補ひたり

日清郵便協約の成立。三十六年五月十八日日清郵便協約の締結せらるゝや同年七月十八日より清國郵便局に於て本邦若くは在韓國本邦郵便局所在地に宛てたる通常郵便物にして清國郵便切手を以て郵便料金を納附しあるものは前納の効力あるものと見做し遞送配達を取扱ふこととなり相互自國郵便料金を以て交換遞送を設定せり但し清國內地に於て民局を經由するものにして其追加料を支拂ふは止むを得ざるに屬せり

山海關營口間直接遞送法。三十七年八月中山海關營口間直接遞送の必要を感じ清國鐵道總局に對し該線路に於ける郵便物無貨遞送並に遞送人乘車の件を交渉したるも急速に清國政府の承諾を得るは

其當時到底不可能の見込みなりしを以て臨時の措置として當分業務遞送人をして乗車の都度賃金を支拂はしめ郵便物は手荷物として遞送することとなり今尙默々の裡に繼續せられつゝあり
遞送線路の増設。日露戰役に於て皇師運送の結果三十八年二月に至り大連經山便の開始ありたるため通常郵便の發着漸く頻繁となりたるは漸業取扱上の簡便を來したると同時に一般公衆に向て多大の安慰を與へたるものと謂ふべし然るに當時本便は輸送方に餘裕なきの故を以て單に通常郵便物の遞送に止まり小包郵便物は總て塘沽秦皇島に發着する船便に頼るの外遞送の途なかりしが同年三月に至り通常郵便と共に大連經由便に依り小包郵便物を輸送するの便宜を得たり
三十八年一月又清帝子新政府間の受渡便を開始し次て二月北京漢口間鐵道托送便を開始せり
北京漢口間鐵道閉塞便托送方に就ては天津本局及常竹林出張所は直接天津大清郵政局に引渡し其他塘沽、山海關兩出張所牛莊及關東都督府所管の郵便局は在北京本郵政局を經由し同地大清郵政局に引渡し京漢鐵道に結束するものとす此外三十九年九月太清大連間往復陸軍通信船に郵便物搭載を協定し毎月三回往復す

第三 英國郵便

一 常設郵便局 天津各國居留地中最も秩序的に經營せられ其街衢の整然たる其家屋の宏壯なる

外形及内容に於て極めて秩序ある發達をなしつゝあるものは蓋し英國居留地なるべし其行政に於て其施設に於て將又人口の饒多なる點に於て其民力の豊富なる點に於て他に如角を抜きつゝあるもの亦英國居留地なりとす然るに英國は永く自國の郵便局を設置せずして其居留民は大清郵政局に郵便物を依托し來りて從つて在留民の不便利言ふ可からざるものあり是に於て在留英人は自國郵便局設置の必要を幾度か唱導し直接本國政府に申請して其設立を過りたる事一再に止まらざりしも容易に之れが設置を見るべからざりしが漸く千九百六年十月に至り初めて當地に英國郵便局の設置を見るに至りたり

英國郵政局は天津英國租界開平礦務總局構内にあり局舎は礦務總局總廳の一部を區劃して之に充て局長以下清人雇員二名集配遞送人三名あり局舎は極めて狹陋にして受附窓口の如き木製の格子を以て界し間口七間奥行二間の長方形をなす業務はメールアドレスの外極めて閑散なり遞送方法は清國郵政局に依り其托送を受け自局は單に之れを區分發送配達するのみなり

間局は創立以來日尙は淺きに拘らず私書函使用者の數割合に多くして主なる商賈官衙は何れも私書函を利用すと云ふ其不能配達郵便物は時々タイムス紙上に廣告する等比較的業務の進歩と公衆に對する注意の深きを見るなり

取扱業務は普通郵便小包及爲替の三種なりとす但し在清各局相互間の爲替は單に小爲替の取扱をな

端書	一仙	四仙	四仙	四仙	四仙
新聞紙	ニオンス毎ニ 二仙	二仙	二仙	二仙	二仙
寄附品及 見本	ニオンス毎ニ 二仙	二仙	二仙	二仙	二仙
書留料	十仙	十仙	十仙	十仙	十仙

第四 露國郵便局

天津に於ける在外郵便局中最も早く創立せられたるものは露國郵便局なるべし而して其發達の最も遅々たるものも亦露國郵便局なりと云ふべし天津英租界デボンポート小巷舊露國領事館構内の狭小なる屋舎の一字は即ち露國郵便局なりとす局長以下二名の局員あり北清事變の際には山海關停車場附近の古領家屋に郵便局を設置し局長以下局員三名ありて牛莊との繼越郵便事務を取扱ひつゝありしが日露戦争の開始に伴ひ一時佛國代て之を守備し以て僅かに滿洲との連絡を保てり唯露國の各國以外に有する特種の特權は北清事變後關外鐵道還付の代償として牛莊山海關間即ち關外鐵道に於ける郵便物の無料送致にあり是れ露國が獨特の先取權にして其東清鐵道と連絡して北京莫斯科間直通線を獨占したるは外交上の一成功たりしなり然れども日露戦争に於ける彼れが戰敗の結果は其積成の經營を擧げて全然水池に歸せしめたり

露國郵便局郵便料金表

種別	在清露國郵便局及東部諸國	聯合諸國	聯合外諸國
信書	一二グラム毎ニ 七仙	一五グラム毎ニ 十仙	一五グラム毎ニ 十仙
端書	三仙	四仙	八仙
新聞紙	五〇グラム毎ニ 二仙	五〇グラム毎ニ 二仙	五〇グラム毎ニ 四仙
商品見本	一七六グラム中迄 三仙 以上五〇グラム毎ニ 二仙	一〇〇グラム中迄 四仙 以上五〇グラム毎ニ 二仙	一〇〇グラム中迄 八仙 以上五〇グラム毎ニ 四仙
業務用書類	一七六グラム中迄 七仙 以上五〇グラム毎ニ 二仙	二五〇グラム中迄 二仙 以上五〇グラム毎ニ 二仙	二五〇グラム中迄 四仙 以上五〇グラム毎ニ 四仙
印刷物	一七六グラム中迄 二仙 以上五〇グラム毎ニ 二仙	一〇〇グラム中迄 四仙 以上五〇グラム毎ニ 二仙	一〇〇グラム中迄 八仙 以上五〇グラム毎ニ 四仙
書留料	七仙	十仙	二十仙
配達證明	七仙	十仙	二十仙

露國の本土及在清露國郵便局所在地に課する料金を信書一オンスに付銀七仙端書一枚に付銀三仙と定めたるが如きは他列國郵便料金に比して不廉の甚だしきものと云ふべし
露國郵便局の郵便物送致に従事する送致人は悉く自國人にして武裝せる郵便吏員之に當り業務送致人に清人を使役せざるは獨佛各局の清人を乗務せしむると異なる所なり其取扱業務は特に普通郵便に限られ他各局の如く小包及爲替等を取扱はず業務極めて簡單なり

重量制限

信書 二千グラム

見本 三百五十グラム

印刷物及冊 二千グラム

印刷物及冊 各面の寸尺 四五センチメートル

印刷物及冊 各物の寸尺 長七五センチメートル 巾一〇センチメートル

見本 長三〇センチメートル 巾一五センチメートル

第五 獨國郵便局

獨逸は北清事變後に於て在外局所を増設し現今在清獨國郵便局の數は十七所の多きに達せり天津に於ける獨國郵便局は明治二十四年英租界ツィクトリア街領事館内に設置せられ其後現局舎に移りたるものなり局舎は私人の居宅を以て充てたるが故に門内數間の奥にありて郵便局舎として極めて不適當なるのみならず其公衆控所の如きは廊下の一部を以て之に充て極めて狹隘にして何等郵便局舎の體裁を具備することなし加ふるに私書函等の設備を見ず事務室の如きも極めて不完全なれども郵便業務に至りては他各國郵便局に比して寧ろ整頓せるが如し

局舎は英租界ツィクトリア街の中央にあり位置とし 間然する所なし英佛郵便局の設置なき當時に

ありては同租界在住の英佛人の多くは信書及小包の送達を該局に依頼したるに徴するも該局に對する公衆信頼の程度如何を察知するに足るものあり

該局には局長以下局長二名清人通譯生一名あり郵便局吏員中に通譯生として清人を使用するは獨り獨國郵便局あるのみ送達方法は英佛各局と同じく孰れも清國郵便局に托送すと雖も自國所屬の船舶に對しては直接送達を施行せり

塘沽に於ける獨國郵便局は其兵營内に設置せられ規模極めて小にして駐屯軍人の軍事郵便物及獨逸船便による郵便物の繼送業務を取扱ふのみ冬期には秦皇島獨逸兵營内に移局して業務を取扱ふ

取扱業務は他の各局に比して寧ろ繁劇にして其取扱物件及び收入額の数なることは在天津各國郵便局中日本郵便局を除けば蓋し第一位を占む業務の種類は普通郵便爲替小包の三種にして英佛各局と同じく外國爲替の取扱をなさず郵便物の送達は少しく獨語を解する清國送達人を使役し郵便取に業務せしめ北京山海關間送達に従事せしめつゝあり

獨逸郵便局郵便料金表

種別	獨逸及在清各局	聯合諸國	聯合外諸國
信書	一五ツァム毎に 四仙	十仙	十仙

留	書	印	刷	見	業務用書類
留	書	物	物	本	類
同上	同上	同上	同上	同上	同上
二仙	二仙	二仙	二仙	二仙	二仙
四仙	四仙	四仙	四仙	四仙	四仙
四仙	四仙	四仙	四仙	四仙	四仙

第六 佛國郵便局

各國居留地の内最も早く其經營に着手したるは恐らく佛國なるべし今を距る二十年前西曆千八百八十七年英佛聯合軍の北京陷落後に於て已に其經營を始めた然れども自國郵政を此地に布きしは比較的近年の事に屬す明治三十三年北清事變以前にありては郵便局を設けず唯便宜上佛國領事館内に於て通信事務を取扱ひつゝありしが北清事變後人口頗る増加し各種の業務益々擴張すべきの氣運に向ひ又事變以來北京天津塘沽山海關の各地に駐屯軍を分駐せしむることとなりたるを以て通信の連絡上益々郵便局設置の必要を生じ千九百二年一月十五日(明治三十五年)始めて佛國郵便局を設け

佛國郵便局は佛國租界パリー街にあり千九百五年五月の建造にして局舎は新築なれば獨英露の各郵便局に比して稍其體裁を備ふと雖も聊か私宅と官衙とを折衷せるが如きの觀あり業務は極めて閑散にして取扱事務は普通郵便小包及爲替の三種なり遞送は總て閉蓋にて清國郵政局に托送せり業務信用の程度は遙かに英獨兩局に劣れり其取扱郵便物數に於ても又收入に於ても英獨兩局に及ばざること遠しとす塘沽にある支局の如きは兵舎の一部を以て之に充て加ふるに極めて不體裁不整頓にして不潔狭陋言語に絶せり

東洋各地宛各國借書料金比較表

地名	局名	日本郵便局	清國郵政局	露國郵便局	獨國郵便局	佛國郵便局
日本	日本郵便局	十仙	三仙	十仙	十仙	
韓國	日本郵便局	十仙	三仙	十仙	十仙	
上海	日本郵便局	四仙	二仙	七仙	四仙	
香港	日本郵便局	四仙	四仙	七仙	四仙	
芝罘	日本郵便局	四仙	二仙	七仙	四仙	

第二節 電信及電話

第一 清國電信の沿革及現狀

電線を架設する時は地體を毀損し其墳墓地に落つる柱線の影は祖先の靈を穢すとて固陋の清國人は甚しく之を嫌厭せり千八百六十五年(明治四年)露西亞は天津より恰克圖に至る電信線を設けんとし清國を誘導せしと雖も清國政府は此提供を拒絶したり

然れども當時政府部内の具眼者は夙に此至便なる交通機關の設備を必要と認め遂に光緒五年時の直隸總督李鴻章は天津總督衙門を起點とし天津東機局(現在佛國兵營)及紫竹林佛租界の招商局を経て太沽砲臺及北塘兵營間に電信線を試設したり是れ清國電信の嚆矢とす同七年李鴻章事務總裁に任じ内國各地に電信線を架設するに決意し同年六月丁未大北電信會社と電信架設工事の特約を訂結し且つ該會社より技師數名を聘し天津より山東省を経て上海に至る陸上線を架設し豫て上海より東京境上に延長し爾來工事の進捗甚だ著しく光緒十年には一方には江蘇山東直隸諸省を連接し鎮江府より大運河に沿つて天津に達し更に白河を溯りて北京城に入り一方には鎮江府より江寧に通じ遂に漢口に至り又上海より杭州を経て寧波に至り更に杭州より岐れて福州に至り尋で之れを廈門汕州に延

長し九龍(香港の對岸)に出で更に廣州府に至れり而して廣州府よりは之を廣西省の龍州に延長せり實に清佛戰爭は清國をして電信架設の必要を感せしめたる最大動機となりしなり又北京よりは山海關牛莊を経て旅順口に至る線を架設し更に本線は光緒二十年を以て韓國幹線と龍州に於て連絡したり

光緒十一年清佛條約によりて東京境上の兩國線相連絡し一方は老關より國境を超て雲南省蒙自に入り廣東省に於ては龜州より國境を超えて東京の諒山に至りて共に相連絡せり

光緒十三年北京線は西比利亞境上に達し同十八年露國カシニー伯は清國李鴻章と十個條の約款を締結し連絡點を決定せり

光緒十九年甘肅線は伊犁に延長し同二十一年には緬甸の「バモ」より雲南省の騰越に接続し大理を経て雲南府に通ずる線及び英領印度と清國との電線も亦連絡せり

此の如く僅々十數年間を以て清國電線は東西南北の便を開くに至り爾來益々其線路を延長し今や南は海南島の南端より北は滿洲黑龍江浦鹽斯德に至り東は上海より北西伊犁に達し東北より西南に至りては牛莊芝罘より上海揚州蘇州及揚子江岸の各開港場を連ね延て雲南境上に及べり又揚子江岸の支線は沙市より西北に延長し北京より來る線と西安に會し中央亞細亞を経て陸上より歐洲に連絡す最近の調査に據るに清國電信線の幹支線合して約十萬八千餘浬なりと云ふ

今清國天津より日本に至る電信線を示せば左の如し

- 一、天津濟南鎮江より上海を経て大北電信會社の海底線に接続するもの
 - 二、天津より太沽に出で同處にて海底線に由り上海に至るもの
- 而して其何れにするも之れを長崎に於て本邦陸上線に連接す又間接線としては天津より鎮江福州を経て臺灣に至るものと天津より牛莊瀋州釜山を経て海底線に接続するものあり然れども此等は順路に非ず直接線路に故障を生じたる時此等の迂路を取ることあり
- 清國陸上線と他國水陸線との接続其他の事項に關し英佛露及水陸電信會社等と條約を締結せしこと前後十數回にして現今効力を有する者の中重なるものは次の如し

- 一、清國電報總局
大北電信會社
電信協約(光緒七年)
- 一、清國電報總局
大北電信會社
上海吳淞間電線買賣協約(光緒九年)
- 一、清國電報總局
英國大東會社
上海香港電信協約(光緒九年)

- 一、清國電報總局
英國大東會社
北京太沽間電信線貸借協約(光緒二十八年)
 - 一、清國電報總局
大北電信會社
北京太沽間電信線貸借協約(光緒二十八年)
- 目下清國當路者は萬國電信條約に加入するの必要を認め居るも前に述べたる如く各國及各會社に對し利害關係を異にする條約又は協約をなし居るを以て該條約に加盟する能はざるの餘儀なきに至らしめたるが如し然れども電報に關する總ての取扱法は千八百八十五年萬國電信條約規定に準據せるも電報料金に關しては各特種の稅率を各國各會社と締結し居れり

第二 清國電話の沿革及現狀

北清に於ける電話事業は光緒二十六年拳匪事件後和蘭人ボルセン天津都統衙門及各國領事團の認可を得天津電話會社を設立し極めて不完全なる電話器を用ひ單線式電話線を天津及北京間に架設したるを嚆矢とす光緒二十八年に至り時の電政大臣袁世凱は天津北京塘沽間に電話架設を計畫し電政會辦楊士琦を主任とし之れが設計監督として本邦より吉田正秀を聘用し本邦の器械材料を購入して之れが架設に着手し光緒三十一年を以て天津及北京に電話交換局を設け尋で其間を連絡すべき二條

の復線式長距離電話線をも架設したり當時清國電話總局の整備は天津電話會社を模倣するに至り新加入者益々増加すると同時にボルセンの電話事業は甚だしき打撃を蒙りり收支相償はざるに至り是に於て清國當局者はボルセンの電話線を撤去せしめんと試みたりしが議は變じてボルセンの既成線を買収することとなりたるも法外の價額を要求し屢々不調に移らんとせしが遂に五萬兩を以て其の權利一切を買収せり當時ボルセン電話加入者は天津北京附近に於て三百五十有餘ありしが合併前已に四五割は總局に加入済なるを以て實際ボルセンが總局に引継ぎたる加入者は僅かに百七十名内外なり而して譲渡さるべき材料は一として使用に足るものなく其五萬兩に償するものは少數の引継者あるのみなりき

第三 電信技術員養成法

光緒六年時の直隸總督李鴻章は天津に北洋電報學堂を創設し電信技術員を養成せり當時は重に大北電信會社の技師を招聘して教師となせり其後光緒十二年九月紫竹林佛租界に校舍を建築し佛人英人丁抹人の教師を増聘し電信に關する學科を授け光緒三十年末迄約三千名の卒業生を出したり現今各國の電信局に於て樞要の職にあるものは概ね本學堂出身者なり北清事變後に至り校舍を城内に移せり總辦一名學堂二名教師四名(清國人)生徒約百名ありて之れを高等中學初等の三科に分ち三年

を以て修業年限となし學課は電信學歷史地理算術英語佛語等なり

第四 電政

清國電信を其創始時代より高難を排じて急進力を以て遂に全國に普及する迄に發達せしめたるは中央政府の籌略に出でたるに非ずして専ら故直隸總督李鴻章の經營宜しきを得たるものとす故に李鴻章時代以來電政に關する諸般の權限は悉く直隸總督衙門に集中し居れり此等の關係より政府は代々の直隸總督を電政大臣に任じ更に二人の會辦大臣を任命して之に屬せしめ其一人は上海にありて南省一帶及上海にある各國水底線電信會社と連絡のことを管せしめ他の一人は北京にありて北省一帶及外國線との接續に關することを掌らしめ電政會辦大臣は天津に電報總局を設けて全國電政を統轄したりしが光緒三十二年十月時の電政會辦大臣たる直隸總督袁世凱は諸般の業務を辭任するに當り電政に關する事務をも辭任して之を新設郵傳部に引継ぎたり然るに該部は尙創始時代にあるに當り内部未だ整理せず該部官制には明かに電政に關する局課の名目あるも今日に至るも尙は開辦を見ざる狀況なれば現今該部の電政に關しては唯だ空名を存するに過ぎずして其の實際は舊設の電政會辦大臣(農工商部右侍郎楊士琦通商條約大臣盛宣懷)に於て一切を管理せり但し郵傳部も日ならずして左右丞參議司員等の任命あるべく然る上は電政は該部の統轄する所となるは勿論なり

今左に郵傳部官制中より電政に關する條項を摘録せん

第一條 郵傳部は全國の鐵道電報電話郵傳軌路標識開閉水陸輸送の設備施設の各事宜を管理し兼に各省の交通河運

鐵路局電報局郵傳局を精査す

第四條 郵傳部に四司を置く其目左の如し

一、郵政司 二、郵傳司 三、軌道司 四、部水司

第六條 郵傳司の掌する事務左の如し

- 一、電報電話規則所定の規則及設備施設の事項を審定す
- 二、電信電話用品及電氣學に關する工學を考驗し電氣學工藝學校を管理す
- 三、電報各局委員學生の成績を考査し及び出入の款項を精査す

第五 線路建築條例及建築法

清國には線路建築條例の制定なく擅に民有地に電柱を植立して手當金を給することなく又通信に障害ある竹木其他の植物を伐除し或は之れが有權者をして他に移植せしむ而して其の損害に對しては毫も顧みる所なく又人民より之れが損害賠償を要求すること絶てなし只だ外國居留地内に植立する電柱に對しては或は二三の國に限り一本一年に付一圓内外の植立税を納金し居るものゝ如し

線路建築法に關しても亦規定せられたる者なく電線架設に關しては其技師の考案により電話建築に關しては該建築技師の考案により唯だ自己線の便利のみを計り決して他を顧みることなし故に北清

地方の市街に架設せられある電信電話線の景況を見る時は其不整頓不統一なる殆んど言語に絶し是れが大清帝國の電信電話線なるかを疑はしむ

第六 電信電話に使用する器具材料

北清にて目下使用の電信機は「シーモンヌ」式印字機にして電池は主に「レクランシェー」を使用す伊太利領事は自國線「マルコニー」式無線電信機を支那政府に販賣せんと奔走し此が爲め在北清自國兵營内及び電報學堂内に無線電信所を裝置し自國の技師を教師として實習せしめつゝあるも未だ實地に應用するに至らや其他北清にては音響器多重通信器自動中繼器等特種器械を使用し居るを聞かず電話器は從來多く日本品を使用し來りしが明治三十九年吉田正秀天津電話總局を辭しロータ氏代て其職を襲ぐに至りて多く獨逸製電話器を使用す

目下の交換器は「スタンダード」式にして天津には本支局を通じ八臺を備ふるも漸次共同電池式交換機に改むるの計畫あり

直隸省内の電話交換所を擧ぐれば左の如し

天津

天津電話總局内交換所

紫竹林交換所

北京

北京電話總局内交換所

第二交換所

南交換所

西交換所

塘沽

塘沽交換所

太沽交換所

北塘

北塘交換所

因に記す電話に加入せんと欲せば電話交換所に備付けある用紙に所要の記入をなし交換所に差出すときは該所は直に是れが架設に着手し日本に於けるが如く申込金を受け申込順に架設する等の事なし又市内に在りては是が架設費を要せず市外にありては未だ電柱電話線の設なき所に新に架設せんとするときは其實費を請求す加入料は一ヶ月五弗にして三ヶ月毎に前納し且つ一旦納入したる金は

三ヶ月以内に其権利を放棄すと雖も還付せず又電話所有權の買賣は一切之を禁ず
目下天津の電話加入者は一千名内外にして支那人六分外國人四分の比なり

第七 電報取扱法

○支那電報取扱規則摘譯

一、支那文を以て打電せんとするには本文の前に受信人の居所を明記し電報新編に就き符號を取り調へ報信紙に其符號を左より右に認め局に差出すべし假令ば上海大馬路の李と云ふ者に打電せんとせば上海の二字を明記したる外()の符號を記すべし是れ即ち「大馬路李」の四字なり其餘の字は畫に就て部を替ねて此に倣ふべし

一、電報を傳達する順序は官報を先とし局報之に次ぎ私報又之に次ぐものとす

一、發信人及受信人にして四十二日以内に局より原文の符號を寫取らんと欲せば本人たることを保證するものあれば之を許可す

一、電報は其本人或は其家族使用人同居人門番に配達すべし但し受取るべき人名の指定あるものは此限りにあらず唯何人を問はず電報を受領せしときは必らず送信簿に署名するか或は捺印し且つ時刻を記入すべし若し記名捺印するものなきときは送信簿を其の家に残し置き電報は局に持歸り

本人或は代理者が送信簿を局に携へ来るを待べし若し四十二日を経過するも受領人來らざる時は
其電報は焼却すべし

一、外國語の電報を送らんと欲せば萬國電報通用の文を用ふべし若し暗號電報を送らんとせば必ず
英佛獨伊蘭拉日葡八個國の文字を用ふべし其の人名地名は暗號を用ふるを許さず又局にて暗號表
を要するときは之を差出すべし

一、機密暗號歐文電報は局にて其意義を明かにするに及ばず但し支那商民の發するものは外國の語
を成さざる字母を用ひて暗號とすを得ず若し電報文中暗號と普通文とを混用するときは暗號に
括弧を用ひ普通文と區別すべし

一、受信人の宿所姓名は字數に照らして料金を徴收す發信者は電報料を吝みて妄りに字數を減節す
べからず其方明かならざれば配達するに困難なり若し發信者に於て宿所姓名の字數多き時には受
信者と豫め減字方法を規定し發着兩局に某字は即ち某人たることを登記し宿所等も亦之に倣ふべ
し唯少くも五字を以て率となすべし發信者の姓名を電報文中に記入すれば其字數に照して料金を
徴收す

一、送信料は少なくとも七文字を以て起算す故に七字以内と雖も亦七字として計算す七字以外は字
數に應じて加算す路に遠近あり料金に等差あり局にては規則に照して料金を徴收し受領證を交付

したる後直ちに電報を發す

一、歐文電報は十字を以て一語とす十字を超過したるときは二語として計算し電報文中の諸記號は
一語と見做す其人地名數目等の字にして連續したるものは字數に照して料金を徴收す又某市某
街等と記したるものは其市街等の字を逐一徴收す

一、歐文電報の三個亞刺比亞數字を以て一字をなせるものは本局の四個數字を以て一字となすの例
に因る能はず故に十二個を以て三字として計算す

一、歐文電報中數字或は「アルファベット」の單獨なるものは各一字として計算し緊要の語の下に線
を畫したるもの亦一字として計算す

一、歐文電報中點線等の諸記號は各一個の符號として計算す符號の尾に又一の字母を加へたるもの
(順序數を云ふ)は即ち中國の第の字なるを以て又一字として計算す

一、電報文中全部「アルファベット」及び亞刺比亞數字を用ひたるものは歐文電報料に照して徴收し
又電報文中本文は電報新編の四符號を用ひ姓名宿所のみ「アルファベット」を用ふるものは支那線
に於ては四符號を以て一字となし歐文電報料に照して徴收し外國會社線を経るものは外國會社の
例に照して徴收す

一、外國行四符號の電報にして大北會社線を経山するものは北線上にては三符號を一語となす例へ

は四符號の字三個は合計十二なれば四語として徴收す又大北電線會社より他の外國會社線へ轉送するときは四符號毎に二語として徴收す

一、清文歐文を論せず全部連續して斷れざる數字の電報は三個を以て一字となし歐文に照して徴收す

一、電報料金は各戸に帳簿を作り前金を納めし者の外は現金を以て支拂ふものとす而して電報料五十仙以下にありては小銀貨にて徴收し五十仙以上にありて大銀貨(弗)を受取り小銀貨を釣錢とす小銀貨の通用せざる處は兌換に照して釣錢を與ふ

一、一個所若くは一港に分住する數人に同一電報を別々に送らんとするときは一通分の電報料金を徴す但し一枚毎に寫料として十仙を添加すべし南北亞米利加等に送るものは右の如く取扱ふ能はず若し數人に分送せんとするに受信者同一場所及一港にあらざれば各所各港への料金を逐次徴收す

一、發信人にして電報の原文を取戻し發信を中止せんとするものは果して本人の意志なるか或は之を保證するものあれば許可す若し此電報を未だ送付せざる前にありては其原文と電報料とを立ろに還付し且つ本局の出したる受領證を取戻す若し既に電報を傳送したる後なれば一の電報を發し若局をして前の電報を取消さしむ電報料は其電報の到着したる地點迄の電報料を引去り餘りあれ

は本人に還付す續て發したる電報は字數に照して其料金を徴收す若し發信者にして返電を求めんと欲せば返信料を前納するものとす

一、受信人にして電報文中に解せざる所あれば發局に問合はすことを得但し往復に要する電報料を拂込むものとす若し返信によりて局の誤りなりしこと明白なるときは該電報料は還付すべし

一、若し發送したる電報受信人に届かざるときは發局より事務報を若局に發し其事實を取調べ發信人の受領證と受信人よりの未達證明書とによりて其電報料全部を交付すべし又電線に何等障害なく百四十四時間の久しきに至り送達したるか或は原文を追問したる後局にて果して大なる誤謬を見出したるときは受信人の受取りたる送達紙によりて電報料を還付す此三者を除くの外は平常小誤あるも料金を還付せず電報料を返す期限は支那日本間は二ヶ月支那歐羅巴間は六ヶ月とす

○關内外鐵路電報規則摘譯

一、頭等官電即ち各官衙の間を往復する洋務軍務の電報料は定價の半額とし至急を要するものは其(定價の半額)の二倍を徴收す

一、各國軍人が山海關以西に於ける停車場にて電報を發する時頭等官報の字を明記したるものは發信局にては電報料を徴せずして旬日毎に原文を總局に送り總局にて發信者に之を請求す此種の電報は發信人をして發信紙上に姓名官職等を明記せしむべし但し關外は例外とす

一、歐文官私電報及支那文私報にして關内各停車場より山海關及關内各停車場に打電するものは均しく舊規則に因り一字毎に洋銀十仙を徴收す

一、二等官報は本局員の公務上發するものにして他人は之を用ふることを得ず

一、三等の至急私報は定價の二倍を徴收す

一、四等通常私報は定價の通り徴收す

一、私報發信者にして其原符號を取戻し校正せんと欲するものは「對」なる一字を加へ定價の外に定價の二分一の料金を拂ふべし

一、發信人にして受信人より返電を得んと欲せば豫め發局に返信料として若干を拂ひ込み電報紙上に一回報の三字を加ふべし然るときは發局は電報料受領済なることを記入し發局は代りて返電を要求す若し一週間を経るも受信人より返電なければ其往電料は返却し返電料は還付せず

一、各省及關内外の各停車場に發する支那文私報にして贈號を用ふるものは從來の規則に照して二倍の料金を徴收す

一、各停車場より各省に轉送する支那文及歐文私報料金を左の如し

(一) 錦州以西山海關に至る各停車場より發する私報は一字につき五仙を錦州以東營口迄の各停車場よりする者も亦一字につき五仙を錦州以西の各停車場より錦州以東の各停車場に至る者は

一字につき十仙を徴收す錦州以東の各停車場より錦州以西の各停車場に至る價も亦同じ

(二) 營口より錦州に至る私報は一字につき五仙營口より山海關に至るものは十仙營口より唐山塘沽天津北京等に至るものは一字につき二十仙を徴收す

(三) 錦州より唐山、塘沽、天津、北京に至るものには一字につき十五仙を徴收す

一、關内各停車場より關外の各停車場に發し或は關外の各停車場より關内の各停車場に發する私報は均しく關内外の定價に準じ遞加す

一、官私報共受信人の住所姓名は規定に照して料金を徴收す

一、電報料五十仙以下のものは小銀貨を用ふるを得五十仙以上は大銀貨を受取り小銀貨を釣銭とす

一、受信人にして各停車場より五清里以外に在るものは送達費として十仙を拂ふべし若し受信人十里以外にありて發信人は停車場より別使に由り配達せんとするときは三十仙を要す二十里以外は別に之を商議す唯營口より河東に配達する電報は受信人より四十仙を徴す但し渡船貨は其内に含まる

一、私報取扱時刻は午前七時より午後九時迄とす十時に至り急を要するものあるときは至急報として二倍の料金を徴す十時以後は至急報と雖も取扱はず

局名按省分排列

清國電信局地名表

盛京省	旅順、盛京、新民府、鐵嶺、東邊、安東、錦州、義州、金州、牛莊
吉林	寧古塔、伯都訥、薩奇庫站、長春、琿春、伊通州、吉林
黑龍江	墨爾根、齊齊哈爾、愛珥、博爾多、海蘭泡
直隸	盧台、深州、南苑、北洋、電報官總局、保定府、北塘、北京、學部、戶部、商部、外務部、平泉、張家口、朝陽、正定府、河間府、獲鹿、懷來、熱河、承德、高碑店、高村、德昌、古北口、廣平府、塘沽、天津、滄州、北通州、洋河口、永定河、山海關、石家莊、順德、小站、新城、宣化府、太沽、大名府
河南	漢口、開封、刑案關、府、開封、刑案關
山東	泰安、濰兒莊、德縣、登州、曹州府、曹縣、濟南、青島、濟寧、青洲、威海衛、濰縣、洋角、濰州府、昌邑、煙台、周村、韓莊、虎頭崖、黃縣、沂州、高密、夏莊、膠州、龍口、博山、沙河、十里鋪
山西	平陽、太原府、太原橋署、候馬、午杜、平遙、平定州
陝西	流關、龍駒寨、西安府
甘肅	涼州、雅安堡、寧夏府、平涼、肅州、安西、甘州、涇州、固原、蘭州
新疆	博拉巴什、齊遠、綏來、塔爾巴哈台、迪化、土魯番、烏蘇縣、阿克蘇、哈密、漢城、伊犁、喀什、喀什噶爾、庫車、庫爾喀、喇嘛

四川	熱江、資州、萬縣、巫山、雅州、永川、永寧、成都、重慶、瀘州府、資州府、瀘州、泥
貴州	威寧、畢節、貴陽
湖北	白洋、巴東、蒲圻、沙市、夏口、應山、應陽、仙桃鎮、新堤、大枝坪、大治、德安、宜都、武昌、武穴、辛樓、野山關、鄖陽、安陸、長陽、朱阿家、漢口、潛子口、宜昌、宜都、荊州府、古樓、廣水、歸州、來鳳、老河口、利川、馬鞍山、廟河
湖南	九江、醴陵、湘潭、岳州、永州、長沙、長沙、常德、城陵磯、衡州
江西	九江、柘墩、南安府、南昌、樟樹、湖口、贛州、吉安
江蘇	象山、仙女鎮、宿遷、蘇州、徐州、松江、浦口、秦湖、清江浦、青口、崇明、南通州、吳淞、吳淞炮台、無錫、揚州、常州、常熟、鎮江、揚州、淮安府、如皋、界首、贛榆縣、江陰、泗陽、南京、上海、十二圩、獅子橋下口、下關
安徽	壽州、太平府、大通、蕪湖、段家湖、安慶、安慶行台、正陽關、鳳陽、廬州府
浙江	南河、寧波、平湖、沙盤嶺、紹興、紹興、溫州、餘姚、乍浦、鎮海、衢州、杭州、嘉興、金華、蘭溪
福建	馬尾、浦城、三都、川石山、永口、延平、晉江、廈門、漳州、泉州、福州、水部、浦江、建寧、沙角炮台、沙角、石龍、福州、寧德、深水埔、連溪、新安、新塘、油頭、德慶、徐
廣西	白馬、平樂、平馬、憑祥、泊利、百色、潯州、黔寧、左江道、洋營、林豐、梧州、永福、永
雲南	昭平、金州、橫州、興安、興業、興隆、貴縣、桂林、柳州、勐竹、龍州、隆安、南寧、南寧
雲南	宣威、思茅、他郎、大理、騰越、清龍、楚雄、通海、永昌、雲南府、河口、開化、廣南、
雲南	歡安府、馬龍州、騰越、龍允、蒙目、刺陸、普洋、普應
蒙古	叻林、烏得、庫倫、買賣城、勃江

電話及信電

輪匯通交

備考 北京ニ至ル者ハ本表電報料金ニ更ニ五仙ヲ加フ

雲南	四川	新疆	盛京	陝西	山東	山西	蒙古	貴州	廣東	廣西	吉林
三三	一九	二二	二二	一九	一九	二二	NO	三三	一九	一九	二二
三三	二二	二二	三三	三三	二二	三三	NO	三三	二二	二二	二二
二二	一九	二二	二二	一九	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
一九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	NO	二二	二二	二二	二二

江蘇	湖北	湖南	河南	福建	直隸	浙江	安徽	何省	發寄
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	徽安	浙直
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	福建	龍瓜
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	南河	南湖
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	北湖	甘江
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	西江	林吉
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	西廣	東廣
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	州州	古蒙
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	山西	山東
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	陝西	京盛
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	新	川四
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	南	雲

中國各省往來華文電報每字價目表 光緒三十二年重訂

○中國電報特例

- 一、急(至急) 私報にして急を要するものは至急電報として通常料金の三倍を徴收し且急なる一字を加へて此字も亦一字に計算す
- 一、到(受信報知) 發信人にして受信人が何時受取りたるかを知らんと欲せば本局線のみを通過するものは普通電報料金の外五字の料金を徴し支那線より外國會社線に轉送するものは萬國電信條約に照し十字の料金を徴收す且「到」なる一字を加へて亦一字に計算す
- 一、點(電報文中點句) (.) を用ひたるものは其符號の (.) を用ひ一字として徴收す
- 一、對(照校電報) 發信人にして誤謬を防がんと欲せば着局にて原符號を照校す此電報料として更に一半を加ふ即ち一字十仙なれば十五仙を徴す且「對」の一字を加ふ此字も亦一字に計算す
- 一、復(返信料前納電報) 發信者にして直ちに返電を待たんとせば頼信紙に「復」なる一字及符號を加ふべし是れ電報料前納を示すものにして此復字及符號は二字として計算す總て返信料は少くも十字の料金を豫納するものとす着局にては返信料の金額を記入したる證を送達紙に貼付すべし受信人は此證により返信を發せば別に料金を要せず若し返信の字超過すれば着局より發返信人に其不足を請求す若し返信なきときは受信人は此證を還付すべし然るときは發信人は發局につき先きに計算す

の返信料を取戻すことを得此證は本局線内は二十一日其他は四十二日を有効とす

- 一、探(迫尾電報) 發信人が受信人の住所不定のためニヶ所以上の住所を記入したるときは電文に探の一字を加ふ此探字も亦一字として計算す電報料は發信人より受領するも探送の費用は受信人より徴收す

- 一、譯 電報を電信局にて譯したる上配達せんと欲するものは電報料に一割を加へ且つ地名の前に譯の一字を加ふ此譯字も亦一字として計算す凡て電報の符號の翻譯を電信局に請ふものは其費用に一割を加ふ

○電報配達料

着局より受信人居所に電報を配達するに五里以外は十仙十里以外は二十仙とす以下百里まで五里を増す毎に五仙を百里以外は五里を増す毎に十仙を遞加す若し五里を超えざるに配達料を要求したるものあるときは直に本局に通知せらるべし本局は配達人を放逐するに躊躇せず

第三節 鐵道(關内外鐵道)

第一 清國鐵道の起原

日清戰役の結果列國は明らかに清國鐵道の真相を看破したるを以て競ふて内地の利權を收攬せんと

企て盛に鐵道敷設權に其手を染むるに至れり然るに日露戰役後の今日に在りては清國は其自覺の結
 果として大なる反動を生じ偏へに既喪の利權回收に熱中し又漸く交通機關の必要を知悉したるを以
 て舉國一齊に敷設線路を積算測定し汲々として日も亦足らざるの勢あり是を今日の現象と爲す
 抑も清國に於ける鐵道は遠く千八百七十六年上海吳淞間に敷設せる者を以て嚆矢と爲す是れ頗る小
 規模の經營なりしも古に拘して抜く可らざる自尊心強き清國に在ては忽ち朝野の間に異論を生じ津
 夷の機を以て中國を汚す可らずとの聲諸方に起りて翌年遂に之を排撤せり是れ當年の李鴻章が文化
 を輸入せんと欲して先づ其漸踏みを爲さしめたる極めて慘憺たる經營なりしも脆くも失敗に終りた
 り而して繼かに劉銘傳の威力と聲望とに依りて其餘端を蘇浙に留めたるに過ぎず次で起りたるは關
 内外鐵道にして之を清國に於ける事實的鐵道の起原と稱するを得べし今其沿革を叙せんに上海鐵道
 の排除せられたる翌年北清唐山開平間に一の炭礦を發見せり當時活潑の士を以て稱せられたる唐景
 聲なる者あり多年英國に留學して文明の智識を有し且つ英通果斷の實にして能く難を排して時の直
 隸總督李鴻章並に海關道周馥を後援として資金を募集し開平礦務局を創立して英人キャンデーなる
 者を技師長として備聘し以て其探掘に着手せり探炭事業の進捗すると共に直に運輸の不便を生じた
 るを以て地勢の測候を爲し唐山塘沽間に鐵道敷設を計畫したるも時の政府は尙ほ之を許可せず繼か
 るに胥各庄より嚴庄に至るまで約二十餘哩幅五十尺の運河を開鑿して運輸に使せしが更に他の輸

送機關として航海事業を興すの最も必要なるを認めれば此時唐景聲は一汽船會社を組織せり即ち
 今日招商局にして以て海運並に運炭に便ならしめたり然れども運河の輸送は到底運炭の目的を
 充分ならしむる能はずして更に唐山塘沽間に鐵道敷設の計畫を爲せしも世運尙未だ熱せず漸く唐山
 胥各庄間に馬車鐵道を敷設し以て運河と並行して運炭の機關に供せしめたり是れ事關内外鐵路
 の先聲とも稱す可くして之が爲に漸次清國人をして鐵道の利便を知覺せしめたり次で千八百八十六
 年四十五磅の軌條を用ひ四呎八吋半の廣軌鐵道に改造し茲に初て清國に於て鐵道なる者の産聲を揚
 ぐるを得たり之れを關内外鐵道の起原と爲す其後更に延長して嚴庄に至らしめ又線路を變更して
 胥各庄より塘坊田莊蘆古を経て塘沽に至り千八百八十八年唐山天津間を完成せり乃ち同年十月
 九日を以て時の總督李鴻章は命を銜みて周馥其他多數の官僚を率ひて盛大なる開通式に臨場したり
 當時此炭礦に使役せし工夫二千五百人なりしもの直ちに増して三千五百人に達し鐵道に使役せし工
 夫を合せて約一萬人前後の生民は茲に其活路を得るに至れり是れ此交通機關の發達に伴ふ餘澤と云
 はざる可らず本鐵道の技師長たる英人キャンデーは我横濱に生れ其父は維新の初め顧問として我國に
 聘用され氏の幼時は本邦に於て子爵井上勝氏の眷顧を受け東海道線路調査の際には故松井技師等に
 從ひて各地を遍歴し後本邦婦人と結婚して爾來英米露等の三國に轉職し多年斯道の經驗を積み遂に
 清國政府に招聘せられ礦山技師より起て關内外鐵道を經營せり開平事變の際本鐵道が聯合軍の占領

に歸するや一旦其職を辭せしも亂後再び就職して今日に至れり又彼の唐景雲は已に物故し其家餘財なく唯四壁を餘すの慘狀なりしも多年邦家に盡すの誠にして自家を顧みざりしは以て其徳を稱すべしとして死後招商局は巨大の資産を遺族に贈り又礦務鐵路の兩局共に毎年各千二百兩を其子孫に貽り以て永く功勞に酬ゆと云ふ

第二 千八百八十八年の狀況

線路の延長。當時完成せし全線の延長は八十一哩にして即ち天津塘沽間二十七哩塘沽蘆台間二十五哩蘆台唐山間二十九哩とし別に五哩の枝線及び待避線を有したり
 軌條の使用。軌條は唐山齊各庄間は四十五封度を使用し齊各庄塘沽間は六十封度及七十封度を混用し塘沽天津間は七十封度を布設したり總てサンドハーグ式準規断面にして鉄接版も同式を使用し枕木は日本産の堅質木材を使用し又少數の鋼製枕木を混用せり「プラット」は唐山より採取せる石灰の碎石を使用す當時七十封度軌條を使用したる者は遠からず北京まで其延長を見るべく而して延長の場合は急行列車の運轉を必要と認むべく石灰及び食鹽の運搬最も頻繁に至るべきを豫想したるを以てなり
 土工の橋樑。線路を布設せる各地方は概ね低地なるを以て全線一帯に氾濫する大洪水の狀況に備み

殆んど全線路を築堤と爲し其土工には非常の困難を感じたり即ち全線間に三千七百五十尺の水路を設け後來橋梁を再設するの煩を避けたり北塘漢沽間の七哩は全部一大沼地なるを以て四大橋梁と一大避溢橋とを要し軌條基面を最洪水點より一呎の上に築造したり故を以て實に多大の經費と勞力とを費したり
 橋梁の建設。全長八十一哩間に於ける徑間二十尺以上の橋梁は四十八個にして此中ツォレン氏鐵桁の鐵及鋼を混用して製作せる徑間九十呎の者七個英國製造に係る輕量にして質強形美の百二十呎徑間一個又英國製造にして同じく徑間百二十呎の者一個あり而して其最大なる者を漢沽橋梁とす全長七百二十呎にして徑間三十呎鐵桁五連六十呎旋開橋一個徑間五十呎鐵桁十連より構成せられ橋脚中の數個は工事速成の必要上より木造となしたるも之を除くの外は橋梁橋脚共悉く石造とせり當時清國人間には木材を以て鐵桁に代用せば尠る經濟なるべしと思考せしも北清は極めて乾燥の地方なるを以て木材の收縮甚しく鋼鐵は反て比較的低廉なるを以て當事者は鐵材使用を奨励せり
 運輸狀況。旅客收入は漸次増加の勢を呈せしも尙創業の際なれば混合列車を除くの外は相當の利益を得る能はざるを以て旅客列車及急行列車は特別の場合と將來とに其必要を認めたるも當時は尙之を鐵道問題以外に置けり然れども當局者の考案は通州まで延長せば双方より少くとも毎日一回の急行列車を發する必要あるべく又早晚北京に到達せば旅客は一時間半の快速旅行を京津間に試むるを

得べしと思考せり故に當時の計畫は天津より通州を経て北京に達せんとせし者の如し
 車輪の設備。客車機關車は四輛のみにして炭水車を併せて總重量七拾噸にして經六呎の齒輪四個を
 有し其製造法は英米折衷にして荷重なる部分は鑄鐵を用ひ火室は鋼鐵を用ひたり此汽關車は英國メ
 ップス會社の製造に係かり汽關全部鋼製にして汽筒及衝程は十七吋及二十四吋なり又四個の三十六
 吋ボヤー式車輪を有し鐵製パイロットを備へ米國式前燈を有し傳熱面千二百平方呎鐵管二百十二本
 爐面十二呎平方炭水車は三十六吋なる車輪のボヤー二個の上に架し二千三百ガロンの水と二噸の石
 炭とを搭載し一時間六十哩の速力を以て運轉し得べし他の七輛の機關車は六個の四十二吋齒輪を有
 し重量三十八噸より四十噸に至る又別に十二噸より二十四噸に到る小機關車三輪を有せり英國シャ
 ープスタワード會社並にダブス會社の製造と米國グランド會社の製造なり機關車の多くは鋼製の
 火室を有せるを以て種々の議論ありしも結果極めて良好にして消費石炭の數量は速力と牽引力とに
 對し英國の者に比すれば反て少なく米國及び印度に比すれば伯仲の間に在り即ち當時所有の車輛は
 左の如し

- 七十噸機關車 四
- 三十八噸より四十噸の機關車 七
- 十二噸より二十四噸の機關車 三

- 八輪鋼製旅客車 一二
- 四輪鋼製旅客車 四
- 十噸鐵製運炭車 二二〇
- 二十噸鐵製運炭車 二五
- 八輪車十五噸石材運搬車 六〇
- 四輪建築車 五〇

別に大官の使用に供する客車二輛あり八輪車の最も完備せるものにて廣潤なる客室暖室化粧室從者
 室荷物室等ありチキ材にて製作し美麗なる椅子を備付け琥珀色に彩畫を織出せる網縞の窓簾を裝
 飾せり其精工と華麗とは倫敦巴里の者に比して敢て遜色なし

ボヤーは之を研究せる結果起伏及曲線多き地形の運輸に適するを認めたるより米國式を採用せり客
 車中の六輛はボヤー式中の不完全なる點を補はん爲め可憐輪軸組に製造し經濟便利の二點に於
 て良好の成績を示せり機關車及各種車輛の製作に就ては十分の安全を討究したると同時に極めて低
 廉なる運輸賃金を考へ縦合細微と雖ども經濟上不必要の者は悉く省略し官商其他一般の風俗習慣を
 參酌して製作したり運轉機及緩衝器は米國專賣のジャネー式を用ひたり

工場及事務所。工場は皆各庄に於て數棟の假場を有し各種の機械を備へ貨車客車を製作し機關車

を組立てたり車輪車軸の一部分は米國製を使用せしも他は皆英獨より購入せり事務所機關庫客車庫材料處等は塘沽停車場構内に建設せられ棧橋上の廿五噸の起重機は將に竣工せんとし開平礦務局は停車場より約一哩の地に棧橋起重機貯炭所を有し單線を以て停車場に連絡し鐵道にて運搬し來る石炭は起重機にて直に船中に積載し尙遠からず南方の各港灣に運輸すべき速炭汽船を購入せんとする希望を懐き居たり又停車場は貨客運輸の發達未だ分明ならざるのみならず其建築地質も全く固定せざるを以て一時粗造の家屋を以て當時の所要に應せしめたり

建築費及組織。此八十一哩の鐵道建設費は百五十萬兩にして實に非常の少額とす長大なる橋梁の多數並に車輛の設備軌條の重量線路工事の状態等一々之を打算し來れば斯る少額なる建築費は多く其比を見ざるべく一哩の建設費幾かに約二萬兩に過ぎず其組織は李鴻章配下の俊才と聞えたる伍廷芳を以て社長と爲しキヤンダーを以て技監兼理事とし又多數の英人を使用せり是れ開通式當時の概況にして約三年間の經營にかゝる之を清國鐵道の創業期と爲す

第三 千八百八十八年以後の狀況

發達の順序。千八百九十年古冶に延長し九十五年古冶山海關を完成し津榆鐵道と稱し茲に會社線を改めて官線とせり翌九十六年天津北京間を竣工し同年十月之を復線と爲す同時に山海關より營口

並に新民屯に向て工事を進め關内外鐵路と改稱す團匪の事變北京塘沽唐山山海關等各所の鐵道は破壊せられ國面記録及材料等殆んど烏有に歸したり聯合軍が天津に入るや外國將官會議の結果塘沽天津間は露軍に歸し烏蘇里鐵道大隊之を保護せり又同年八月五日山海關に上陸せる露軍は即時山海關營口間を占領し溝幫子附近より營口に到る未成線を達成せり聯合軍の北京に入るや英軍は北京營口間を我軍は豐台郎坊間を獨軍は郎坊以南を占領し共に其復舊工事に従事し同年十二月全線の再通を見るに至れり翌年三月聯合軍は京榆間の鐵道を英國鐵道監理部の手に移せしが其後北清撤退の際之を清國に還附し露國も亦同時に關外鐵道の占領を解きたり

關外線。關外鐵道の露國より還附せらるゝや鐵道局は銳意力を改良に注ぎ溝幫子停車場を擴張し給水車石炭貯蓄所機械工場事務所等を建設し又營口停車場を改良し或は地築を爲して構内を廣め或は鐵道旅館を建設し又大凌河双台子の二大橋梁の架設に着手し露軍占領中の不備を完成し新に羊園子胡家窩堡等の停車場を増設し更に大凌河以東營口に至る線路のパラスト撤布に着手し千九百三年の末に於て其大部の竣工を見るに至れり而して新民屯線路方面に於ても溝幫子打虎山間の橋梁及停車場を完成し同年末に於て遂に其軌條は新民屯に達し翌千九百四年全線の開通を見るに至れり千八百八十九年より茲に至る約五年間の經營にして之を第二期發達期と爲す

而して現今に至りては南滿洲鐵道は日露戰爭の結果として我帝國の掌中に歸し從來數々被むりたる

露國の壓抑を離れて蔚然頭角を顯はすに至り又新率線回收の結果新民府線を以て本線に改め之に十分の設備を施し滿洲子營口間を支線となすの方針を採るに決したり

京漢鐵道。初の盧漢鐵道と稱し千八百九十六年張之洞の奏議により盛宣懷を總辦とし北盧溝橋より南漢口に至るの鐵道を計畫しケンゲーを技師長とし翌年工事に着手し盧溝橋より保定に至る間を築造したりしが千九百年之を白耳義會社に引渡せり是より工事は南北兩端より着手し又北京に至る線路を添設し北京正陽門外に起端停車場を設置して更に京漢鐵道と改稱し千九百五年全線開通せり其延長九百三十三哩あり線路は單線にして其構造並に停車場待避線の長さは凡て關内外鐵道と同制式なり

西陵線。清國帝室は毎年一回西陵行幸の事あり多數の日數と經費とを要するを以て豐台(京津間の一停車場)より盧溝橋を経て保定に至る線路の敷設を期し以て西陵線の築造を計畫し關内外鐵道の技師詹天佑を主任とし千九百三年工事に着手し翌年竣工せり全長七十八哩待避線三哩七なり當時は帝室の專用線なりしが千九百六年之を關内外鐵道局の管理に移し一般公衆の乘車を許可せり

京張線。千九百三年及四年度に於ては鐵道の收入非常の盛況を呈し多額の剩餘金を生ぜしより其内五百萬兩を流用して北京張家口間に新線を敷設せんとし千九百五年八月中工事に着手し陳昭安を總辦とし詹天佑を技師として清人のみを以て其工事を進捗し現に南口迄開通せり本線は北京を發し

て西山々麓より十三陵長城居庸關等北清著名の舊跡を経て蒙古の邊境に連絡する線路なれば一は遊覽者の利便となり又蒙古と燕南の吐吞口たるべき張家口に達するを以て貨物の集散も亦頗る許多なるべし

現在の組織。關内外鐵道局は天津佛租界白河岸に在り初め直隸總督袁世凱を以て總辦と爲し鐵道大臣たる胡燏棻を以て副總辦とせしが光緒三十二年袁世凱總辦を辭任したる結果本局の事務は擧げて郵傳部の管掌する所となり現任總局總辦は周壽臣にして其部下には悉く英人を使用す獨り本邦人にして我鐵道局技師たる曲尼辰三郎就職するあり然れども資金の大部分は英國より借入れたるを以て周は只空位にありて行政機關の全權は悉く英人の手裡に歸す英人が如何に銳敏にして其根柢を固くせるかを見るべし

第四 鐵道材料處

其始め之を塘沽に設置したるも千九百四年新河の白河岸に移し同所の棧橋上には二十五噸の起重機を備へ英人をして之を監督せしめ總ての材料を爰に蓄積し各地に配給す唐山機關工場及山海關造橋廠にて使用する鐵材並に京張鐵道の材料等亦皆此に除揚げす唐山には別に引造所を設き該地附近の材料を供給せしむ